

目標設定型排出量取引制度における
排出量取引運用ガイドライン

令和6（2024）年 2月

埼玉県環境部

目 次

第1部	はじめに	1
1	本ガイドラインの目的	1
2	本ガイドラインの位置付け	2
3	用語の定義	3
4	事業者の手続に関する章節番号の案内	4
	(1) 大規模事業者の手続	4
	(2) 大規模事業者以外の取引参加者の手続	5
第2部	目標設定型排出量取引制度における排出量取引制度の運用	6
第1章	制度概要	6
1	本章の位置付け	6
2	条例・規則・指針・各種ガイドライン等の体系	6
	(1) 指針における排出量取引関連規定	7
	(2) 各種ガイドライン等における制定事項	7
	(3) 排出量取引に関するその他資料	9
3	制度の仕組み	10
	(1) 削減目標の達成と制度の流れ	10
	(2) 目標設定型排出量取引制度における目標達成の考え方	12
	(3) 複数の大規模事業者がいる事業所における取扱い	14
	(4) クレジット等を管理する削減量口座簿	14
	(5) オフセットクレジット等の目標達成以外での活用	15
4	超過削減量及びオフセットクレジット	16
	(1) 超過削減量	16
	(2) 県内中小クレジット	20
	(3) 再エネクレジット	22
	(4) 県外クレジット	25
	(5) 森林吸収クレジット	26
	(6) 東京連携クレジット	27
	(7) その他ガス削減量	28
第2章	削減量口座簿	29
1	本章の位置付け	29
2	削減量口座簿の仕組み	29
	(1) 削減量口座簿の役割	29
	(2) シリアル番号について	29
	(3) 口座の役割	30
第3章	各種手続	46
1	本章の位置付け	46
2	指定管理口座の開設等	46
	(1) 指定管理口座の開設	46

目標設定型排出量取引制度における排出量取引運用ガイドライン

(2) 指定管理口座に係る各種変更	48
(3) 指定管理口座の廃止	50
(4) 口座管理者の登録	50
3 一般管理口座の開設等	53
(1) 一般管理口座の開設	53
(2) 一般管理口座に係る各種変更	57
(3) 一般管理口座の更新	59
(4) 一般管理口座の廃止	60
(5) 一般管理口座と指定管理口座の関連付け	62
4 クレジット等の発行申請	66
(1) クレジット等の発行に係る諸規定	66
(2) クレジット等の発行申請手続	70
(3) 超過削減量の発行可能期間と発行可能量	73
5 オフセットクレジット等の移転申請	75
(1) オフセットクレジット等の移転申請に係る諸規定	75
(2) オフセットクレジット等の移転申請手続	76
6 東京都の一般管理口座との振替	78
(1) 東京都の一般管理口座からのオフセットクレジット等の取得	78
(2) 東京都の一般管理口座へのオフセットクレジット等の移転	82
7 クレジット等の充当申請	85
(1) クレジット等の充当申請の要件など	85
(2) クレジット等の充当申請手続の流れ	87
(3) 目標達成に利用しなかったクレジット等の取扱いについて	88
(4) 結果的に算定排出削減量が削減目標量を超過したときの、充当したクレジット等の取扱いについて	88
(5) 削減目標が達成された場合の手続について	89
8 削減量口座簿記録事項証明書に係る交付申請	90
(1) 削減量口座簿記録事項証明書の交付申請に係る諸規定	90
(2) 削減量口座簿記録事項証明書の交付申請手続	91
9 オフセットクレジット等の無効化申請	92
(1) オフセットクレジット等の無効化申請に係る諸規定	92
(2) オフセットクレジット等の無効化申請手続の流れ	93
(3) クレジット記録移転通知書（無効化証書）の記載内容	95
10 クレジット等の抹消について	97
11 振替可能削減量等の発行等に係る情報の公表について	97
(1) 振替可能削減量等の発行等に係る情報の公表に係る諸規定	97
(2) 振替可能削減量等の発行等に係る情報の公表に係る申請手続	98
12 排出係数の見直しにともなうバンキングされたクレジット等の増量について	100
(1) 増量の方法	100
(2) 具体的な方法	100

目標設定型排出量取引制度における排出量取引運用ガイドライン

(3) 手続	104
(4) 一斉増量の例外	104
(5) 一斉増量後のクレジットの発行について	104
(6) 増量に伴うシリアル番号の変更	104
第4章 円滑な制度運用に向けた埼玉県の取組	105
1 本章の位置付け	105
2 県が公表する情報	105
(1) 排出／遵守状況等	106
(2) クレジット等の発行	107
(3) オフセットクレジット等の取引	107
(4) クレジット等の量	107
(5) 口座開設者	107
(6) オフセットクレジット等の無効化	108
3 排出量取引市況の監視	109
(1) 排出量取引市況の把握	109
(2) クレジット等の供給不足による異常な価格高騰が予見される場合の県の措置	109
4 不正取引への対応方針	110
(1) 指針等に定めのある行為	110
(2) 法令等における不正取引規制	110
第3部 その他	111
第1章 用語定義集	111
第2章 よくある質問と回答	118
第1号様式 振替可能削減量等の保有等に係る情報の公表について	
第2号様式 振替可能削減量記録移転（クレジットの無効化）に係る情報の公表等について	
第3号様式 埼玉県目標設定型排出量取引制度クレジット記録移転通知書（無効化証書）	
参考資料	132
1 参考資料の位置付け	133
2 オフセットクレジット等の購入の流れ	133
(1) 見積依頼先の選定	135
(2) 見積依頼	135
(3) 取引内容の調整	136
(4) 契約の締結	136
(5) 決済	137
3 オフセットクレジット等の売却の流れ	138
(1) 見積依頼先の選定	139
(2) 見積依頼	139
(3) 取引内容の調整	140

目標設定型排出量取引制度における排出量取引運用ガイドライン

(4) 契約の締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・140
(5) 決済・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・141
4 契約書のひな形・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・141

凡例

下線 : 今回（令和6年2月）改正部分

青い文字 : 東京都環境局の「総量削減義務と排出量取引制度における排出量取引運用ガイドライン」（令和5年4月改正版）と異なる部分

第1部 はじめに

1 本ガイドラインの目的

本県では、令和5年3月に改正した埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）において、2030年度における埼玉県の温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減するという目標を掲げている。

また、「埼玉県地球温暖化対策推進条例」（平成21年埼玉県条例第9号。以下「条例」という。）に基づき、温室効果ガスを多量に排出する事業者に対して、「地球温暖化対策計画・実施状況報告書」等の作成・提出を義務付けている。

さらに、大規模な事業所における温室効果ガスの削減を進めるため、平成23年度から目標設定型排出量取引制度（以下「本制度」という。）を導入し、東京都の「総量削減義務と排出量取引制度」と連携しながら運用を進めている。

本制度においては、目標達成の履行手段として、自らの事業所での削減に加え、他者の削減量、環境価値等の取得が可能である。

大規模事業者は、超過削減量及びオフセットクレジット（県内中小クレジット、再エネクレジット、県外クレジット、森林吸収クレジット及び東京連携クレジットをいう。以下同じ。）を排出量取引により取得し、それらを削減目標達成への充当に利用することができる。

また、大規模事業者は、その他ガス（エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス）の削減量を削減目標達成への充当に利用することができる。

このほかに、排出量の削減を進めてオフセットクレジット等（超過削減量及びオフセットクレジットをいう。以下同じ。）の発行を受けた場合には、排出量取引によりそれらを売却することができる。

令和2年4月には埼玉県削減量口座簿取扱要綱（以下「要綱」という。）において、削減量口座簿に振替可能削減量の無効化（本制度の充当に利用できない状態にすることをいう。以下同じ。）の記録ができることが定められた。このことにより、本制度において創出されたクレジットの環境価値を、目標達成以外に活用することも可能となった。

本ガイドラインは、大規模事業者の削減目標達成及び取引参加者（大規模事業者及び大規模事業者以外で取引への参画を希望する事業者をいう。以下同じ。）による排出量取引が円滑に実施できるようにすることを目的とする。

また、削減量の保有者による本制度外における削減量の活用が円滑に実施できるよう、新たに設けられた無効化の機能についての詳細も定める。

2 本ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、条例、[埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則](#)（以下「規則」という。）、[埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針](#)（以下「指針」という。）及び[要綱](#)に基づきクレジット等（超過削減量、オフセットクレジット及びその他ガス削減量をいう。以下同じ。）を記録・管理するための削減量口座簿における管理口座の開設から[目標達成](#)までに事業者が行う手続、取引可能なクレジット等（超過削減量及びオフセットクレジット）の発行、振替等に関する手続とその関連情報等、円滑な取引のために[埼玉県](#)が実施する取組等について記載している。

なお、排出量取引は、取引の当事者間で行うことが基本であり、[埼玉県](#)が取引市場を公設することは予定していない。

排出量取引の取引価格についても、取引する当事者同士の交渉・合意により決定されるものであり、[埼玉県](#)が取引価格を定めることはない。

したがって、それらに関する情報は、本ガイドラインには記載していない。

クレジット等の算定・検証については、[エネルギー起源 CO₂ 排出量算定・検証ガイドライン](#)、[その他ガス排出量算定ガイドライン](#)、[その他ガス削減量算定・検証ガイドライン](#)、[各種オフセットクレジットの算定・検証ガイドライン](#)を参照のこと。

3 用語の定義

本ガイドラインにおいて使用する用語は、条例、規則、[指針及び要綱](#)において使用する用語に則るものとする。

ただし、本ガイドラインでのみ使用する用語については、本ガイドライン内及び「[第3部第1章 用語定義集](#)」に定める意味を有するものとする。

4 事業者の手続に関する章節番号の案内

(1) 大規模事業者の手続

取引を含め、大規模事業者、すなわち削減目標達成に努める大規模事業所の所有者等が削減量口座簿において行う口座開設から目標達成までの手続の詳細について記載している章節番号は「図1-1-1」のとおりである。

削減期間終了までの手続

制度の流れ		大規模事業者の手続き	章節番号 (全て第2部)
	削減量口座簿関連		
<p>計画書の提出 (前年度排出量の報告)</p> <p>基準排出量決定協議</p> <p>計画書の提出【大規模事業所該当】 (前年度排出量の報告)</p> <p>※削減期間中毎年度繰り返し</p> <p>トップレベル事業所の認定</p>	<p>【指定管理口座の開設】</p>	<p>●指定管理口座の開設 (知事が開設するため手続き不要)</p>	第3章2(1)
	<p>【削減目標達成状況の確認】</p>	<p>●指定管理口座の情報内容確認 ●排出量取引の必要性を判断</p>	第3章8 第1章3(2)
<p>排出量取引を実施する場合</p> <p>※実施しない場合は、特に必須の実施事項はなし</p>	<p>【一般管理口座の開設】 【一般管理口座と指定管理口座の関連付け】</p>	<p>●一般管理口座の開設を申請 ●指定管理口座との関連付けを申請</p>	第3章3(1) 第3章3(5)
<p>超過削減量を発行して、他の事業所へ移転(売却)する場合</p> <p>超過削減量の売却先探し 売却交渉等</p>	<p>超過削減量の発行・移転</p>	<p>●取引を行う ①超過削減量を売却する相手を見つける ②取引によって超過削減量を売る ●超過削減量の発行を申請 ●超過削減量の移転を申請</p>	参考資料 第3章4 第3章5
<p>他の事業者から、クレジット等 を取得(購入)する場合</p> <p>クレジット等の購入相手探し</p>	<p>クレジット等の移転</p>	<p>●取引を行う ①クレジット等を購入する相手を見つける ②取引によってクレジット等を買う ●(売却側)クレジット等の移転を申請する</p>	参考資料 第3章5
<p>自らの中小規模事業所や 県外事業所から生じる クレジット等を利用する場合</p> <p>クレジット等の認定</p>	<p>クレジット等の発行・移転</p>	<p>●対策を実施し、削減量の認定を受ける ●クレジット等の発行を申請 ●クレジット等の移転を申請</p>	第1章4 第3章4 第3章5
<p>自らの事業所のその他ガス削減 量を目標達成に利用する場合</p> <p>その他ガス削減量の認定</p>	<p>その他ガス削減量の発行</p>	<p>●対策を実施し、削減量の認定を受ける ●その他ガス削減量の発行を申請</p>	第1章4 第3章4

図1-1-1 大規模事業者の手続

整理期間の手続き【目標達成の確認】

制度の流れ		大規模事業者の手続き	章節番号 (全て第2部)
削減量口座簿関連			
<p>計画書の提出【大規模事業所該当】 (削減期間中の排出量の確定)</p> <p>排出実績が上限を超えた場合 (削減不足)</p> <p>排出量取引を実施し、 必要なクレジット等を取得す</p> <p>自らのバンキング又はその 他ガス削減量を利用する</p> <p>排出実績が上限を下回った場合 (目標以上に削減)</p> <p>排出実績が上限と等しい場合 (目標達成)</p> <p>目標達成</p>	<p>削減目標達成状況の 確認</p> <p>前項の各処理</p> <p>充当</p> <p>超過削減量の発行</p> <p>次期計画期間に繰越 (バンキング)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●基準排出量・毎年の排出量の検証実施 ●指定管理口座の情報内容確認 ●排出量取引の実施 ●削減目標達成のための充当 一般管理口座に記録されている場合は移転すれば自動的に行われる。 指定管理口座に記録されているバンキングを利用する場合は充当申請期限経過後、自動的に ●超過削減量の発行を申請 削減計画期間中の排出量が確定した段階で自動で行われる。 ●次期計画期間に削減量を繰り越す (事業者による手続きは不要) 	<p>第3章8</p> <p>第3章7</p> <p>第3章4</p> <p>第3章7(3)</p>

図 1 - 1 - 1 大規模事業者の手続 (続き)

(2) 大規模事業者以外の取引参加者の手続

大規模事業者ではないが、排出量取引に参加する者が削減量口座簿において行う手続の詳細については「図1-1-2」のとおりである。

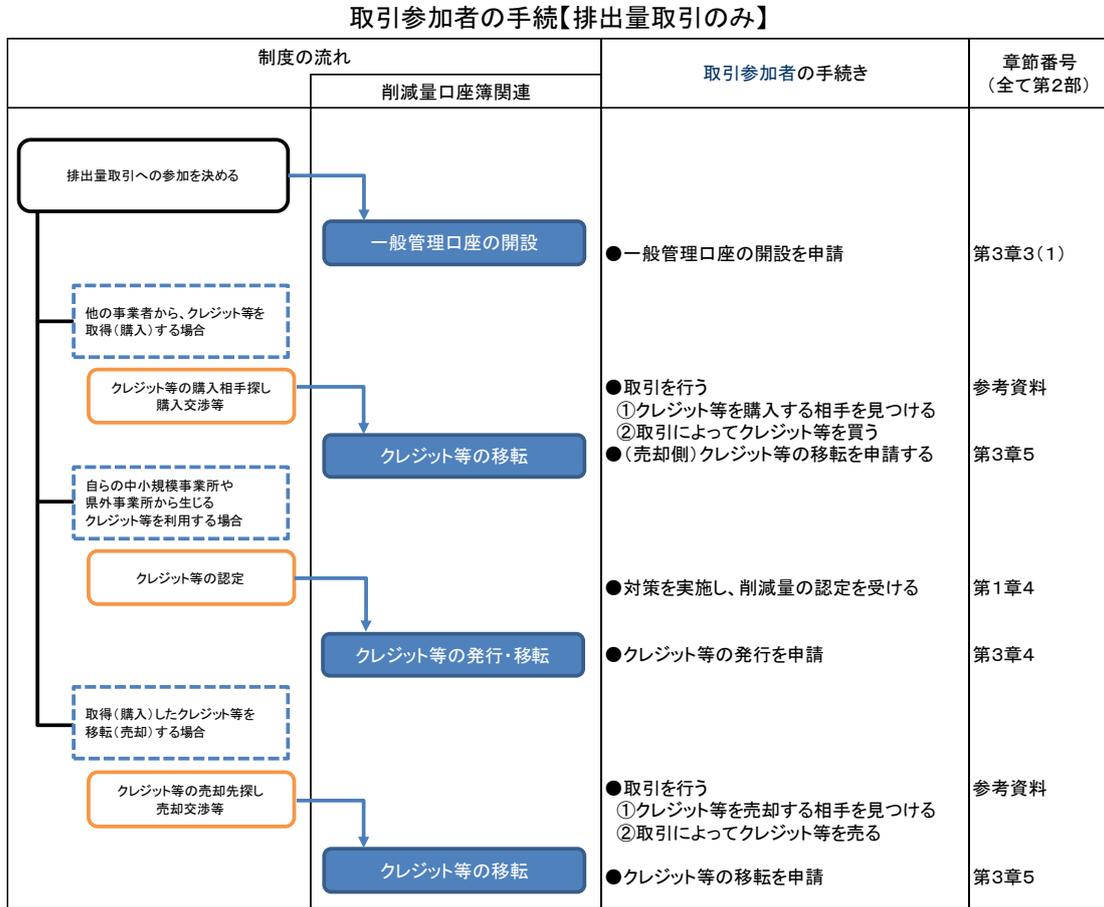


図1-1-2 大規模事業者以外の取引参加者の手続

第2部 目標設定型排出量取引制度における排出量取引の運用

第1章 制度概要

1 本章の位置付け

本章では、本制度全体の体系と仕組みを紹介するとともに、その中で取引がどのように位置付けられているかを記載している。

2 条例・規則・指針・要綱・各種ガイドライン等の体系

本制度を運用するための詳細なルールは条例、規則、指針及び要綱に基づき各種ガイドラインとして規定されている。また事業者が取り組むべき地球温暖化対策の方針や対策内容は指針に規定されている。

本制度に関する条例・規則・指針・要綱・各種ガイドライン等の体系は「図2-1-1」のとおりである。

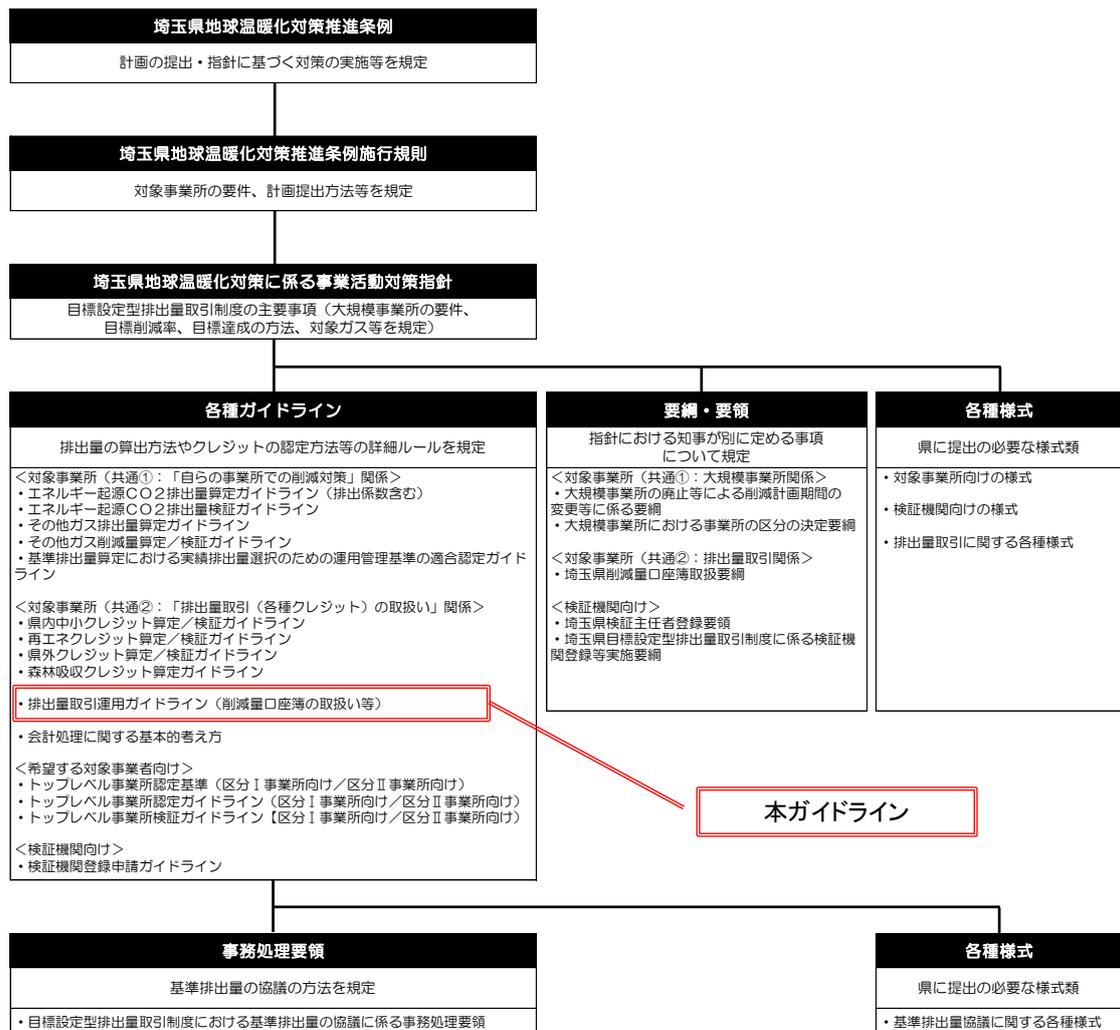


図2-1-1 条例・規則・指針・要綱・各種ガイドライン等の体系

(1) 指針における排出量取引関連規定

指針は条例第 11 条第 1 項に基づき、事業者がその事業活動において地球温暖化対策を総合的に実施するために必要な事項を定めたものである。指針では、大規模事業者が削減目標を達成するに当たり、自らの事業所の排出削減量の見込みを踏まえて取得又は移転するオフセットクレジット等の予測及び管理、他の事業者との連絡、調整、契約等、取引実施のための予算管理等を行う組織体制を整備するものと定めている（指針第 2 3 (1) 等）。また、自らの事業所の削減対策を優先した上で、削減目標量の不足分について排出量取引を活用するように定める等（指針第 3 2 (2) 等）、排出量取引の役割を位置づけている。

条例、規則、指針及び要綱は埼玉県環境部温暖化対策課のホームページにて公開している。

条例・規則に係るホームページ URL :

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/ontaijourei.html>

指針・要綱に係るホームページ URL :

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/guideline.html>

(2) 各種ガイドライン等における制定事項

本ガイドラインは、排出量取引の取扱いに関連するガイドラインの一つとして削減量口座簿における口座の開設と、クレジット等の発行、振替、充当等の手続について定めるものである。また、オフセットクレジット等の無効化を本制度の排出量取引の一種と位置づけ、無効化の手続についても本ガイドラインで定める。

関連するガイドラインとしては、他にエネルギー起源 CO₂ 排出量、その他ガス削減量、県内中小クレジット、県外クレジット、再エネクレジット及び森林吸収クレジットの算定・検証ガイドラインがある。各々の算定・検証ガイドラインには、大規模事業所のエネルギー起源 CO₂ (目標設定ガス) 排出量、その他ガス削減量及びオフセットクレジット等を一定の基準に基づき正確に算定する手順と、第三者による検証を受ける際の手順が記載されている。これらの詳細については各々対応するガイドラインを参照のこと。

各ガイドラインは埼玉県環境部温暖化対策課のホームページにて公開されている。

ガイドラインに係るホームページ URL :

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/guideline.html>

目標設定型排出量取引制度における排出量取引運用ガイドライン

「表2-1-1」の1～12の各号において「本ガイドライン」とは、各号に該当する各々のガイドラインを指す。

表2-1-1 排出量取引に関連するガイドライン

1	エネルギー起源CO₂排出量算定ガイドライン	事業所のエネルギー起源のCO ₂ （目標設定ガス）の排出量を一定の基準に基づき正確に算定・報告するための手順を記載している。基準排出量及び毎年度の排出量は本ガイドラインに基づき算定される。また、算定結果は超過削減量の算出に用いられる。
2	エネルギー起源CO₂排出量検証ガイドライン	大規模事業所のエネルギー起源CO ₂ 排出量が指針及びエネルギー起源CO ₂ 排出量算定ガイドラインに従って正しく算定されているかについて、検証機関が検証を行うための手順、確認方法及び判断基準を記載している。検証機関は、このガイドラインに基づいて検証を実施することが要求されると同時に、このガイドラインに従って検証を実施していれば故意又は重大な過失がない場合に限り、指針に準拠して検証を実施したものとみなす。
3	その他ガス排出量算定ガイドライン	事業所のその他ガス（エネルギー起源CO ₂ 以外の温室効果ガス）の排出量を一定の基準に基づき正確に算定・報告するための手順を記載している。その他ガス排出量の算定・報告では検証は不要であるが、その他ガス削減量を充実に使用する場合にはその他ガス削減量算定ガイドライン及びその他ガス削減量検証ガイドラインに基づく算定・検証が必要となる。
4	その他ガス削減量算定ガイドライン	大規模事業者が、削減目標量に充当するその他ガスの削減量を一定の基準に基づき正確に算定・報告するための手順を記載している。
5	その他ガス削減量検証ガイドライン	大規模事業者が算定・報告したその他ガス削減量とそのモニタリング計画が、その他ガス削減量算定ガイドラインに基づき正しく算定・報告されているかについて、検証機関が検証を行うための手順、確認方法及び判断基準を記載している。
6	県内中小クレジット算定ガイドライン	県内中小クレジットを一定の基準に基づき正確に算定するための手順を記載している。

7	県内中小クレジット 検証ガイドライン	県内中小クレジットが、 指針 及び 県内中小クレジット算定ガイドライン に従って正しく算定されているかについて、検証機関が検証を行うための手順、確認方法及び判断基準を記載している。
8	再エネクレジット 算定ガイドライン	再エネクレジットを一定の基準に基づき正確に算定するための手順を記載している。
9	再エネクレジット 検証ガイドライン	再エネクレジットが、 指針 及び 再エネクレジット算定ガイドライン に従って正しく算定されているかについて、検証機関が検証を行うための手順、確認方法及び判断基準を記載している。
10	県外クレジット 算定ガイドライン	県外クレジットを一定の基準に基づき正確に算定するための手順を記載している。
11	県外クレジット 検証ガイドライン	県外クレジットが、 指針 及び 県外クレジット算定ガイドライン に従って正しく算定されているかについて、検証機関が検証を行うための手順、確認方法及び判断基準を記載している。
12	森林吸収クレジット 算定ガイドライン	森林吸収クレジットを一定の基準に基づき正確に算定するための手順を記載している。

(3) 排出量取引に関するその他資料等

埼玉県の排出量取引に係るその他資料については、[埼玉県環境部温暖化対策課](#)のホームページにて公開されている。

それぞれの資料のダウンロード先 URL は、次のとおりである。

埼玉県の排出量取引制度の概要

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/haishutu-torihiki.html>

排出量取引制度に係る申請・届出様式について

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/credityoshiki.html>

3 制度の仕組み

(1) 削減目標の達成と制度の流れ

本制度では、原油換算で年間 1,500kL 以上のエネルギーを使用する事業所が対象となる。事業者（事業所の所有事業者等）は毎年度温室効果ガス排出量を算定し、**県**に報告しなければならない。また、3年度（年度の途中から事業所が使用開始された年度を除く。）連続してエネルギー使用量が原油換算で年間 1,500kL 以上となる事業所は、**大規模事業所となり、大規模事業者（大規模事業所の所有事業者等）は、計画提出の義務に加えて計画期間内に一定の目標削減率に基づく削減目標の達成に努めることとなる。**

目標達成までの流れは次のとおりである。**大規模事業者は、削減期間初年度の地球温暖化対策計画を提出するときまでに基準排出量について県と協議を行い、基準排出量及び目標削減率を決定する必要がある。**また、**同時に地球温暖化対策計画を策定し削減対策を定め、削減に取り組まなければならない。****目標達成の方法としては、自らの事業所での削減対策の実施に加えて、排出量取引等によりオフセットクレジット等**を取得することができる。その上で、**目標達成期限（削減計画期間の終了の年度の翌々年度の9月末日、第2削減計画期間に限り令和4年（2022）年1月末日）までに目標の達成に努めることとなる。**

削減目標非達成の場合は、削減不足分の量が翌計画期間に繰り越される。

第n削減計画期間とその整理期間及び第n+1削減計画期間の流れは、次のとおり。

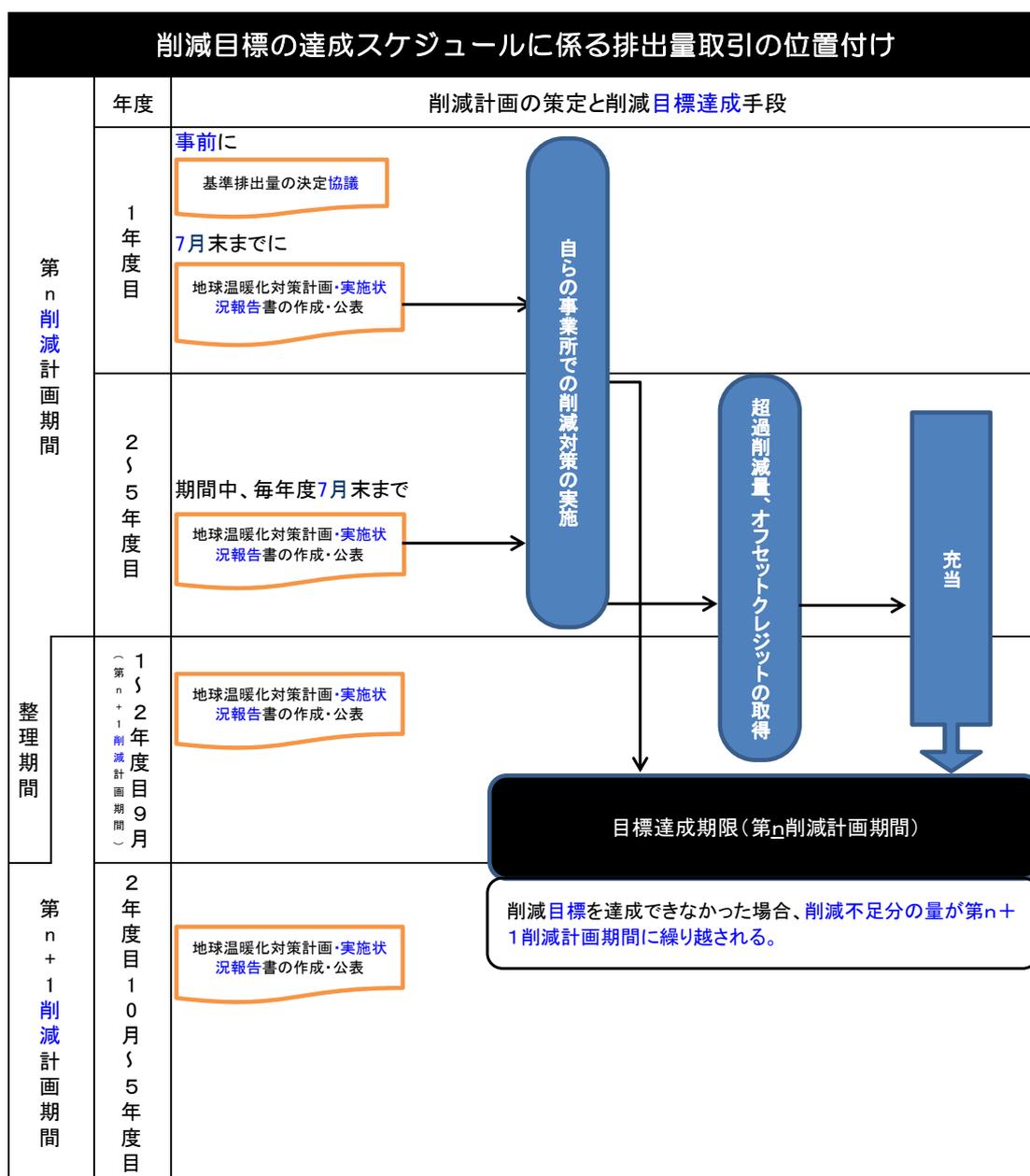


図 2 - 1 - 2 削減目標の達成スケジュールにかかわる排出量取引制度の位置付け

※ 平成 23 (2011) 年度以降に大規模事業所となった事業者 (3 年度連続でエネルギー使用量が原油換算で 1,500kL 以上となった場合) は、該当した年度の翌年度に基準排出量を決定する必要がある。削減期間は、3 年度連続でエネルギー使用量が原油換算で 1,500kL 以上となった年度の翌年度から開始される。超過削減量の発行は、その翌年度 (削減期間開始から 2 年度目) から可能となる。

(2) 目標設定型排出量取引制度における目標達成の考え方

大規模事業者は、「図2-1-3」のとおり、削減目標を自らの事業所における削減対策で達成するか、「図2-1-4」のとおり、取引によりオフセットクレジット等を取得して達成するかを選択することができる。自らの事業所における削減対策を優先的に検討することが必要となるが、経済的な観点から取引で削減目標量の不足分を調達することもできる。例えば、設備更新等による費用と排出量取引によるオフセットクレジット等の取得費用を比較して、より費用のかからない方法を選択することが可能である。また、今すぐ設備更新することにより大きな削減効果が見込めるものの、設備更新時期や経営状況等を鑑みて3年後まで実施せず、それまでの不足分は取引により調達する、といった各事業所の実情に応じた判断が可能である。

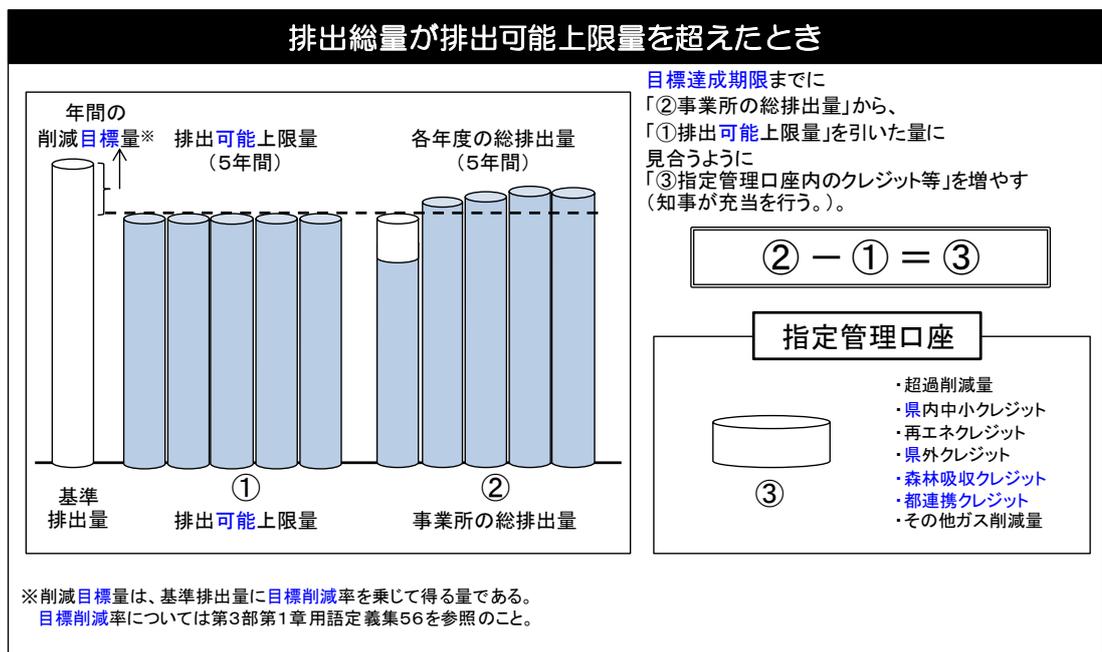


図2-1-3 排出総量が排出可能上限量を超えたとき

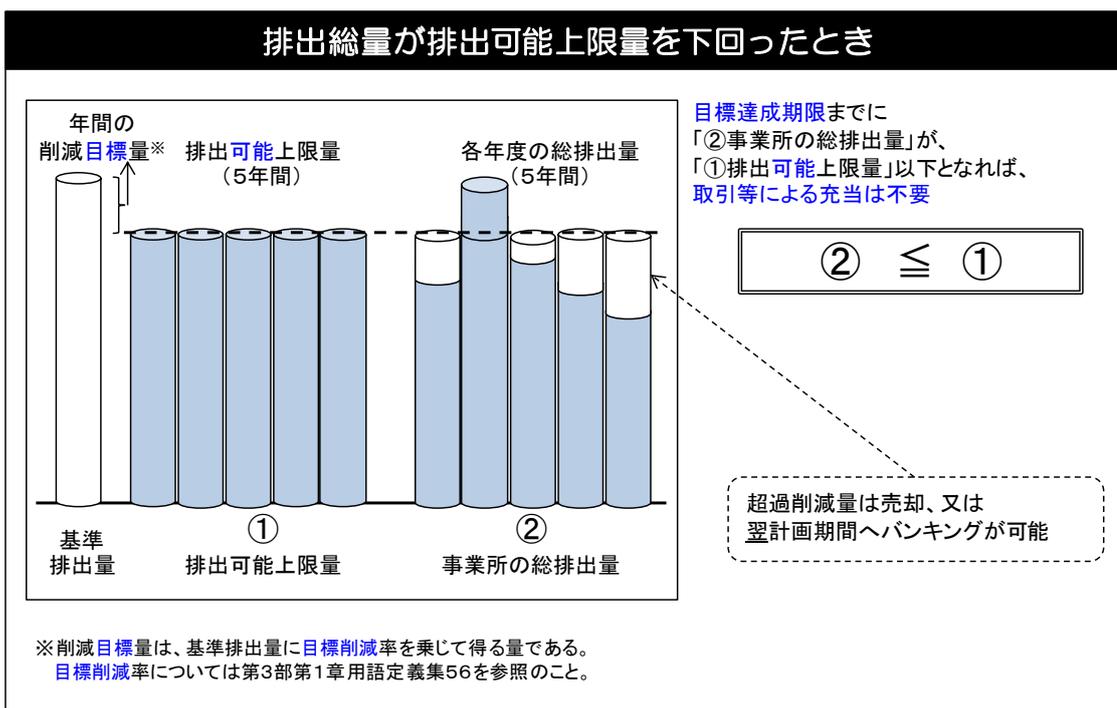


図 2 - 1 - 4 排出総量が排出可能上限を下回ったとき

(3) 複数の大規模事業者がいる事業所における取扱い

ア 削減目標達成

本制度では、一つの事業所について、**事業所設置者**が複数いる場合がある。

このとき、削減目標は、全ての**事業所設置者**が等しく事業所全体の排出量に関する削減目標の達成に努めるものとする。例えば、基準排出量が 10,000 t-CO₂、目標削減率が 22%の事業所の場合、5年間で合計 11,000 t-CO₂の削減が必要となるが、この事業所の**事業所設置者**が2人(A、B)いる場合、AとBがそれぞれ 5,500t-CO₂の削減目標達成に努めるわけではなく、A、Bが共同で事業所全体で 11,000t-CO₂の削減目標達成に努めることになる。

このことは、区分所有ビル等における所有者の持分の比率などにも左右されないし、仮に**事業所設置者**ごとの排出量が明確に分けて算定できる場合においても変わらない。

事業所設置者同士の合意に基づき、**事業所設置者**間の負担について、当事者で取り決めを交わすことは自由である。しかし、その取り決めの内容にかかわらず、**指針上**は、全ての**事業所設置者**に等しく事業所全体の排出量に関する削減目標の達成に努めるものであることに変わりはない。

イ 排出量取引

複数の**事業所設置者**がいる事業所において、排出量取引により**オフセットクレジット**等を取得して削減目標を達成しようとするときは、どの**事業所設置者**が排出量取引を行ってもよい。いずれかの(又は全ての)**事業所設置者**は、排出量取引の結果**オフセットクレジット**等を取得すれば、これを自らの事業所の**目標達成**に充てることができる。**事業所設置者**一人(法人又は個人)当たりのクレジット等利用上限量のような制限は特にない。

(4) **クレジット**等を管理する削減量口座簿

クレジット等の発行、移転、**充当**等は全て**埼玉県**の管理する「削減量口座簿」と称する**電子システム**上で行われる(**その他ガス削減量は移転不可**)。事業者がこれらを行うためには、削減量口座簿上に専用の口座の開設を受ける必要がある。

削減量口座簿は、**大規模**事業者が自らの事業所の**目標達成**状況を管理するとともに、**クレジット**等を利用して削減目標を達成や**オフセットクレジット**等の無効化をするに当たって必要となる。

取引参加者にとっては、**オフセットクレジット**等の取得・移転をするとともに、それらを記録するための帳簿としての役割を果たすことになる。

削減量口座簿は、**埼玉県**が電子システム上で運用・管理を行う。書面による申請等に基づき、**埼玉県**が電子システム上で発行、移転、充当等を処理するとともに、その結果等を記録する。取引参加者は、**埼玉県**に対し、**口座情報の証明手続き**を行うことにより、削減量口座簿に記録された情報を参照することができる。

削減量口座簿の詳細については、「**第2章 削減量口座簿**」を参照のこと。

(5) オフセットクレジット等の目標達成以外での活用（クレジットの無効化）

オフセットクレジット等の環境価値の本制度外での活用は、その活用を希望する者が申請により 自発的に自らの一般管理口座からオフセットクレジット等を削除し、本制度のクレジット等として利用できなくなること（無効化＝本制度の充當に利用できない状態にすること）と引き換えに、そのオフセットクレジット等の発行の基礎となった温室効果ガス削減の環境価値が申請者（当該オフセットクレジット等の所有者）に帰属することを埼玉県が確認することで可能となる。また、自ら発行したオフセットクレジット等でなくとも、一般管理口座に記録されているものであれば無効化が可能であるため、オフセットクレジット等を購入し、又はその寄付を受けて、無効化の手続きを行うことが可能である。無効化されたオフセットクレジット等は、本制度の充當に利用できないものとして申請者の一般管理口座から知事の管理口座へ移転され、知事が管理する。

無効化の手続きを行わなければ、仮にオフセットクレジット等の環境価値の使用を宣言しても、本制度上は依然として口座名義人に帰属する取引可能なオフセットクレジット等のままであるため、当該オフセットクレジット等の重複利用の可能性など、環境価値の適正な管理ができない。

なお、環境価値の活用方法は、本制度外の事項であり、原則として申請者たる口座名義人の自由であるが、主にカーボン・オフセット等に活用することが考えられる。環境省において公表しているカーボン・オフセットガイドライン等を参考にされたい。

■カーボン・オフセットガイドライン等の資料（環境省）

https://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon_offset.html

4 超過削減量及びオフセットクレジット

本制度で利用することができる、**オフセットクレジット等**（超過削減量及びオフセットクレジット）は「表2-1-2」のとおりである。

表2-1-2 利用可能な超過削減量及びオフセットクレジット

種類	概要	特徴等	有効期間	
① 超過削減量	大規模事業所が排出削減目標量を超えて削減した量	<ul style="list-style-type: none"> ○基準排出量の2分の1を超えない範囲の削減量から各年度の削減目標量を減じた量を超過削減量として発行できる。 ○削減計画期間の終了後、削減計画期間の排出量及び削減目標量が確定し、最終的な超過削減量の発行可能量が確定した段階で知事が発行する（基準年度及び発行を希望する年度までの検証結果報告書の審査が終了している段階で、当該年度までの発行申請を行うことも可能）。 	翌削減計画期間まで	
オフセットクレジット	② 県内中小ク レジット	<ul style="list-style-type: none"> ○地球温暖化対策報告書を提出している事業所が発行可能 ○認定基準に規定する削減対策の実施による削減量 		
	③ 再エネク レジット	環境価値換算量 （県が認定する設備により創出される削減量）		<ul style="list-style-type: none"> ○再エネクレジットのうち、次の電力量又は熱量について県の認証を受けたものは、再エネクレジットとして発行を受けるときに、第2削減計画期間までに創出した電力量又は熱量については、1.5倍に換算される。第3削減計画期間については、1.0倍に換算される。
		その他削減量 （グリーンエネルギー証書等県以外が認定する削減量）		<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光、風力、地熱、水力（発電設備容量が1,000kW以下で再エネクレジット算定ガイドラインに示す要件を満たすもの）により発電した電力量 ・グリーン熱証書をその他削減量として申請、発行した際の太陽熱の熱量
	④ 県外ク レジット	県外の大規模事業所の省エネ対策による削減量		<ul style="list-style-type: none"> ○基準排出量が15万t-CO₂以下で、1年間のエネルギー使用量が、原油換算で1,500kL以上の県外大規模事業所に限る。 ○第1区分の事業所は削減目標量の3分の1、第2区分の事業所は削減目標量の2分の1を上限として、目標達成へ使用（充当）することができる。 ○削減量算定期間全体の排出実績について検証が完了した削減量算定期間の終了後、発行可能
	⑤ 森 林 吸 収 ク レ ジ ット	森林の整備・保全によるCO ₂ 吸収量の増加量		<ul style="list-style-type: none"> ○県内における森林吸収量については、森林吸収クレジットとして発行を受けるときに、1.5倍に換算される。
	⑥ 東 京 連 携 ク レ ジ ット	東京都の超過削減量及び都内中小ク レジット		<ul style="list-style-type: none"> ○東京都の超過削減量については、基準排出量が15万t-CO₂以下であって、東京都の総量削減義務と排出量取引制度における義務の履行が確認された事業所で創出されたもの限り、本制度の目標達成に利用することができる。

(1) 超過削減量

「図2-1-5」のとおり、大規模事業所において、基準排出量から目標設定ガス年度排出量を減じて得た量（基準排出量の2分の1を上限とする。）のうち、各年度の削減目標按分量（各年度の基準排出量に各年度の目標削減率を乗じた量）を超過した量を合計した量をクレジットとして発行するもの。

有効期間は当該計画期間及び翌計画期間である。目標設定ガス年度排出量の算定・検証については、目標設定ガス排出量算定及び検証の各々のガイドラインを参照のこと。

「図2-1-6」のように、その他ガス削減量がある場合において、目標設定ガス削減量及びその他ガス削減量の合計が、大規模事業所における削減目標按分量を上回ったときは、その他ガス削減量を充当することにより、目標設定ガス削減量のうち、超過削減量として発行できる量を増加させることができる場合がある。

なお、埼玉県の超過削減量（目標の達成が確認された事業所で創出されたものに限る。）を東京都の一般管理口座に移転し、東京都の総量削減義務と排出量取引制度における義務の履行に利用することができる。

超過削減量を東京都の一般管理口座に移転する際の手続については、第3章6「東京都の一般管理口座との振替」を参照のこと。

また、一般管理口座に記録されている超過削減量は、無効化の手続を経て本制度での目標達成以外に活用が可能である。超過削減量を無効化する手続については第3章9「オフセットクレジット等の無効化申請」を参照のこと。

● 超過削減量の有効期間

第n削減計画期間の削減量

第n削減計画期間及び第n+1削減計画期間の目標達成に利用可能

（有効期限は、第n+1削減計画期間の整理期間終了時まで）

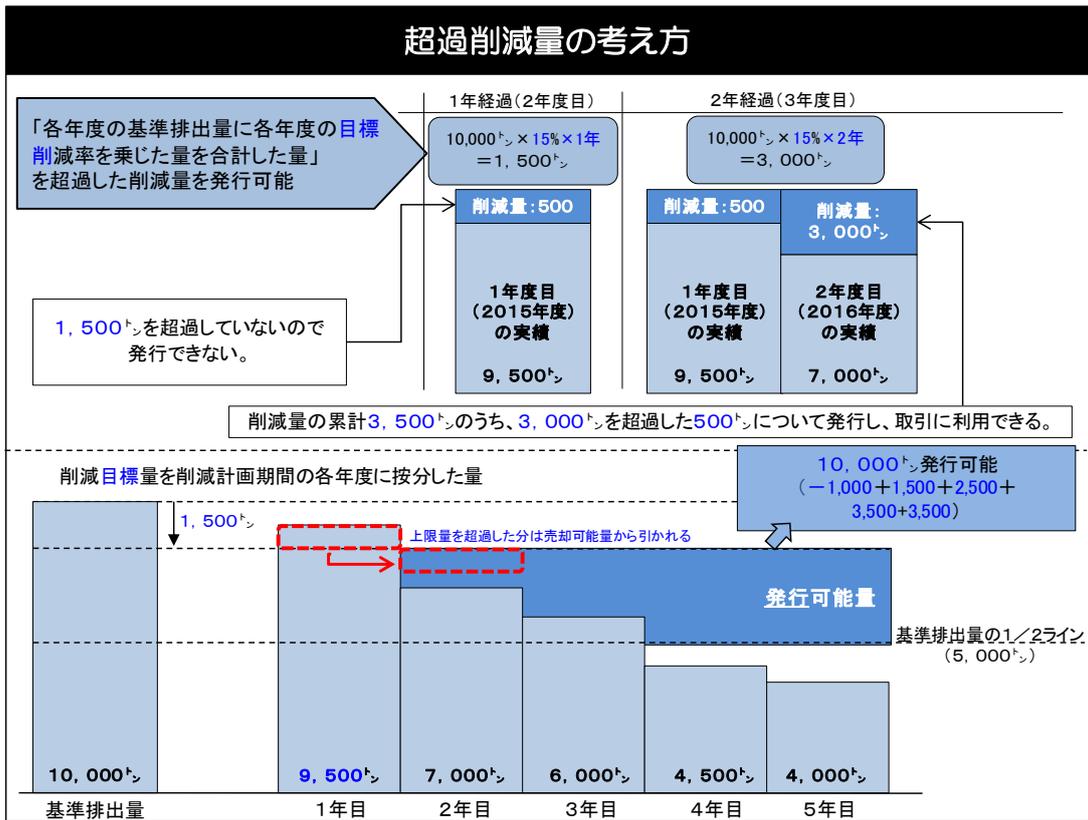


図 2-1-5 超過削減量の考え方

目標設定型排出量取引制度における排出量取引運用ガイドライン

超過削減量は、目標設定ガスの排出量を、自らの削減対策等により削減目標量を超えて削減した量である。クレジット等（その他ガス削減量を除く。）を充当した量は超過削減量の算定には加味されず、超過削減量はあくまで排出量の実績により計算されるため注意が必要である。クレジット等（その他ガス削減量を除く。）を充当した場合における、具体的な超過削減量の算定方法を「図2-1-7」に記載する。

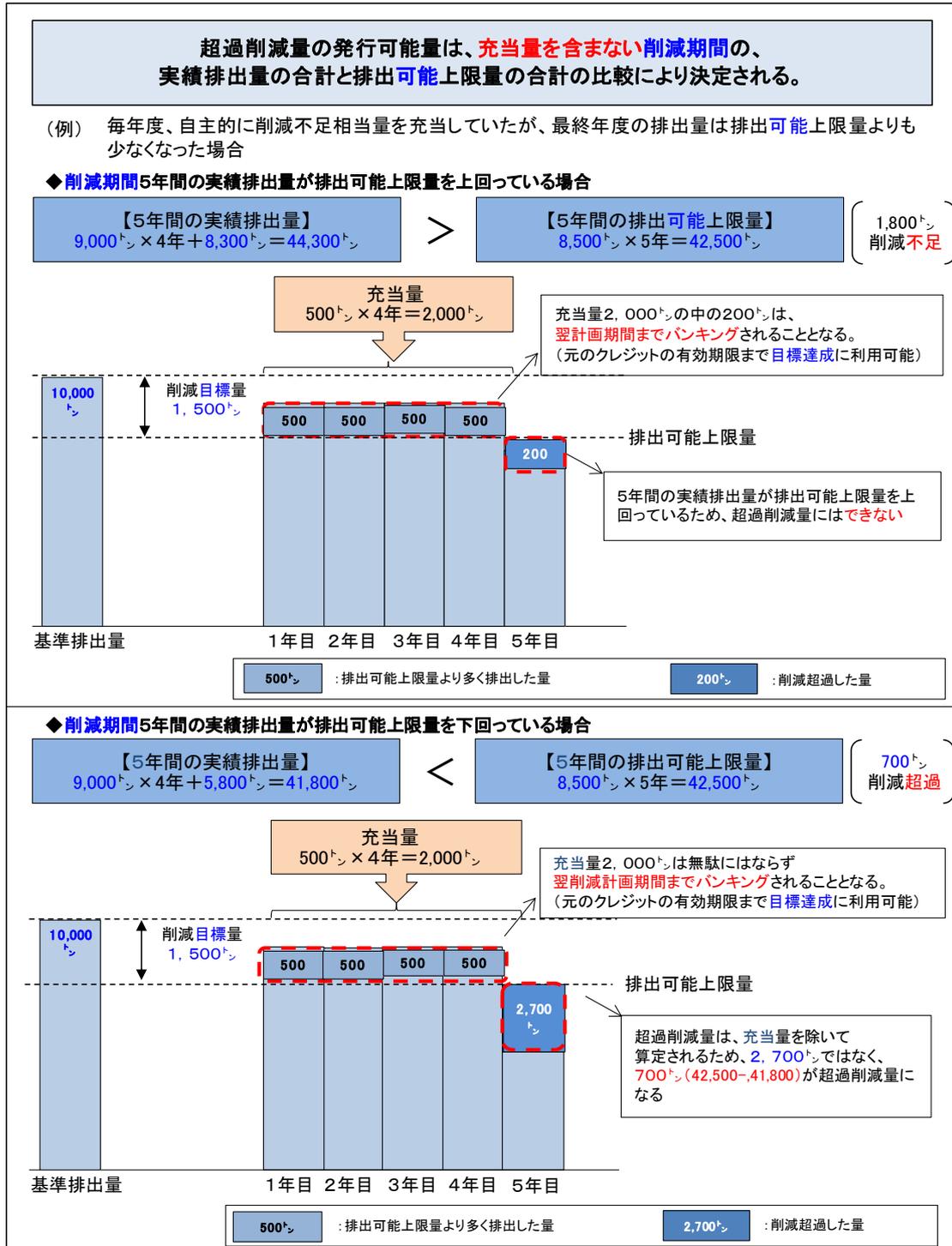


図2-1-7 超過削減量発行可能量の算定方法

(2) 県内中小クレジット

地球温暖化対策計画・実施状況報告書を提出している事業所（大規模事業所以外で県内に設置された事業所のうち義務又は任意提出の対象となっている事業所）において、埼玉県があらかじめ提示する削減対策項目（高効率な設備機器への更新等）を実施し、建物単位又は営業所単位で基準排出量からの総量削減実績を達成した量をオフセットクレジットとして発行するもの。充當時の利用量制限はない。

「図2-1-8」に示すとおり、発行可能期間は対策実施年度又はその翌年度から5年間である。ただし、平成18(2006)年度以降に工事が完了したものに限り。

また、平成18(2006)から平成22(2010)年度末までに工事が完了し対策を実施した場合には、県内中小クレジットとして発行できるのは平成23(2011)年度以降の削減量である。

有効期間は当該計画期間及び翌計画期間である。

県内中小クレジットの算定・検証については、県内中小クレジット算定・検証の各々のガイドラインを参照のこと。

また、一般管理口座に記録されている県内中小クレジットは、無効化の手続きを経て本制度の目標達成以外の活用が可能である。県内中小クレジットを無効化する手続きについては第3章9「オフセットクレジット等の無効化申請」を参照のこと。

● 県内中小クレジットの申請者

中小規模事業所の設備更新権限を有する者又は当該権限を有する者から県内中小クレジットの発行を受けることについて同意を得た者

● 県内中小クレジットの有効期限

第n削減計画期間の削減量

第n削減計画期間及び第n+1削減計画期間の目標達成に利用可能

(有効期限は、第n+1削減計画期間の整理期間終了時まで)

目標設定型排出量取引制度における排出量取引運用ガイドライン

〈参考〉削減対策の実施年度と発行可能期間の例

※ 網掛け部分が、実際に県内中小クレジットの発行申請が可能なもの

工事完了 年度	始期の 選 択						▶ 平成 23 年度からクレジット認定対象となる。									
		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	
平成 18 年度	実施年度 から	1 年度目	2 年度目	3 年度目	4 年度目	5 年度目										
	翌年度 から		1 年度目	2 年度目	3 年度目	4 年度目	5 年度目									
平成 19 年度	実施年度 から		1 年度目	2 年度目	3 年度目	4 年度目	5 年度目									
	翌年度 から			1 年度目	2 年度目	3 年度目	4 年度目	5 年度目								
平成 20 年度	実施年度 から			1 年度目	2 年度目	3 年度目	4 年度目	5 年度目								
	翌年度 から				1 年度目	2 年度目	3 年度目	4 年度目	5 年度目							
平成 21 年度	実施年度 から				1 年度目	2 年度目	3 年度目	4 年度目	5 年度目							
	翌年度 から					1 年度目	2 年度目	3 年度目	4 年度目	5 年度目						
平成 22 年度	実施年度 から					1 年度目	2 年度目	3 年度目	4 年度目	5 年度目						
	翌年度 から						1 年度目	2 年度目	3 年度目	4 年度目	5 年度目					
平成 23 年度	実施年度 から						1 年度目	2 年度目	3 年度目	4 年度目	5 年度目					
	翌年度 から							1 年度目	2 年度目	3 年度目	4 年度目	5 年度目				
平成 24 年度	実施年度 から							1 年度目	2 年度目	3 年度目	4 年度目	5 年度目				
	翌年度 から								1 年度目	2 年度目	3 年度目	4 年度目	5 年度目			
平成 25 年度	実施年度 から								1 年度目	2 年度目	3 年度目	4 年度目	5 年度目			
	翌年度 から									1 年度目	2 年度目	3 年度目	4 年度目	5 年度目		
平成 26 年度	実施年度 から									1 年度目	2 年度目	3 年度目	4 年度目	5 年度目		
	翌年度 から										1 年度目	2 年度目	3 年度目	4 年度目		

図 2 - 1 - 8 削減対策の実施年度と発行可能期間の例

(3) 再エネクレジット

埼玉県における CO₂ 削減を進めるためには、省エネ対策に加え、再生可能エネルギーの利用拡大を進めることが不可欠である。本制度においては、今後、特に重点的に供給拡大を図る必要のある再生可能エネルギーを、優先事項として位置づけている。このため、再生可能エネルギーの利用を「環境価値換算量」及び「その他削減量」に分類し、再エネクレジットの発行対象とする。

なお、再エネクレジット（その他削減量）について、算定年度を一部見直し、第3削減計画期間以降にグリーンエネルギー証書・新エネルギー等電気相当量として発行された量は、発行された計画期間に関わらず、発電期間の末日が属する削減計画期間及び翌削減計画期間の目標達成に利用できるものとする。

(※ここでいう「発行」の定義は、再エネクレジット算定ガイドラインを参照)

ア グリーンエネルギー証書、RPS法新エネルギー等電気相当量

本制度では「グリーンエネルギー証書(グリーン電力証書及びグリーン熱証書)」、「RPS法新エネルギー等電気相当量」等、埼玉県以外が認定する再生可能エネルギーを再エネクレジット(その他削減量)として取引できる。充當時の利用量の制限はない。

● 再エネクレジット(その他削減量)の申請者

次のとおり(下記用語の定義は再エネクレジット算定ガイドラインを参照)

【その他削減量】

グリーンエネルギー証書：当該グリーンエネルギー証書の最終所有者(グリーンエネルギー認証機関に届け出た最終所有者)であり、かつ、大規模事業者である者

RPS法新エネルギー等電気相当量：当該新エネルギー等電気相当量の保有者

※ 新エネルギー等電気相当量の減量届出書により保有者を確認する

● 再エネクレジット(その他削減量)の有効期限

※ 再エネクレジットとして発行された時期ではなく、発電時期及びグリーンエネルギー証書・新エネルギー等電気相当量として発行された時期により有効期間が異なることに注意

【第3削減計画期間以降(2020(令和2)年4月以降)にグリーンエネルギー証書・新エネルギー等電気相当量として発行された量の取扱い】

○ 発電期間の末日が第n削減計画期間の発電量

→ 第n削減計画期間及び第n+1削減計画期間の目標達成に利用可能(有効期限は、第(n+1)削減計画期間の整理期間終了時まで)

※ 第3削減計画期間以降にグリーンエネルギー証書・新エネルギー等電気相当量とし

て発行された量は、発行された削減計画期間に関わらず、発電期間の末日が属する削減計画期間及び翌削減計画期間の目標達成に利用できる。

【第2削減計画期間以前（2020（令和2）年3月末日まで）にグリーンエネルギー証書・新エネルギー等電気相当量として発行された量の取扱い】

○ 第x削減計画期間に発電又はグリーンエネルギー証書・新エネルギー等電気相当量として発行された量

→ 第x削減計画期間及び第x+1削減計画期間の目標達成に利用可能（有効期限は、x+1削減計画期間の整理期間終了時まで）

※ 発電された削減計画期間に関わらず、グリーンエネルギー証書・新エネルギー等電気相当量として発行された削減計画期間の翌削減計画期間までの目標達成に利用できる。ただし、平成20（2008）年3月末以前に発電された量は、第2削減計画期間以降の目標達成には利用できない。また、平成20（2008）年3月末日以前にグリーンエネルギー証書・新エネルギー等電気相当量として発行された量は本制度では利用できない。

イ 環境価値換算量

本制度において環境価値換算量として再エネクレジット発行を承認する再生可能エネルギーは、太陽光、風力及び地熱（並びに一定の条件を満たす場合の水力及びバイオマス）である。平成 23(2011)年度以降の電力量について、再エネクレジットを発行でき、その利用期間は目標設定ガスの削減に寄与した年度（電力量認証を受けた電力の発電時期）に応じて異なる。

● 再エネクレジット（環境価値換算量）の申請者

次のとおり（下記用語の定義は再エネクレジット算定ガイドラインを参照）

【環境価値換算量】

太陽光、風力及び地熱による発電、特定小水力発電、特定バイオマスの発電：認定対象設備所有者

● 再エネクレジット（環境価値換算量）の有効期限

第 n 削減計画期間の削減量

第 n 削減計画期間及び第 n+1 削減計画期間の目標達成に利用可能

（有効期限は、第 n+1 削減計画期間の整理期間終了時まで）

なお、再生可能エネルギーに係る環境価値について、東京都で再エネクレジットとするための申請をする場合は、その環境価値について、埼玉県に再エネクレジットとするための申請をすることはできない。

再エネクレジットの算定・検証の詳細については、再エネクレジット算定及び検証の各々のガイドラインを参照のこと。

(4) 県外クレジット

本制度では、計画的な省エネ投資を全国的に進める企業の対策の効率性を考慮し、本制度の対象事業所と同等規模を持つ**県外**の事業所に対し、省エネ対策による削減量を**県外クレジット**として扱い、**県内**での削減努力を損なわない範囲で利用できるよう定めている。

県外の事業所において、本制度と同様の**目標削減率**がかかっているものとして、その削減目標量を超えた排出削減量について発行する。**大規模事業者**は、**県内大規模事業所**ごとに、**第1区分の事業所**は削減目標量の**3分の1**を上限として、**第2区分の事業所**は削減目標量の**2分の1**を上限として、取得した**県外クレジット**を**充当**に使用することができる。有効期間は当該**削減計画期間**及び翌**削減計画期間**である。

● 県外クレジットの申請者

次のとおり（下記用語の定義は**県外クレジット算定ガイドライン**を参照）

- (1) **県外大規模事業所**の所有者
- (2) **県外大規模事業所**の設備更新権限を有する者
- (3) (1) 又は (2) の者から**県外クレジット**の発行を受けることについて同意を得た者

※ (1) から (3) に該当する者が複数いる場合は、代表者1名を定め、申請者とする。

● 県外クレジットの有効期限

第n **削減計画期間**の削減量

第n **削減計画期間**及び第n+1 **削減計画期間**の**目標達成**に利用可能

（有効期限は、第n+1 **削減計画期間**の整理期間終了時まで）

なお、**県外**の事業所における削減量について、**東京都**で超過削減量又は**都外クレジット**とするための申請をする場合は、その削減量について、**埼玉県**に**県外クレジット**とするための申請をすることはできない。

県外クレジットの算定・検証については、**県外クレジット算定及び検証**の各々のガイドラインを参照のこと。

(5) 森林吸収クレジット

植栽・間伐等の森林整備・保全活動により増加した森林による CO₂ 吸収量で、かつ、以下の認証を取得したものを森林吸収クレジットの発行対象とする。

本制度では、「埼玉県森林 CO₂ 吸収量認証書」、「森林吸収に係るプロジェクトにより認証した J-クレジット等の量」を、森林吸収クレジットとして取引できる。充当時の利用制限はない。

● 森林吸収クレジットの申請者

次のとおり（下記用語の定義は森林吸収クレジット算定ガイドラインを参照）

埼玉県森林 CO₂ 吸収量認証書：

当該吸収量認証書の所有者であり、かつ、大規模事業者である者

J-クレジット等の量：

当該 J-クレジット等の最終所有者（原則として、各認証機関に届け出た最終所有者）であり、かつ、大規模事業者である者

● 森林吸収クレジットの有効期限

※ 森林吸収クレジットとして発行された時期ではなく、森林吸収の時期及び埼玉県森林 CO₂ 吸収量認証書及び J-クレジット等の量として発行された時期により有効期間が異なることに注意

【原則】

○ 第 n 削減計画期間に埼玉県森林 CO₂ 吸収量認証書及び J-クレジット等の量として発行された量

→ 第 n 削減計画期間及び第 (n + 1) 削減計画期間の目標達成に利用可能（有効期限は、第 (n + 1) 削減計画期間の整理期間終了時まで）

※ 森林吸収した削減計画期間にかかわらず、森林吸収の時期及び埼玉県森林 CO₂ 吸収量認証書及び J-クレジット等の量として発行された削減計画期間の翌削減計画期間までの目標達成に利用できる

※ 森林吸収された削減計画期間に関わらず、埼玉県森林 CO₂ 吸収量認証書及び J-クレジット等として発行された削減計画期間の翌削減計画期間までの目標達成に利用できる。ただし、平成 20 (2008) 年 3 月末以前に森林吸収された量は、第 2 削減計画期間以降の目標達成には利用できない。また、平成 20 (2008) 年 3 月末日以前に埼玉県森林 CO₂ 吸収量認証書及び J-クレジット等として発行された量は本制度では利用できない。

(6) 東京連携クレジット

埼玉県と東京都は、平成 22 (2010) 年 9 月 17 日付で「キャップ&トレード制度の首都圏への波及に向けた東京都と埼玉県の連携に関する協定」を締結した。この協定において、「両都県における相互のクレジット取引を可能にするなど、制度設計及び運営において連携・協力する」としている。

東京都で創出されるクレジット等のうち、埼玉県の排出量取引に利用できるものは、次の 2 種類である。これらを総称して「東京連携クレジット」という。

- ・ 東京都の超過削減量（基準排出量が 15 万 t-CO₂ 以下であって、東京都の総量削減義務と排出量取引制度における削減義務の達成が確認された場合に限り。）（埼玉県の「超過削減量」に相当）
- ・ 都内中小クレジット（埼玉県の「県内中小クレジット」に相当）

● 東京連携クレジットの有効期限

東京都の第 n 計画期間の削減量

埼玉県の第 n 削減計画期間及び第 n+1 削減計画期間の目標達成に利用可能
(有効期限は、第 n+1 削減計画期間の整理期間終了時まで)

なお、東京連携クレジットは、充実に利用できる量についての制限はない。

東京連携クレジットを東京都の一般管理口座から取得する際の手続きについては、第 3 章 6 「東京都との一般管理口座との振替」を参照のこと。

(7) その他ガス削減量

大規模事業所はその他ガス排出量の算定・報告対象であるが、削減目標は課されていない。ただし、事前にモニタリング計画を埼玉県に提出し、それを埼玉県が承認した場合は、その他ガスの基準排出量から年度排出量を減じた量に2分の1を乗じた量を上限として発行することができる。

充当申請期限日（目標達成の期限の日の三十日前の日）の翌日に削減不足の場合はその不足量を上限として知事が充当を行うが、それ以上の量のその他ガス削減量を充当（削減目標量まで）して超過削減量の発行可能量を増加させる場合にあっては、削減不足量と増加させる量の合算量について当該期限日までに充当申請を行うことが必要である。

なお、その他ガス削減量はその事業所の目標達成履行にのみ利用可能であるため、取引により他の事業所の口座に移転することはできない。

その他ガス削減量は発行した削減計画期間の翌削減計画期間まで目標達成に使用することができる。

● その他ガス削減量の申請者

その他ガス削減量を当該事業所の目標達成に利用する大規模事業者

第2章 削減量口座簿

1 本章の位置付け

本章では、取引参加者がオフセットクレジット等の発行、移転及び充当並びにその他ガス削減量の発行及び充当並びに超過削減量及び県内中小クレジットの無効化を行う際の情報を記録するための削減量口座簿の概要を説明する。

2 削減量口座簿の仕組み

(1) 削減量口座簿の役割

削減量口座簿は、本制度の削減目標達成に利用できるクレジット等の取引履歴や量などの情報を記録し、管理する電子システムである。

クレジット等には、全て「シリアル番号」と呼ばれる識別番号が1 t-CO₂ごとに付されている。このシリアル番号を削減量口座簿上に電子的に記録することによって、取引履歴やクレジット等の保有量などの情報を管理する。

取引参加者に対しクレジット等を発行する場合は、新しく割り当てたクレジット等のシリアル番号を、削減量口座簿上に開設された口座に記録する。排出量取引によってオフセットクレジット等を取得した場合も同様に、削減量口座簿上の口座にシリアル番号を記録する。このように、各取引参加者が保有するクレジット等に係る情報は、削減量口座簿上の口座に記録されることから、取引参加者は削減量口座簿上に口座の開設を受ける必要がある。

(2) シリアル番号について

本制度で取引できるクレジット等に付されるシリアル番号とは、地域コード3桁と、1から始まる1 t-CO₂ごとに付される連番によって構成される番号である。地域コードは、本制度に基づき発行されたクレジット等は全て110であり、東京都で発行された東京連携クレジットは全て130である。このように、シリアル番号は地域コード以外は単なる連番であるため、シリアル番号を参照するだけでは、クレジット等の種類、利用可能な削減計画期間等の情報を特定することはできない。

しかし、削減量口座簿記録事項証明書の交付を受けることで、自分自身の管理口座に記録されているクレジット等のシリアル番号に加え、その種類や利用可能な削減計画期間といったクレジット等の属性も確認することができる。

(シリアル番号の例)

<u>110</u>	—	<u>1234</u> ・・・
地域コード		1t-CO ₂ ごとに付される連番

(3) 口座の役割

ア 口座の種類

削減量口座簿上には、「知事の管理口座」「指定管理口座」「一般管理口座」という3種類の口座があり、それぞれの口座が異なる役割を担っている。各口座の役割や特徴は、「表2-2-1」及び「図2-2-1」のとおりである。

表2-2-1 各口座の役割及び特徴

口座の種類	役割、特徴など	
知事の管理 口座	<ul style="list-style-type: none"> 制度運用のために必要な管理口座 「充当口座」、「抹消口座」、「他制度連携口座」、及び「無効化口座」の4種類の口座がある。 	
	充当口座	<ul style="list-style-type: none"> 充当情報を記録する口座 削減実績が削減目標に不足する事業者は、不足分のクレジット等を充当口座へ移転することが必要である。 大規模事業者による開設申請は不要
	抹消口座	<ul style="list-style-type: none"> 抹消されたクレジット等の情報を管理する口座 取引参加者による開設申請は不要
	他制度連携口座	<ul style="list-style-type: none"> 他制度に移転されたクレジットの情報を管理する口座 取引参加者による開設申請は不要
	無効化 口座	<ul style="list-style-type: none"> 無効化されたクレジットの情報を管理する口座 取引参加者による開設申請は不要
指定管理 口座 (自動開設)	<ul style="list-style-type: none"> 削減目標達成に向けた状況を記録する。 大規模事業所ごとに知事が開設する口座 大規模事業者による開設申請は不要 大規模事業者全員が口座名義人となるため、1口座につき口座名義人が複数存在することもある。 指定管理口座に存在するクレジット等は大規模事業所におけるクレジット等の帰属を表しているに過ぎず、複数の事業所設置者がいる場合、事業所設置者ごとの配分は決まっていない。 	

目標設定型排出量取引制度における排出量取引運用ガイドライン

口座の種類	役割、特徴など
一般管理 口座 (事業者の 申請による 開設)	<ul style="list-style-type: none"> 取引対象となるオフセットクレジット等の、取引参加者ごとの所有状況を記録する。 大規模事業者のうち取引を行いたい者及び埼玉県への参加を希望する者が開設する口座 1口座につき、口座名義人は一人(1法人)である。 一般管理口座にあるオフセットクレジット等は、当該一般管理口座の口座名義人に帰属する。 大規模事業者又は口座管理者のいずれでもない者が開設した一般管理口座について、<u>口座名義人が各削減計画期間の整理期間末までに更新申請を行わないときは、原則として当該一般管理口座は廃止される。</u>

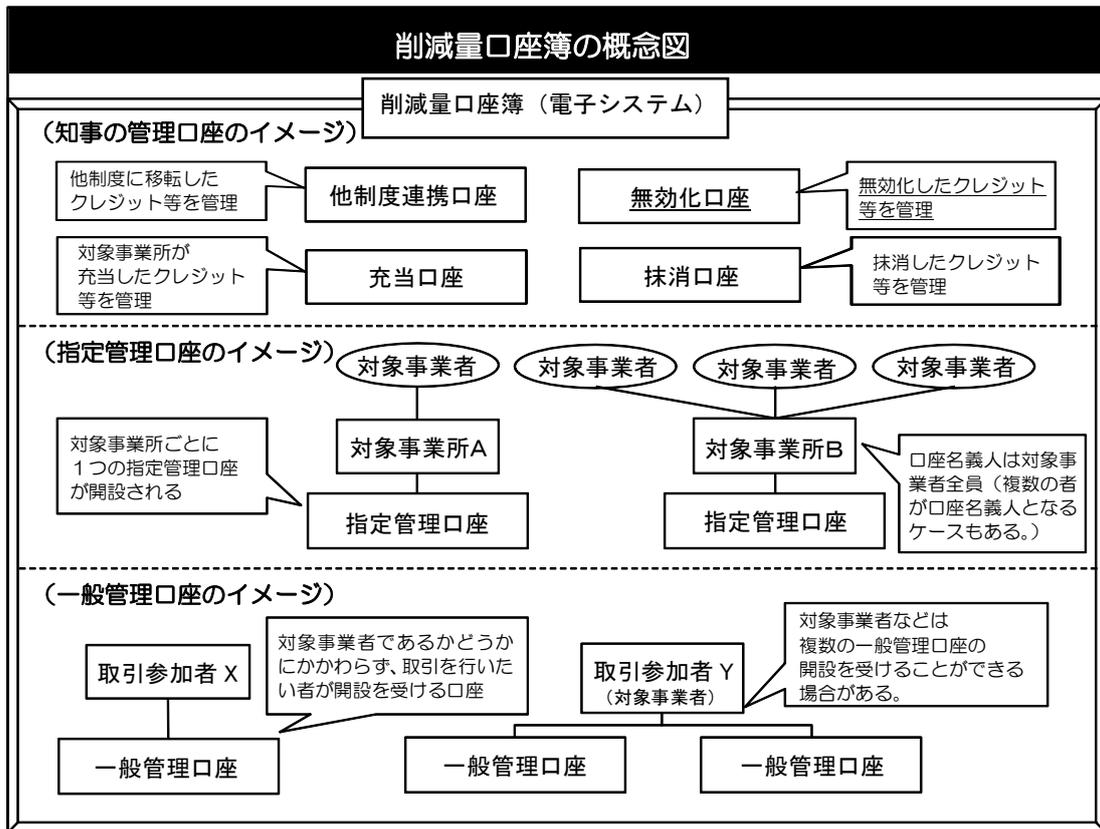


図 2-2-1 削減量口座簿の概念図

イ 指定管理口座の特徴

指定管理口座には、大きく次の四つの特徴がある。

(ア) 大規模事業所ごとに一つ開設する。

指定管理口座は、目標達成に向けた状況を記録する口座であり、大規模事業所ごとに必ず一つ開設する。

(イ) 超過削減量及びその他ガス削減量の発行先口座である。

前述のとおり、指定管理口座は、大規模事業所ごとに一つ開設されるもの、すなわち大規模事業所と対になる口座である。

したがって、大規模事業所において温室効果ガスを削減することにより創出される超過削減量及びその他ガス削減量は、当該大規模事業所の指定管理口座に発行される。

(ウ) 充当口座へ移転する際の移転元口座である。

前述のとおり、指定管理口座は目標達成に向けた状況を記録する口座であるため、そこに記録されているクレジット等は当該大規模事業所の目標達成のためのものであると考えられる。そのため、大規模事業所が削減不足となった際には、当該大規模事業所の指定管理口座に記録されているクレジット等から削減不足分を知事が充当口座に移転させる。

また、目標達成のために一般管理口座にクレジット等を取得した者は、自らの指定管理口座への移転申請を行う必要がある。当該クレジット等は指定管理口座に移転後遅滞なく知事が充当口座に移転させる。

なお、充当口座への移転は、「大規模事業所の状況を表す口座が指定管理口座である」という観点から、指定管理口座からしか行うことができない。

(エ) 指定管理口座からのオフセットクレジット等の移転には制限がある。

指定管理口座からオフセットクレジット等に移転できる移転先口座の種類には制限がある。具体的には、次に該当する移転は行うことはできない。

① 他の指定管理口座への移転

指定管理口座は、他との取引を行うための口座ではなく、あくまで「目標達成に向けた状況を表す管理簿」という役割を持つ口座である。

したがって、他者との取引は全て一般管理口座同士で行われ、指定管理口座間ではオフセットクレジット等に移転することができない。

② 一般管理口座から指定管理口座へ移転されたオフセットクレジット等の、充当口座以外への移転

指定管理口座にある全ての取引可能なオフセットクレジット等を一般管理口座へ移転できるわけではなく、一般管理口座から指定管理口座へ移転されたオフセットクレジット等は、充当にしか使用できず、再度一般管理口座へ移転することができない。

目標設定型排出量取引制度における排出量取引運用ガイドライン

したがって、指定管理口座に存在するクレジット等のうち、一般管理口座に移転できるものは、当該指定管理口座において発行され、その後一度も移転されていない超過削減量のみである。

③ 関連付けられていない一般管理口座への移転

指定管理口座に発行された超過削減量の移転先となる一般管理口座にも制限がある。

指定管理口座の超過削減量は任意の一般管理口座に移転できるわけではなく、あらかじめ超過削減量を移転する先の一般管理口座（特定一般管理口座）として関連付けられた一般管理口座でなければならない。

一般管理口座等に係る関連付けが行われていない一般管理口座は、超過削減量の移転先として指定することができない。

一般管理口座等に係る関連付けについては「キ 一般管理口座等に係る関連付けについて」を参照すること。

④ 無効化口座への移転

指定管理口座は**目標達成**に向けた状況を記録する口座であり、**オフセットクレジット等**が指定管理口座に記録されている間はその帰属関係が定まらないことから（事業所における**オフセットクレジット等**の帰属を表しているに過ぎず、**大規模事業者**ごとの配分は決まっていない。）、指定管理口座から直接無効化口座へ移転することはできない。指定管理口座に発行された超過削減量の無効化を行うためには、超過削減量を一般管理口座へ移転する必要がある。クレジットの無効化の手続については第3章9「**オフセットクレジット等の無効化申請**」を参照すること。

以上（ア）から（エ）のことをまとめると、**指定管理口座の役割や特徴**は次の「表2-2-2」及び「図2-2-2」のとおりである。

表2-2-2 指定管理口座からの移転制限について

移転元	移転先		移転の可否
指定管理口座	知事の管理口座（ 充当 口座）		移転できる
	知事の管理口座（無効化口座）		移転できない
	指定管理口座		移転できない
	一般管理口座	関連付けられた一般管理口座	移転できる ただし、一度一般管理口座を経由したものは移転できない。
関連付けられていない一般管理口座		移転できない	

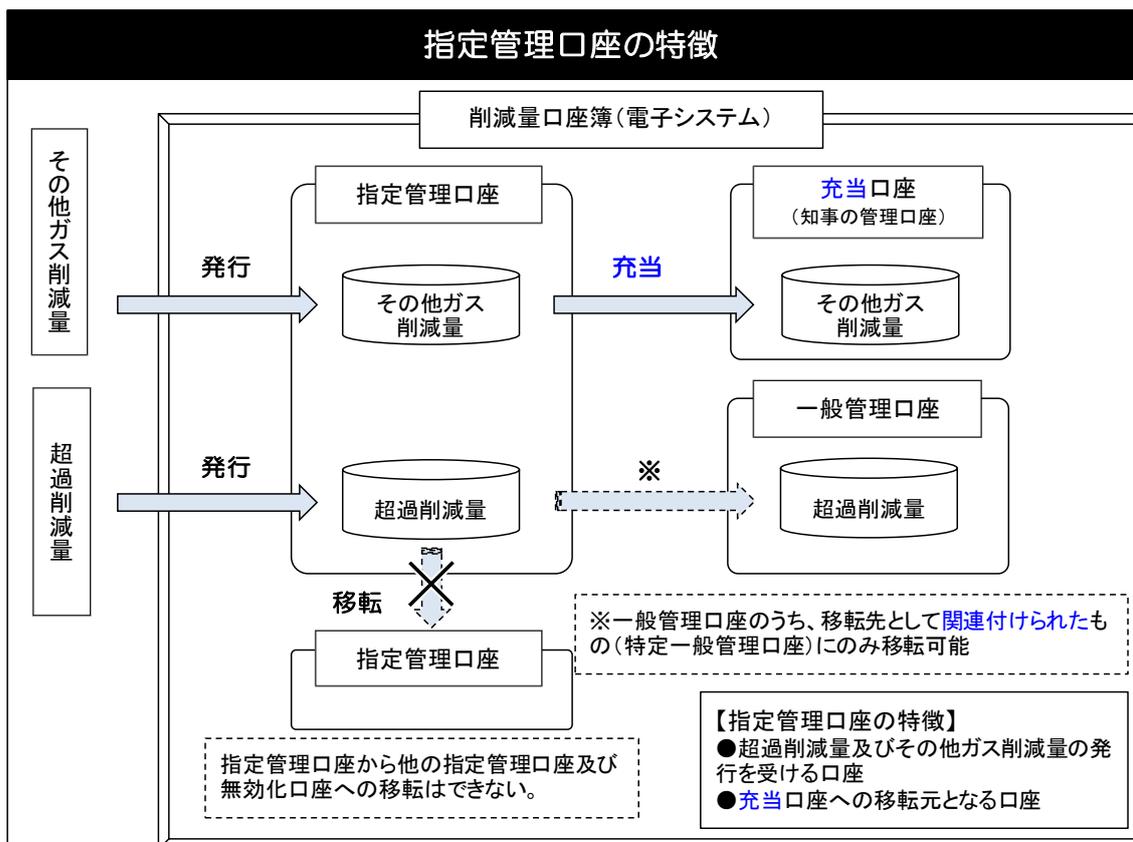


図 2 - 2 - 2 指定管理口座の特徴

ウ 一般管理口座の特徴

一般管理口座には、大きく次の五つの特徴がある。

(ア) 取引参加者ごとに一つ開設する。

一般管理口座は、取引対象となる**オフセットクレジット等**の、取引参加者ごとの所有状況を記録するための口座であり、原則として取引参加者ごとに一つ開設を受けることができる。

(イ) オフセットクレジットの発行先口座である。

県内中小クレジット、再エネクレジット、**県外**クレジット、**森林吸収クレジット**及び**東京連携クレジット**というオフセットクレジットを発行したい取引参加者は、自らの一般管理口座にこれらの発行を受けることになる。超過削減量及びその他ガス削減量は**大規模**事業所のものであるため指定管理口座に発行されるが、オフセットクレジットは**大規模**事業所に直接結びつくクレジットではなく、発行申請を行う一般管理口座の口座名義人に帰属するクレジットであることから、このような仕組みにしている。

例えば、**県内**中小クレジットの発行を受けたい事業者等は、一般管理口座の開設を受けて、当該一般管理口座への**県内**中小クレジットの発行申請を行うことに

なる。

(ウ) 無効化口座へ移転する際の移転元口座である。

前述のとおり、一般管理口座は取引参加者ごとのオフセットクレジット等の所有状況を記録する口座であり、そこに記録されているオフセットクレジット等は口座名義人に帰属するものであると考えられる。オフセットクレジット等の無効化を行うに当たっては、口座名義人の申請に基づき、知事はオフセットクレジット等を本制度の充当に利用できないものとして無効化口座に移転し、削減量の環境価値のみを当該口座名義人に帰属させる。このように、無効化を行う際には、削減量の環境価値の帰属先を明確にする必要があるため、無効化口座への移転は一般管理口座からしか行うことができない。

(エ) 指定管理口座へのオフセットクレジット等の移転には制限がある。

一般管理口座にあるオフセットクレジット等は、全ての指定管理口座に移転できるわけではなく、オフセットクレジット等を移転する先の指定管理口座を登録するための手続き（一般管理口座等に係る関連付け申請又は一般管理口座開設時に関連付け先指定管理口座を記載し申請）が別途必要である。当該一般管理口座からのオフセットクレジット等の移転先として登録されていない指定管理口座は、オフセットクレジット等の移転先とすることができない。一般管理口座等に係る関連付けについては、「キ 一般管理口座等に係る関連付けについて」を参照すること。

(オ) 取引が制限される一般管理口座がある。

一般管理口座は、原則として全ての一般管理口座との間でオフセットクレジット等を取引することが可能であるが、次に該当する者が開設する一般管理口座は、他の一般管理口座とオフセットクレジット等を自由に取引することができない。

- ・ オフセットクレジットの発行を希望する個人
- ・ 相続その他の一般承継によりオフセットクレジット等を取得する個人
(いずれも大規模事業者及び口座管理者を除く。)

これらの者が口座名義人となる一般管理口座については、当該一般管理口座に発行したオフセットクレジット等を他の口座に移転することは可能であるが、他の口座にあるオフセットクレジット等の記録を自らの口座に移転することはできない。

(カ) 更新手続の必要な一般管理口座がある。

大規模事業者又は口座管理者以外の者が開設を受けている一般管理口座については、削減計画期間の整理期間の終了日までに更新手続を行わなければ廃止となる。引き続き当該一般管理口座の利用を希望する場合は、口座名義人が当該一般管理口座の更新手続を行う必要がある。更新手続が可能な期間は、一般管理口座の開設を受けた日又は一般管理口座の更新を受けた日の属する削減計画期間の整理

目標設定型排出量取引制度における排出量取引運用ガイドライン

期間の最終年度の4月1日から9月30日（整理期間の末日）までである。（第2削減計画期間においては整理期間の末日である令和4年1月末日までである。）

なお、口座開設時に大規模事業者等であっても、大規模事業所の廃止等により整理期間の末日時点でその条件を満たしていれば、更新手続きが必要となるので注意が必要である。

一般管理口座の更新については、「ク 一般管理口座の更新」を参照すること。

以上（ア）から（オ）のことをまとめると、一般管理口座の役割や特徴は次の「表2-2-3」及び「図2-2-3」のとおりである。

表2-2-3 一般管理口座からの移転制限について

移転元	移転先		移転の可否
一般管理口座	知事の管理口座（充当口座）		移転できない
知事の管理口座（無効化口座）	知事の管理口座（無効化口座）		移転できる
	指定管理口座	移転元の一般管理口座が関連付けられている	移転できる
		移転元の一般管理口座が関連付けられていない	移転できない
	一般管理口座	大規模事業者又は法人が開設	移転できる
大規模事業者以外の個人が開設		移転できない	

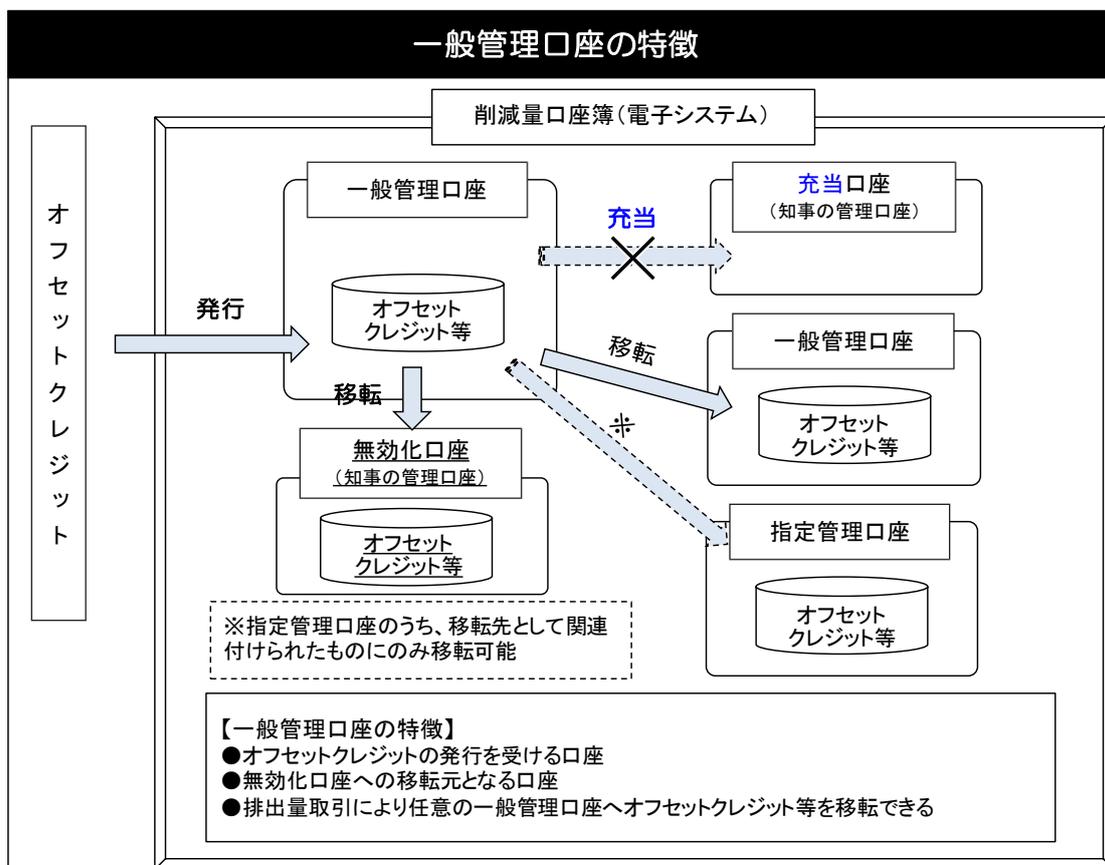


図 2 - 2 - 3 一般管理口座の特徴

エ 知事の管理口座の特徴

知事の管理口座には、「**充当口座**」、「**抹消口座**」、「**他制度連携口座**」及び「**無効化口座**」という4種類の口座がある。**充当口座**は、クレジット等を**削減目標**の達成に利用する場合にクレジット等の移転先となる口座であり、**大規模事業者**が**充当**する場合は知事の管理口座にある**充当口座**にその情報を記録する。抹消口座は、虚偽申請に基づき発行されたものなど無効なクレジット等を記録するための口座であり、通常の取引においては利用されない。他制度連携口座は、他制度に移転された**オフセットクレジット等**を記録するための口座である。無効化口座は、一般管理口座の口座名義人の申請に基づき、本制度の**充当**に利用できない状態となった(無効化された)**オフセットクレジット等**を記録するための口座である。

クレジット等を**目標達成**に利用する場合、「イ 指定管理口座の特徴」で触れたとおり、指定管理口座から**充当口座**にクレジット等を移転する。**充当口座**へのクレジット等の移転をもって、当該クレジット等は**目標達成**に利用したことになるため、当該クレジット等を再び取引に利用する(指定管理口座又は一般管理口座に移転する)ことはできない。また、クレジットを**目標達成**以外に活用する場合、「ウ 一般管理口座の特徴」で触れたとおり、一般管理口座から無効化口座に**オフセットクレジット等**を移転する。無効化口座への**オフセットクレジット等**の移転をもって、当

該オフセットクレジット等は本制度の目標達成に利用できないものとなり、当該オフセットクレジット等を再び取引に利用することもできなくなる。

以上のことをまとめると、知事の管理口座の役割や特徴は次の「表2-2-4」及び「図2-2-4」のとおりである。

表2-2-4 知事の管理口座からの移転制限について

移転元	移転先	移転の可否
知事の管理口座 (充当口座又は無効化口座)	知事の管理口座 (充当口座又は無効化口座)	移転できない
	指定管理口座	移転できない
	一般管理口座	移転できない

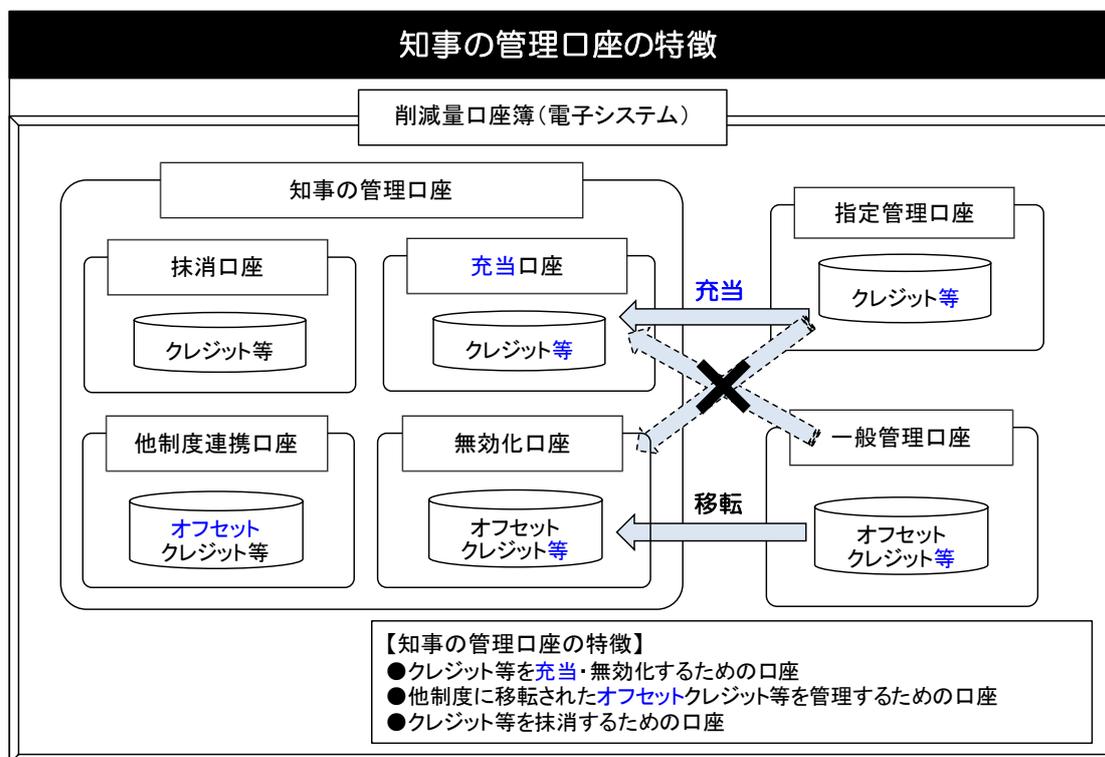


図2-2-4 知事の管理口座の特徴

～指定管理口座と一般管理口座で保有されるクレジット等の性質～

指定管理口座は、専ら削減目標の達成状況を判断するためのものであり、削減目標の達成状況を示す記録簿となる。つまり、「削減目標達成状況確認簿」としての役割を持つものである。したがって、指定管理口座に存在するクレジット等（超過削減量、オフセットクレジット及びその他ガス削減量）は、潜在的な財産権の客体としての性質は有しているが、財産権の客体ではなく、行政上の目標達成に係る記録（数値）と整理することができる。

一方、一般管理口座に記録されているオフセットクレジット等（超過削減量及びオフセットクレジット）は、当該一般管理口座の口座名義人に帰属することが明確になるため、財産権性が認識される。例えば、指定管理口座に記録されている超過削減量は、指定管理口座に存在する時点では財産権性が認識されないが、一般管理口座に移転された段階で当該一般管理口座の口座名義人の所有であることが明確になり、財産権性が認識される。

逆に、一般管理口座に記録されているオフセットクレジット等を指定管理口座に移転した場合、その移転は目標達成の履行のために行なわれたものとみなされ、充当口座に移転される。したがって、一般管理口座から指定管理口座にオフセットクレジット等を移転した時点で、当該オフセットクレジット等は取引可能なものではなく、事業所の排出状況を示す数値でしかなくなるため、指定管理口座に移転されたオフセットクレジット等は、財産権性が認識されない。

オ 口座情報の参照

削減量口座簿に記録される移転履歴などの情報は、当該情報が削減量口座簿に記録された日の属する削減計画期間に係る目標達成期限の日から起算して10年間の経過するまでの間、削減量口座簿の中に記録されている。

例えば、第1削減計画期間中に行った取引の記録は、当該記録のあった日から、第1削減計画期間の目標達成期限（平成28（2016）年9月末）から起算して10年間の経過する令和8（2026）年9月末まで、削減量口座簿に記録が残ることになる。

指定管理口座及び一般管理口座の口座名義人は、埼玉県に口座情報の証明手続きをとることで、削減量口座簿に記録された自分の口座情報を参照することができる。また、クレジット等の保有状況や目標達成状況に係る情報以外の、口座番号や大規模事業所の名称といった情報は一般にも原則として公開される。

口座名義人が参照できる自分の口座情報及び一般に公開される情報は、「表2-2-5」のとおりである。

表2-2-5 削減量口座簿で参照できる情報

	開設を受けた口座の 口座名義人のみに公開		一般公開
	指定管理口座	一般管理口座	
口座番号	○	○	○
口座名義人の氏名及び住所	○	○	△※1
口座管理者の氏名及び住所	○	—	△※1
大規模事業所の名称及び所在地	○	—	○
振替可能削減量等の管理を行う 部署等の連絡先	○	○	△※2
目標達成の状況	○	—	×
保有するクレジット等の種類、量	○	○	△※2
取引履歴	○	○	×

○：参照可 △：参照可（希望者のみ公開） ×：参照不可

※1 個人については、公表を希望する場合のみ公開される。

※2 法人／個人に関わらず、公表を希望する場合に公開される。

カ 口座管理者の設置（指定管理口座のみ）

指定管理口座は、大規模事業所ごとに一つ開設されるものであり、大規模事業所の所有事業者等が指定管理口座の口座名義人となる。例えば、一つの大規模事業所に複数の所有事業者等が存在する場合、一つの指定管理口座に対する口座名義人も複数存在することになる。指定管理口座に係る申請及び届出は、原則として全ての口座名義人が共同で行わなければならないが、申請及び届出を毎回全ての口座名義人が共同で行うことは、口座名義人にとって非常に煩雑である。

これを回避するために、指定管理口座に複数の口座名義人が存在する場合にあつては、クレジット等の管理を行う口座管理者1名を登録し、口座管理者が口座名義人を代表してクレジット等の管理を行うことが望ましい。口座管理者の権限は、次のとおり広範に認められている。

- ・ 超過削減量及びその他ガス削減量の発行申請
- ・ 指定管理口座から一般管理口座へのオフセットクレジット等の移転申請
- ・ クレジット等の充当申請
- ・ 当該指定管理口座に係る各種変更手続

また、当初は口座名義人が複数だったため口座管理者を登録したが、その後大規模事業所の所有状況等の変化により口座名義人が一人になったため口座管理者の登録が不要となった場合や、口座管理者を他の者に変更したい場合などは、口座管理者の登録を抹消することも可能である（口座管理者を他の者に変更する場合は、口座管理者の登録抹消後に新しい口座管理者の登録を行う必要がある。）。なお、大規模事業所が廃止となった場合、当該大規模事業所が開設を受けている指定管理口座は廃止されるが、このとき当該口座の口座管理者の登録も抹消されることになる。

口座管理者の登録に当たっては、当該指定管理口座の口座名義人のうち一人（1法人）を口座管理者として登録することも、口座名義人以外の者を口座管理者として登録することも、いずれも可能である。また、同一の者が、複数の大規模事業所の口座管理者を兼ねることについて、制限は特にない。

なお、一般管理口座の口座名義人は、1口座につき必ず一人（1法人）であるため、口座管理者という仕組みは用意されていない。

口座管理者を選任するためには、埼玉県への登録の申請が必要である。詳細は、「第3章 2（4）口座管理者の登録」を参照のこと。

キ 一般管理口座等に係る関連付けについて

指定管理口座に発行された超過削減量は、移転先として事前に関連付けられた一般管理口座にのみ移転することができる。また、排出量取引により他から取得したオフセットクレジット等を指定管理口座に移転するに当たっては、移転元として事前に関連付けられた一般管理口座からのみ移転することができる。このように、指定管理口座ごとに、その指定管理口座との間でオフセットクレジット等の振替を行うことができる一般管理口座として関連付けられたものを「特定一般管理口座」という。

指定管理口座と関連付けられる一般管理口座は、オフセットクレジット等の振替を希望する指定管理口座の口座名義人又は口座管理者が開設を受けた一般管理口座である。指定管理口座と一般管理口座との間の振替は、指定管理口座に記録されている超過削減量の一般管理口座への分配による財産権性の発生や、一般管理口座に記録されているオフセットクレジット等の指定管理口座への移転による財産権性の消滅といった性質を持つことから、指定管理口座（大規模事業所）と一般管理口座（事業者）との間の関係性が密接である必要があるためにこのような仕組みとしている。

一般管理口座と指定管理口座の関連付けに当たっては、複数の指定管理口座に対し、同一の一般管理口座を特定一般管理口座として関連付けることが可能であり、逆に、一つの指定管理口座に対し、複数の一般管理口座を特定一般管理口座として関連付けることも可能である。

一般管理口座と指定管理口座の関連付けは、一度申請すれば、その後関連付けを解除するまで有効である。指定管理口座とのオフセットクレジット等の移転を希望しなくなった場合は、特定一般管理口座の口座名義人からの申請により、当該特定一般管理口座の関連付けを解除することができる。例えば、特定一般管理口座として関連付けの申請を行った口座名義人が、関連付けた指定管理口座の口座名義人又は口座管理者でなくなったときなどに関連付けを解除することが考えられる。

一般管理口座等に係る関連付けについては「第3章 3(4) 一般管理口座と指定管理口座との関連付け」を参照のこと。

指定管理口座と一般管理口座の関連付けのイメージは、「図2-2-5」及び「図2-2-6」のとおりである。

※ 平成25年6月の要綱改正により、「特定一般管理口座の登録」の手続は、「一般管理口座等に係る関連付け」と名称変更した。

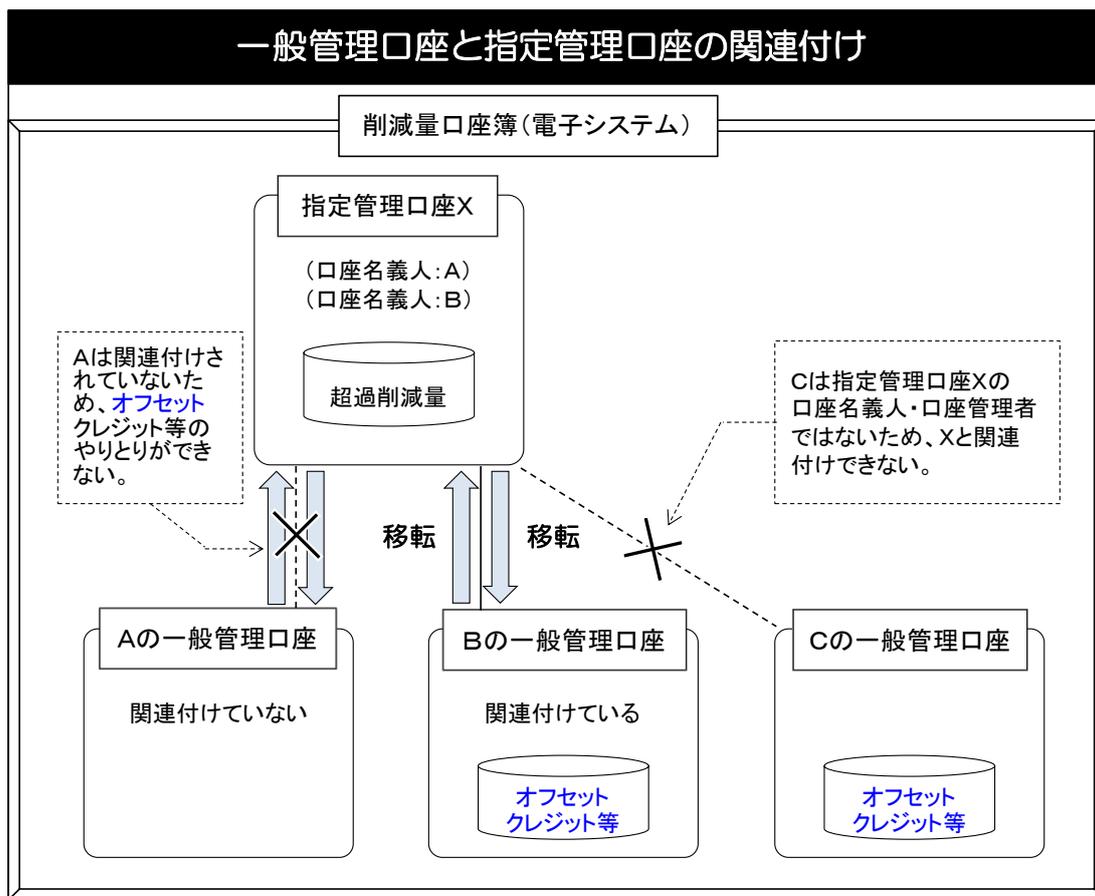


図 2 - 2 - 5 一般管理口座と指定管理口座の関連付け

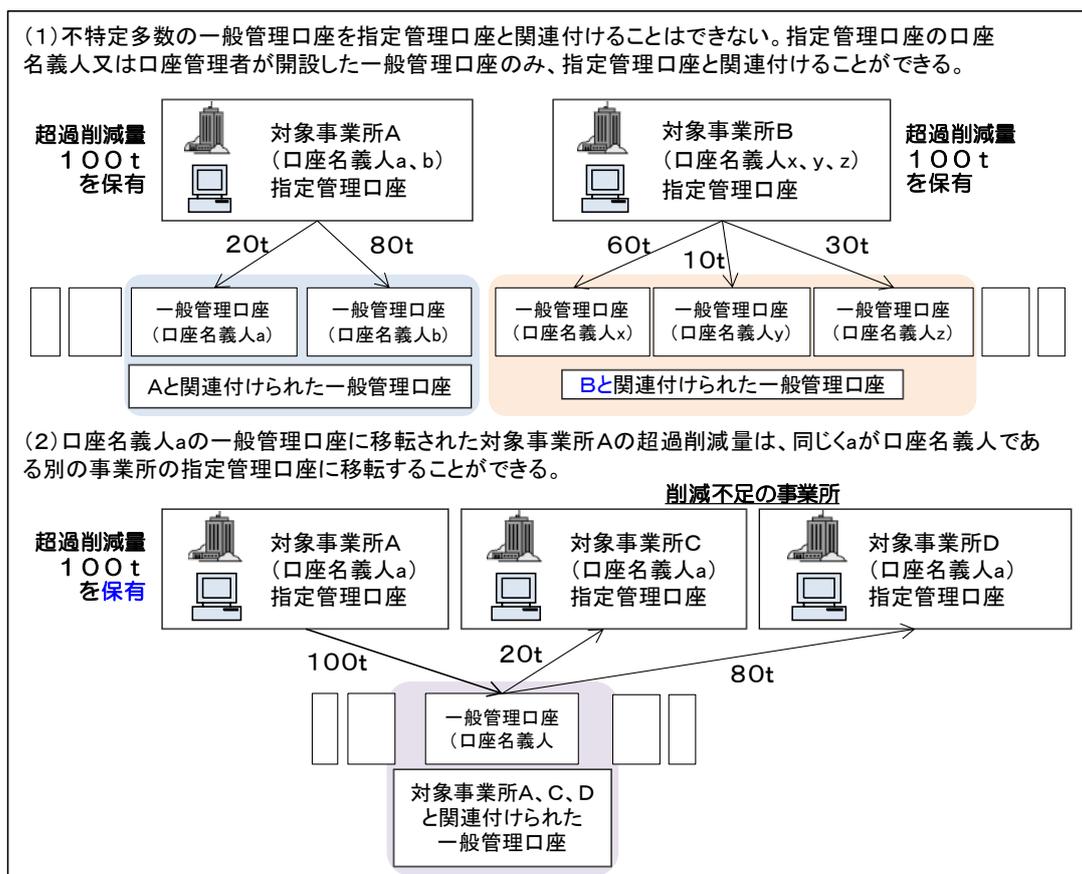


図 2 - 2 - 6 一般管理口座と指定管理口座の関係

ク 一般管理口座の更新

大規模事業者又は口座管理者以外の者が一般管理口座の開設を受けたときは、一般管理口座の開設を受けた日が属する削減計画期間の整理期間終了時まで一般管理口座の更新手続きをとらなければ、当該一般管理口座は廃止される。例えば、第2削減計画期間中である平成 28 (2016) 年 8 月に一般管理口座を開設した場合であって、令和 3 (2021) 年 10 月以降も引き続き当該一般管理口座を利用したいときは、令和 3 (2021) 年 9 月末日までに一般管理口座開設申請書を埼玉県に提出し、当該一般管理口座の更新手続きを行う必要がある。

ケ 埼玉県が口座を廃止する場合

指定管理口座は、大規模事業所ごとに開設され、大規模事業者が任意に廃止することはできない。大規模事業所でなくなったときは、埼玉県は当該大規模事業所に係る指定管理口座を廃止するものとする。

一般管理口座については、次に掲げる場合であって、当該一般管理口座にオフセットクレジット等の記録がされていないときは、埼玉県は当該一般管理口座を廃止することができる。

目標設定型排出量取引制度における排出量取引運用ガイドライン

- 口座名義人から一般管理口座の廃止申請があったとき。
- 一般管理口座の開設上限数を超過して口座を開設する特別の事情がなくなったとき。
- 取引参加者が一般管理口座の開設要件のいずれにも該当しなくなったとき（相続人等を除く。）。
- オフセットクレジットの発行を受けることができる者である個人が開設を受けた一般管理口座であって、当該オフセットクレジットの発行可能期限が到来したとき。[※]
- 個人が相続のために一般管理口座の開設を受け、被相続人の一般管理口座から取得したオフセットクレジット等の移転が完了したとき。
- 一般管理口座の更新申請が期限までになかったとき。

※ 個人が一般管理口座の開設を受けることは原則できないが、オフセットクレジットの発行を受けることができる者が個人である場合を考慮して、このような個人については一般管理口座の開設を受けることを認めている。

したがって、当該オフセットクレジットの発行可能期限が到来したということは、当該個人が開設を受けた一般管理口座も当該オフセットクレジットの発行先としての役割を終えたことを意味するため、このような規定を置いている。

第3章 各種手続

1 本章の位置付け

本章では、取引参加者が本制度に基づく削減目標の達成を進める上で必要となる各種手続及び削減量の環境価値を本制度の目標達成以外で活用するための無効化の手続について説明する。

なお、本章において、県の標準処理期間とは、各種申請等の処理に通常要する期間をいう。ただし、申請内容に不備があった場合においては、その不備の修正に係る期間は当該処理期間に含まれない。

また、本章において、開庁日とは、土曜日、日曜日、国民の祝日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く日をいう。

各種申請書類は、埼玉県環境部温暖化対策課のホームページよりダウンロードできる。

埼玉県の目標設定型排出量取引制度に係る各種提出書類 URL:

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/credityoshiki.html>

2 指定管理口座の開設等（第2削減計画期間からは開設申請不要）

(1) 指定管理口座の開設

指定管理口座は、目標の達成に向けた状況を記録する口座であり、大規模事業者^全員を口座名義人として、大規模事業所ごとに一つ、開設される。

第1削減計画期間においては、指定管理口座の開設は大規模事業者からの申請により開設するものとしていたが、平成29年2月13日付要綱改正により、第2削減計画期間（第1削減計画期間の整理期間以降）からは、大規模事業所の基準排出量の決定を行う際に自動的に開設されることとなったため、開設申請は不要である。

ア 指定管理口座開設に係る諸規定

指定管理口座は大規模事業所の基準排出量の決定の際に自動的に開設されるため、手続は不要である。指定管理口座の口座名義人等は、「表2-3-1」のとおりである。

表2-3-1 指定管理口座の開設に係る諸規定

	指定管理口座
口座名義人	大規模事業者
開設される口座数	一つの大規模事業所につき1口座
共有名義	可能 (大規模事業所の所有事業者等の全員が口座名義人となる)

イ 指定管理口座開設の流れ

指定管理口座開設の流れについて図式化したものを、「図2-3-1」に記載する。

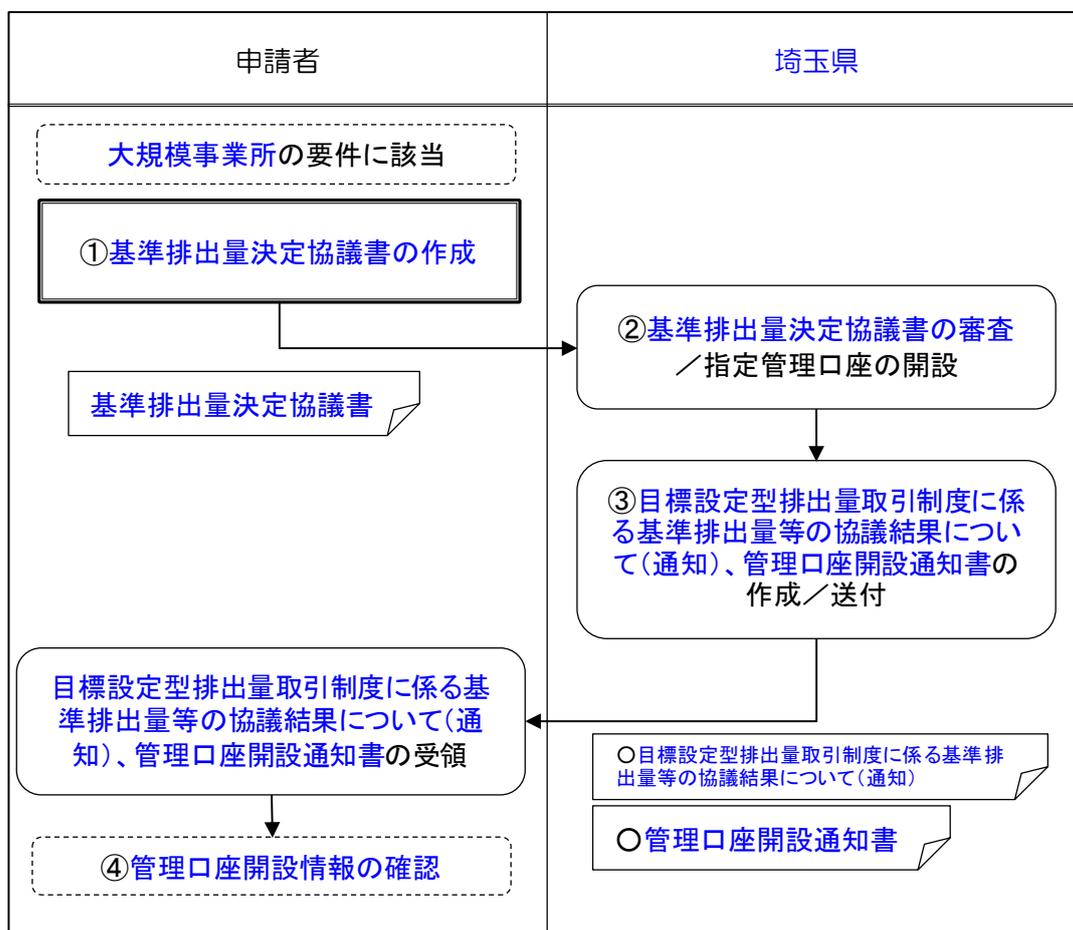


図2-3-1 指定管理口座開設手続の流れ

- ① 基準排出量決定協議書の作成
大規模事業所の要件に該当するときは、大規模事業者は、「基準排出量決定協議書」に必要事項を記載し、添付書類を添えて埼玉県に提出しなければならない。なお、基準排出量決定協議書において、口座及び振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先、及び連絡先情報の公表希望の有無を届け出ることになる。
- ② 基準排出量決定協議書の審査並びに指定管理口座の開設
基準排出量決定協議書を受領後、内容を埼玉県で確認する。基準排出量を決定するとともに削減量口座簿上に口座を開設する。
- ③ 管理口座開設通知書の送付
指定管理口座の開設後、全口座名義人宛てに管理口座開設通知書を送付する。
- ④ 口座情報の確認
申請者は、埼玉県に口座情報の証明申請をすることにより、口座開設状況を確認することができる。

(2) 指定管理口座に係る各種変更

指定管理口座の口座名義人又は口座管理者は、その氏名、住所その他の連絡先に変更が生じた場合は、次の手続に従って、その旨を埼玉県に届け出なければならない。

ア 指定管理口座に係る各種変更に係る諸規定

変更があった場合において埼玉県への届出が必要な場合等については、「表2-3-2」のとおりである。

表2-3-2 各種変更に係る諸規定

	指定管理口座
埼玉県への届出が必要な場合	<p>① 口座管理者に関する次の変更^{※1}</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人名称又は代表者氏名（個人の場合は氏名） ・ 主たる事務所の所在地（個人の場合は住所） ・ 電話番号 ・ その他の連絡先 <p>（注）口座名義人に関する変更</p> <p>口座名義人の変更及び口座名義人の氏名等の変更については、別途「大規模事業者氏名等変更届出書」、「大規模事業所承継届出書」のうち必要なものが提出されるため、改めて口座名義人に関する変更届を提出する必要はない。</p> <p>② 振替可能削減量等の管理を行う部署等に関する次の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部署等の名称 ・ 住所 ・ 電話番号 ・ その他の連絡先 <p>（注）振替可能削減量等の管理を行う部署等に関する変更</p> <p>クレジット等の発行、振替又は充当等の手続を行う際に、管理を行う部署等に関する変更を行った場合（変更が判明した場合）は、各種手続様式に変更後の連絡先等が記載されるため、改めて変更届を提出する必要はない。</p> <p>③ 口座名義人に関する次の事項のうち、公表を希望するもの^{※2}</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名 ・ 住所 <p>④ 振替可能削減量等の管理に関する次の事項のうち、公表を希望するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部署等の名称 ・ 電話番号 ・ その他の連絡先

	指定管理口座
届出期限	速やかに届け出ること
県の標準処理期間	口座名義人等氏名等変更届出書を受理した日の翌開庁日から起算して10開庁日以内
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 口座名義人等氏名等変更届出書 ・ 印鑑証明書（変更があった場合のみ）※³
手数料	無料

- ※1 口座管理者を別の法人又は個人に変更するときは、「口座管理者登録（登録抹消）申請書」を提出し、前の口座管理者の登録を抹消した後、新たな口座管理者の登録について「口座管理者登録（登録抹消）申請書」を提出する必要がある。なお、口座管理者の抹消と登録に係る申請書はそれぞれ必要だが、それらの提出は同時に行うことが可能。
- ※2 口座名義人が個人である場合に限る。
- ※3 口座開設など排出量取引に係る申請又は届出の際に既に提出しており、印鑑証明書の記載内容（印影、商号、本店所在地、代表者氏名等）に変更がない場合は不要。記載内容について直近で提出したものから変更があった場合のみ、最新の内容を反映した印鑑証明書の原本（発行日が6か月以内のもの）を提出すること。

イ 指定管理口座に係る各種変更手続の流れ

指定管理口座に係る各種変更手続の流れについて図式化したものを、「図2-3-2」に記載する。

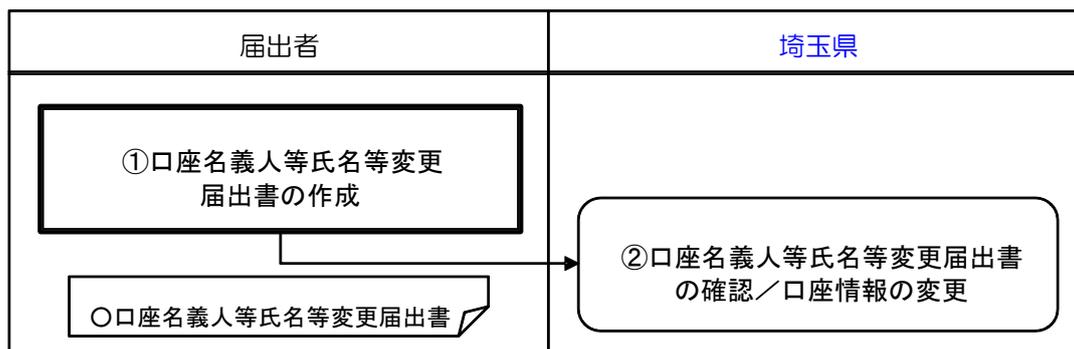


図2-3-2 指定管理口座に係る各種変更手続の流れ

① 口座名義人等氏名等変更届出書の作成

指定管理口座に関する各種変更があった場合は、「口座名義人等氏名等変更届出書」に必要事項を記載し、添付書類を添えて埼玉県に提出すること。ただし、当該届出事項について、大規模事業所の廃止等による削減計画期間の変更等に係る要綱（以下「大

規模事業所廃止等要綱」という。)第4条の規定により「大規模事業者氏名等変更届出書」の届出、又は第5条第3項の規定により「大規模事業所承継届出書」の届出を行った場合は、当該届出を行う必要はない。

なお、大規模事業所承継の手続きは、指定管理口座の管理権を合わせて承継するものであることから、届出書の提出にあたっては押印を行い、併せて印鑑証明書を提出するものとする。(印鑑証明書については、口座開設など排出量取引に係る申請又は届出の際に既に提出しており、印鑑証明書の記載内容(印影、商号、本店所在地、代表者氏名等)に変更がない場合は不要。記載内容について直近で提出したものから変更があった場合のみ、最新の内容を反映した印鑑証明書の原本(発行日が6か月以内のもの)を提出すること。)

「口座名義人等氏名等変更届出書」等の様式は、埼玉県環境部温暖化対策課のホームページよりダウンロードできる。

埼玉県の目標設定型排出量取引制度に係る各種提出書類 URL:

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/credityoshiki.html>

② 口座名義人等氏名等変更届出書の確認及び口座情報の変更

口座名義人等氏名等変更届出書を受領後、内容を埼玉県で確認する。申請内容に不備がなければ、口座情報の変更を行う。

(3) 指定管理口座の廃止

大規模事業所である間は、指定管理口座を任意に廃止することはできない。

指定管理口座は、大規模事業所が廃止されるときに、当該指定管理口座にクレジット等が残存していなければ自動的に廃止される。

大規模事業所が廃止されるときに、移転可能な超過削減量が口座に記録されている場合には、一般管理口座へ移転させておく。

(4) 口座管理者の登録

指定管理口座の口座名義人となる事業所設置者が複数いる大規模事業所にあつては、指定管理口座の開設後、遅滞なく、口座管理者を登録することが望ましい。口座管理者を登録するためには、埼玉県へ届け出る必要がある。

ア 口座管理者の登録に係る諸規定

口座管理者となれる者の資格要件等は「表2-3-3」のとおりである。

表2-3-3 口座管理者の登録に係る諸規定

指定管理口座	
口座管理者の登録要件	国内に事務所、営業所等を有する法人又は国内に住所を有する個人(口座名義人を登録することも、口座名義人以外の者を登録することも可能)

目標設定型排出量取引制度における排出量取引運用ガイドライン

	指定管理口座
申請できる者	指定管理口座の口座名義人（口座名義人全員の記名押印が必要。なお、申請に当たって代理人を用いることはできる。）
口座管理者の登録数	一つの指定管理口座につき一人（1法人）に限る
県の標準処理期間	口座管理者登録（登録抹消）申請書を受理した日の翌開庁日から起算して15開庁日以内
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 口座管理者登録（登録抹消）申請書 ・ 氏名又は住所のうち公表を希望するものを示す書類^{※1} ・ 印鑑証明書（変更があった場合のみ）^{※2}
手数料	無料

※1 口座名義人が個人である場合に限る。

※2 口座開設など排出量取引に係る申請又は届出の際に既に提出しており、印鑑証明書の記載内容（印影、商号、本店所在地、代表者氏名等）に変更がない場合は不要。記載内容について直近で提出したものから変更があった場合のみ、最新の内容を反映した印鑑証明書の原本（発行日が6か月以内のもの）を提出すること。

イ 口座管理者登録手続の流れ

口座管理者の登録（登録抹消）手続の流れについて図式化したものを、「図 2 - 3 - 3」に記載する。

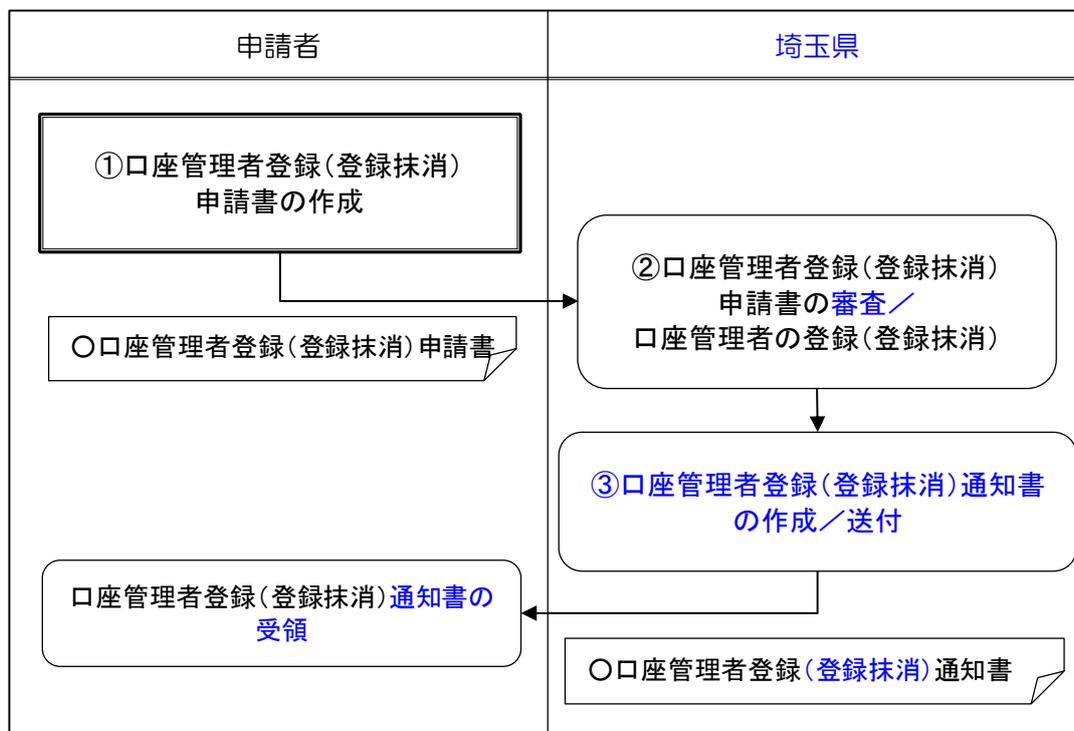


図 2 - 3 - 3 口座管理者の登録（登録抹消）手続の流れ

① 口座管理者登録（登録抹消）申請書の作成

口座管理者の登録（登録抹消）を希望する指定管理口座の口座名義人は、「口座管理者登録（登録抹消）申請書」に必要事項を記載し、添付書類を添えて埼玉県に提出すること。なお、「口座管理者登録（登録抹消）申請書」の様式は、埼玉県環境部温暖化対策課のホームページよりダウンロードできる。

埼玉県の目標設定型排出量取引制度に係る各種提出書類 URL:

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/credityoshiki.html>

② 口座管理者登録（登録抹消）申請書の審査と登録（登録抹消）

口座管理者登録（登録抹消）申請書を受領後、内容を埼玉県で確認する。申請内容に不備がなければ、当該口座管理者を登録（登録抹消）する。

③ 口座管理者登録（登録抹消）通知書の送付

口座管理者の登録（登録抹消）後、当該登録（登録抹消）を受けた口座管理者及び口座名義人宛てに口座管理者登録（登録抹消）通知書を送付する。

3 一般管理口座の開設等

(1) 一般管理口座の開設

大規模事業者のうち取引を行いたい者及び埼玉県での排出量取引制度への参加を希望する者は、削減量口座簿上に一般管理口座の開設を受ける必要がある。

ア 一般管理口座の開設に係る諸規定

一般管理口座の開設要件等は「表2-3-4」のとおりである。

表2-3-4 一般管理口座の開設に係る諸規定

	一般管理口座
口座を開設できる者	次のいずれかに該当する者 ① 大規模事業者（法人、個人を問わない） ② 法人（外国法人で国内に事務所、営業所等を有しないものを除く） ③ 次のいずれかに該当する個人 ・ 口座管理者 ・ オフセットクレジットの発行を受けることができる者 ^{※1} ・ 一般管理口座の口座名義人（個人）について相続があった場合の相続人
開設できる口座数の上限	・ 上記①に該当する者及び口座管理者は、原則として1法人又は1個人につき、当該者に係る大規模事業所の数まで口座を開設できる。 ^{※2} ・ 上記以外の者は、原則として1法人又は1個人につき1口座に限る。 ^{※2}
共有名義	不可（1口座につき1口座名義人に限る）
開設期限	なし
県の標準処理期間	一般管理口座開設申請書を受理した日の翌開庁日から起算して15開庁日以内
必要書類	・ 一般管理口座開設申請書 ・ 上記③に該当することを証明する書類（口座管理者を除く上記③に該当する者） ・ 印鑑証明書 ^{※3}
手数料	無料

※1 具体的には、**下表に示す一般管理口座を開設できる者**に該当する者であれば個人でも一般管理口座を開設できる（ただし、口座の利用については、一定の制限がある）。

オフセットクレジットの種類		一般管理口座を開設できる者
県内中小クレジット		① 県内中小クレジットを算定する事業所等の設備更新権限を有する者 ② 上記①の者から県内中小クレジットの発行を受けることについて同意を得た者
県外クレジット		① 県外クレジットを算定する事業所の所有者 ② 県外クレジットを算定する事業所等の設備更新権限を有する者 ③ 上記①又は②の者から県外クレジットの発行を受けることについて同意を得た者
再エネクレジット	環境価値換算量	① 埼玉県の再生可能エネルギーに係る設備認定を受けた設備の所有者 ② 当該環境価値換算量に係る電気等の環境価値の保有者 ③ 上記①の者から再エネクレジットの発行を受けることについて同意を得た者
	その他削減量	グリーンエネルギー証書等を再エネクレジットとして発行を受ける大規模事業者
森林吸収クレジット	埼玉県森林 CO ₂ 吸収量認証	埼玉県森林 CO ₂ 吸収量認証書の名義人のうち大規模事業者
	カーボンオフセット・クレジット認証	カーボンオフセット・クレジット認証制度におけるJ-クレジット等の所有者のうち大規模事業者

※2 特別の事情があると認められる場合には、開設できる一般管理口座数の上限を超えて口座を開設することができる。特別の事情としては、例えば次のような場合が考えられる。

- ・ 自社の排出量取引に活用する**オフセットクレジット等**と特定の事業所（共有物件等）の**目標達成**に活用する**オフセットクレジット等**を分別管理する必要がある場合
- ・ 削減**目標達成**のために**オフセットクレジット等**の調達を行う部署と、取引の仲介等を目的として取引を行う部署が異なる場合

※3 発行日が6か月以内のものであること。なお、排出量取引に係る申請又は届出が2回目以降で、既に印鑑証明書（原本）を提出している場合は、コピー（発行日が6か月以内のもの）の提出でもよい。ただし、印鑑証明書の内容（印影、商号、本店所在地、代表者氏名等）について、直近で提出したもの（原本）から変更があった場合は、最新の内容を反映した印鑑証明書（原本）を提出すること。

申請書の提出者が国又は地方公共団体であるときは原則として必要としないが、印鑑証明の取得が可能かどうか判断できない場合は、印鑑証明取得の可否を事前に法務

局に確認すること。また、個人の印鑑証明書で申請者の氏名及び住所が確認できない場合は、当該申請者の住民票の写し又はこれに代わる書面（発行日が6か月以内のもの）を添付しなければならない。ただし、既に提出されている住民票の写し又はこれに代わる書面の記載内容に変更がないときは添付しないことができる。

書類の種類	提出者	添付の内容
印鑑証明書	全員※	① 排出量取引に係る申請又は届出を <u>初めて行う場合</u> 印鑑証明書（原本）を添付
		② 排出量取引に係る申請又は届出が <u>2回目以降の場合</u> 印鑑証明書（コピー可）を添付する。ただし、印鑑証明書の内容（印影、商号、本店所在地、代表者氏名等）について、直近で提出したもの（原本）から変更があった場合は、最新の内容を反映した印鑑証明書（原本）を添付すること
住民票	個人の印鑑証明書で申請者の氏名及び住所が確認できない者	① 排出量取引に係る申請又は届出を <u>初めて行う場合</u> 当該申請者の住民票の写し又はこれに代わる書面を添付
		② 排出量取引に係る申請又は届出が <u>2回目以降の場合</u> 既に提出されている住民票の写し又はこれに代わる書面の記載内容に変更がないときは添付しないことができる。

※ 排出量取引に関する各種申請等について代理人に委任している場合は、代理人の印鑑証明書を提出すること（委任者の印鑑証明書の提出は不要）。

排出量取引に関する各種申請等について、印鑑登録ができない印鑑を押印せざるを得ない者に委任する場合は、委任者の印鑑証明書を添付のうえ、委任状及び使用印鑑届を埼玉県に提出すること。以降の申請等においては、委任者の印鑑証明書の添付を省略ことができ（印鑑証明書の内容に変更があった場合を除く）、当該委任状及び使用印鑑届のコピーを添付すればよい。

なお、使用印鑑届の届出者は委任者とし、印鑑登録された印鑑を押印すること。

（印鑑証明書を取得できない者が代理人である場合の例）

- ・法人の代表者が、法人格のない団体の長に委任する場合（申請及び届出時は、団体の長の印の使用を希望）
- ・法人の代表者が、法人内の部長に委任する場合（申請及び届出時は、部長印の使用を希望）

イ 一般管理口座開設手続の流れ

一般管理口座開設の手続の流れについて図式化したものを、「図2-3-4」に記載する。

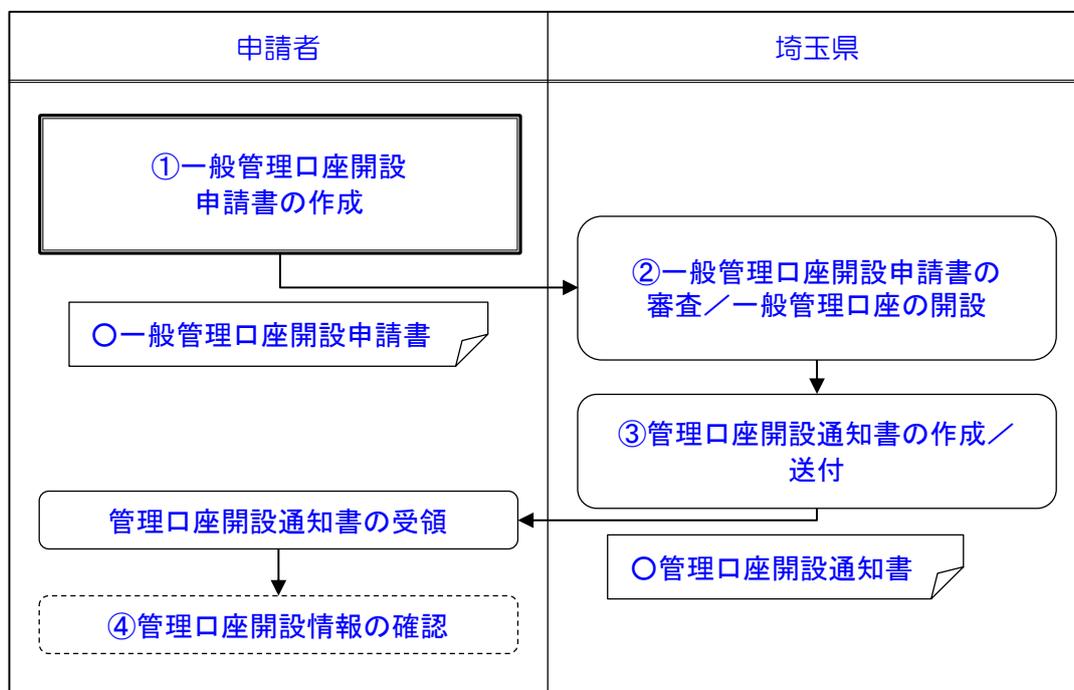


図2-3-4 一般管理口座開設手続の流れ

① 一般管理口座開設申請書の作成

口座開設申請者は、「一般管理口座開設申請書」に必要事項を記載し、添付書類を添えて埼玉県に提出すること。

一般管理口座開設申請書では指定管理口座との関連付けが可能である。関連付け手続の詳細については、「(5) 一般管理口座と指定管理口座との関連付け」を参照すること。

なお、「一般管理口座開設申請書」の様式は、埼玉県環境部温暖化対策課のホームページよりダウンロードできる。

埼玉県の目標設定型排出量取引制度に係る各種提出書類 URL:

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/credityoshiki.html>

② 一般管理口座開設申請書の審査及び口座の開設

一般管理口座開設申請書を受領後、内容を埼玉県で確認する。申請内容に不備がなければ、削減量口座簿上に口座を開設する。

③ 管理口座開設通知書の送付

一般管理口座の開設後、口座名義人宛てに一般管理口座開設通知書を送付する。

④ 口座情報の確認

申請者は、埼玉県に口座情報の証明申請をすることにより、口座開設状況を確認することができる。

(2) 一般管理口座に係る各種変更

一般管理口座の口座名義人は、その氏名、住所その他の連絡先に変更が生じた場合は、次の手続に従って、その旨を埼玉県に届け出なければならない。

ア 一般管理口座に係る各種変更に係る諸規定

変更があった場合において埼玉県への届出が必要な場合等については、「表 2-3-5」のとおりである。

表 2-3-5 各種変更に係る諸規定

	一般管理口座
埼玉県への届出が必要な場合	<p>① <u>口座名義人に関する次の変更</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人名称又は代表者氏名（個人の場合は氏名） ・ 主たる事務所の所在地（個人の場合は住所） ・ 電話番号 ・ その他の連絡先 <p>② <u>振替可能削減量等の管理を行う部署等に関する次の変更</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部署等の名称 ・ 住所 ・ 電話番号 ・ その他の連絡先 <p>(注) 振替可能削減量等の管理を行う部署等に関する変更 オフセットクレジット等の発行又は振替等の手続を行う際に、管理を行う部署等に関する変更を行った場合（変更が判明した場合）は、各種手続様式に変更後の連絡先等が記載されるため、改めて変更届を提出する必要はない。</p> <p>③ <u>口座名義人に関する次の事項のうち、公表を希望するもの</u></p> <p>※1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名 ・ 住所 <p>④ <u>振替可能削減量等の管理に関する次の事項のうち、公表を希望するもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部署等の名称 ・ 電話番号 ・ その他の連絡先

一般管理口座	
届出期限	速やかに届け出ること
県の標準処理期間	口座名義人等氏名等変更届出書を受理した日の翌開庁日から起算して15開庁日以内
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 口座名義人等氏名等変更届出書 ・ 印鑑証明書（変更があった場合のみ）※2
手数料	無料

※1 口座名義人が個人である場合に限る。

※2 口座開設など排出量取引に係る申請又は届出の際に既に提出しており、印鑑証明書の記載内容（印影、商号、本店所在地、代表者氏名等）に変更がない場合は不要。記載内容について直近で提出したものから変更があった場合のみ、最新の内容を反映した印鑑証明書の原本（発行日が6か月以内のもの）を提出すること。

イ 一般管理口座に係る各種変更手続の流れ

一般管理口座に係る各種変更手続の流れについて図式化したものを、「図2-3-5」に記載する。

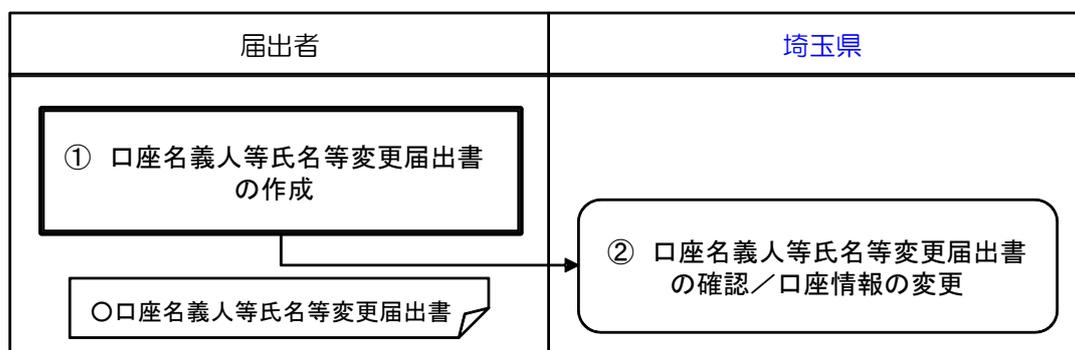


図2-3-5 一般管理口座に係る各種変更手続の流れ

① 口座名義人等氏名等変更届出書の作成

一般管理口座に関する各種変更があった場合は、「口座名義人等氏名等変更届出書」に必要事項を記載し、添付書類を添えて埼玉県に提出すること。ただし、当該届出事項について、大規模事業所廃止等要綱第4条の規定により「大規模事業者氏名等変更届出書」の届出を行った場合は、当該届出を行う必要はない。

なお、「口座名義人等氏名等変更届出書」の様式は、埼玉県環境部温暖化対策課のホームページよりダウンロードできる。

埼玉県の目標設定型排出量取引制度に係る各種提出書類 URL:

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/credityoshiki.html>

- ② 口座名義人等氏名等変更届出書の確認及び口座情報の変更
 口座名義人等氏名等変更届出書を受領後、内容を埼玉県で確認する。申請内容に不備がなければ、口座情報の変更を行う。

(3) 一般管理口座の更新

大規模事業者及び口座管理者以外の者が開設を受けている一般管理口座については、更新の手続を行わない限り、開設日にかかわらず、整理期間の末日の経過によって知事により廃止される。

次の削減計画期間においても継続して口座を利用する意思があるときは、一般管理口座の更新手続が必要である。

ア 一般管理口座の更新に係る諸規定

一般管理口座の更新に係る規定等は、「表2-3-6」のとおりである。

表2-3-6 一般管理口座の更新に係る諸規定

一般管理口座	
更新が必要な一般管理口座	大規模事業者及び口座管理者以外の者が開設を受けている一般管理口座 ^{※1}
有効期限	口座の開設日又は更新日が属する削減計画期間に係る整理期間の末日 (第2削減計画期間においては令和4(2022)年1月31日)
更新期間	口座の有効期限の属する年度の9月30日(有効期限)まで(第2削減計画期間にあっては、令和4年(2022)年1月31日まで)
必要書類	・一般管理口座更新申請書 ・印鑑証明書(変更があった場合のみ) ^{※2}
手数料	無料

※1 開設者がこれらに該当するかどうかは有効期間満了日において判断する。

※2 口座開設など排出量取引に係る申請又は届出の際に既に提出しており、印鑑証明書の記載内容(印影、商号、本店所在地、代表者氏名等)に変更がない場合は不要。記載内容について直近で提出したものから変更があった場合のみ、最新の内容を反映した印鑑証明書の原本(発行日が6か月以内のもの)を提出すること。

イ 一般管理口座の更新に係る諸規定

一般管理口座の更新手続の流れについて図式化したものを、「図2-3-6」に記載する。

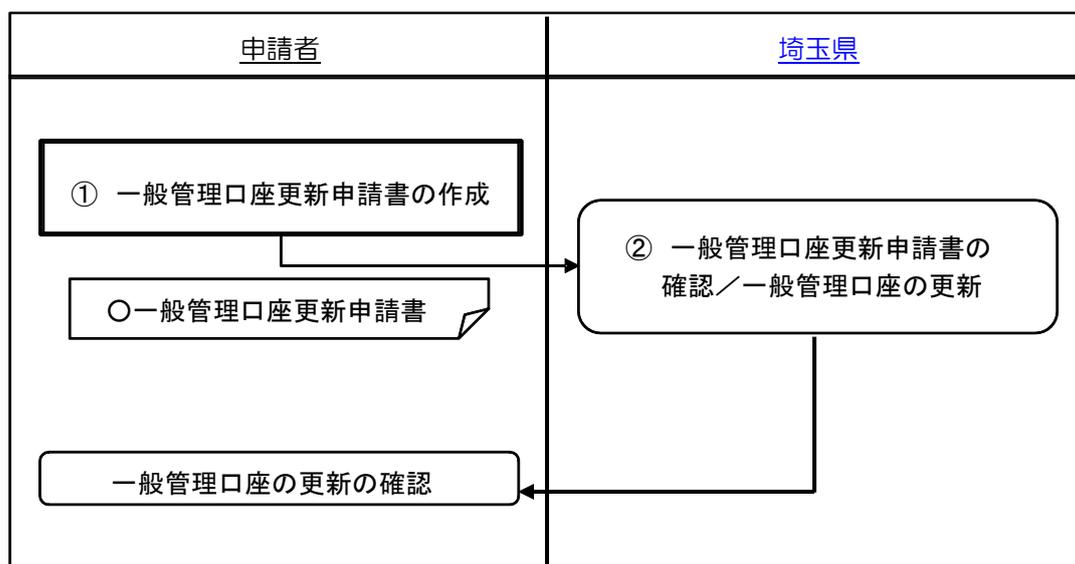


図2-3-6 一般管理口座に係る更新手続の流れ

① 一般管理口座更新申請書の作成

一般管理口座を更新したい口座名義人は、「一般管理口座更新申請書」に必要事項を記載し、添付書類を添えて有効期限までに埼玉県に提出すること。

② 一般管理口座更新申請書の確認及び一般管理口座の更新

一般管理口座更新申請書を受領後、内容を埼玉県で確認する。申請書の内容に不備がなければ、原則として当該一般管理口座は更新される。

有効期限前に申請書が提出されれば、更新前であっても引き続き口座を利用することは可能である。

(4) 一般管理口座の廃止

一般管理口座の口座名義人は、自己の一般管理口座を廃止したい場合は、その旨を埼玉県に届け出ることで当該一般管理口座を廃止することができる。ただし、一般管理口座の廃止を届け出る前に、当該一般管理口座のオフセットクレジット等を他に移転するなどして、オフセットクレジット等が当該一般管理口座に残存しないようにしておく必要がある。

ア 一般管理口座の廃止に係る諸規定

一般管理口座の廃止に係る規定等は、「表2-3-7」のとおりである。

表 2-3-7 一般管理口座の廃止に係る諸規定

一般管理口座	
県の標準処理期間	一般管理口座廃止申請書を受理した日の翌開庁日から起算して10開庁日以内
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理口座廃止申請書 印鑑証明書（変更があった場合のみ）※
手数料	無料

※ 口座開設など排出量取引に係る申請又は届出の際に既に提出しており、印鑑証明書の記載内容（印影、商号、本店所在地、代表者氏名等）に変更がない場合は不要。記載内容について直近で提出したのから変更があった場合のみ、最新の内容を反映した印鑑証明書の原本（発行日が6か月以内のもの）を提出すること。

イ 一般管理口座廃止手続の流れ

一般管理口座の廃止手続の流れについて図式化したものを、「図2-3-7」に記載する。

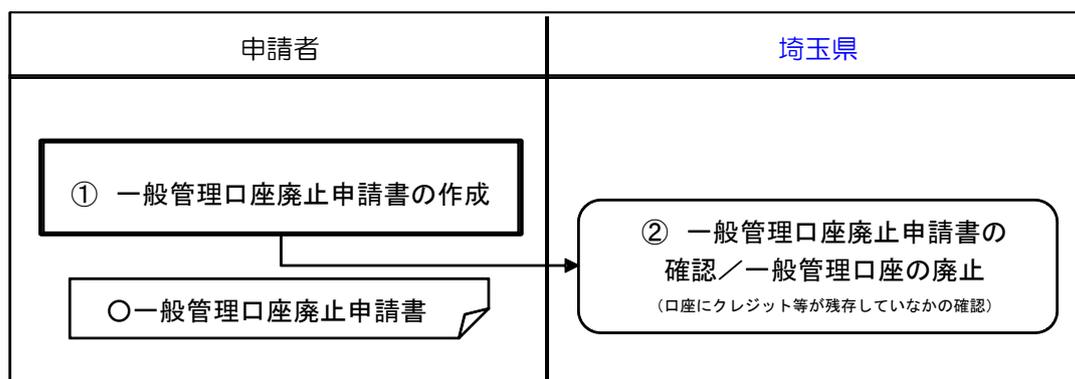


図 2-3-7 一般管理口座廃止手続の流れ

① 一般管理口座廃止申請書の作成

一般管理口座を廃止したい口座名義人は、「一般管理口座廃止申請書」に必要事項を記載し、添付書類を添えて埼玉県に提出すること。

なお、「一般管理口座廃止申請書」の様式は、埼玉県環境部温暖化対策課のホームページよりダウンロードできる。

埼玉県の目標設定型排出量取引制度に係る各種提出書類 URL:

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/credityoshiki.html>

② 一般管理口座廃止申請書の確認及び一般管理口座の廃止

一般管理口座廃止申請書を受領後、内容を埼玉県で確認する。申請内容に不備がなく、

かつ、一般管理口座にオフセットクレジット等が残存しなければ、当該一般管理口座を廃止する。

(5) 一般管理口座と指定管理口座の関連付け

指定管理口座からのオフセットクレジット等の取得又は指定管理口座へのオフセットクレジット等の移転を行うための関連付けを希望する一般管理口座の口座名義人は、事前に埼玉県へ申請しなければならない。なお、申請により一般管理口座は指定管理口座と関連付けられ、特定一般管理口座として登録される。

ア 一般管理口座等の関連付けに係る諸規定

一般管理口座等の関連付けに係る規定等は、「表2-3-8」のとおりである。

表2-3-8 一般管理口座等の関連付けに係る諸規定

	一般管理口座
一般管理口座等の関連付け要件	<p>指定管理口座と関連付けようとする一般管理口座の口座名義人が、次のいずれかに該当する場合</p> <p>① オフセットクレジット等の移転元又は移転先となる指定管理口座の口座名義人</p> <p>② オフセットクレジット等の移転元又は移転先となる指定管理口座の口座管理者</p>
関連付けが可能な一般管理口座の数	<ul style="list-style-type: none"> 一つの一般管理口座につき、複数の指定管理口座と関連付けることが可能 一つの指定管理口座につき、複数の一般管理口座と関連付けることが可能
申請期限	<p>特になし</p> <p>ただし、次の申請が行われる前又は同時に申請を行う必要がある</p> <p>① 指定管理口座から一般管理口座への超過削減量の移転申請</p> <p>② 一般管理口座から指定管理口座へのオフセットクレジット等の移転申請</p>
県の標準処理期間	<p>一般管理口座開設申請書又は一般管理口座等に係る関連付け申請書を受理した日の翌開庁日から起算して15開庁日以内</p>

目標設定型排出量取引制度における排出量取引運用ガイドライン

	一般管理口座
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般管理口座開設申請書（一般管理口座開設前の場合） ・ 一般管理口座等に係る関連付け申請書（一般管理口座開設後の場合） ・ 印鑑証明書（変更があった場合のみ）※
手数料	無料
注意点など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般管理口座と指定管理口座の関連付けを解除する場合は、特定一般管理口座に係る関連付け解除申請書を提出すること ・ 特定一般管理口座とは、指定管理口座と関連付けられた一般管理口座を指す ・ 特定一般管理口座として関連付けた者が、関連付けた指定管理口座の口座名義人又は口座管理者でなくなった場合、自動的に関連付けが解除されることはない。そのため、当該特定一般管理口座の口座名義人は、申請により関連付けを解除する必要がある。

※ 口座開設など排出量取引に係る申請又は届出の際に既に提出しており、印鑑証明書の記載内容（印影、商号、本店所在地、代表者氏名等）に変更がない場合は不要。記載内容について直近で提出したものから変更があった場合のみ、最新の内容を反映した印鑑証明書の原本（発行日が6か月以内のもの）を提出すること。

（注）平成25年6月の要綱改正により、「特定一般管理口座の登録（登録抹消）」の手続は、「一般管理口座等に係る関連付け（関連付け解除）」と名称変更した。

- イ 一般管理口座等の関連付け手続の流れ
 一般管理口座と指定管理口座の関連付け手続の流れについて図式化したものを、「図2-3-8」に記載する。

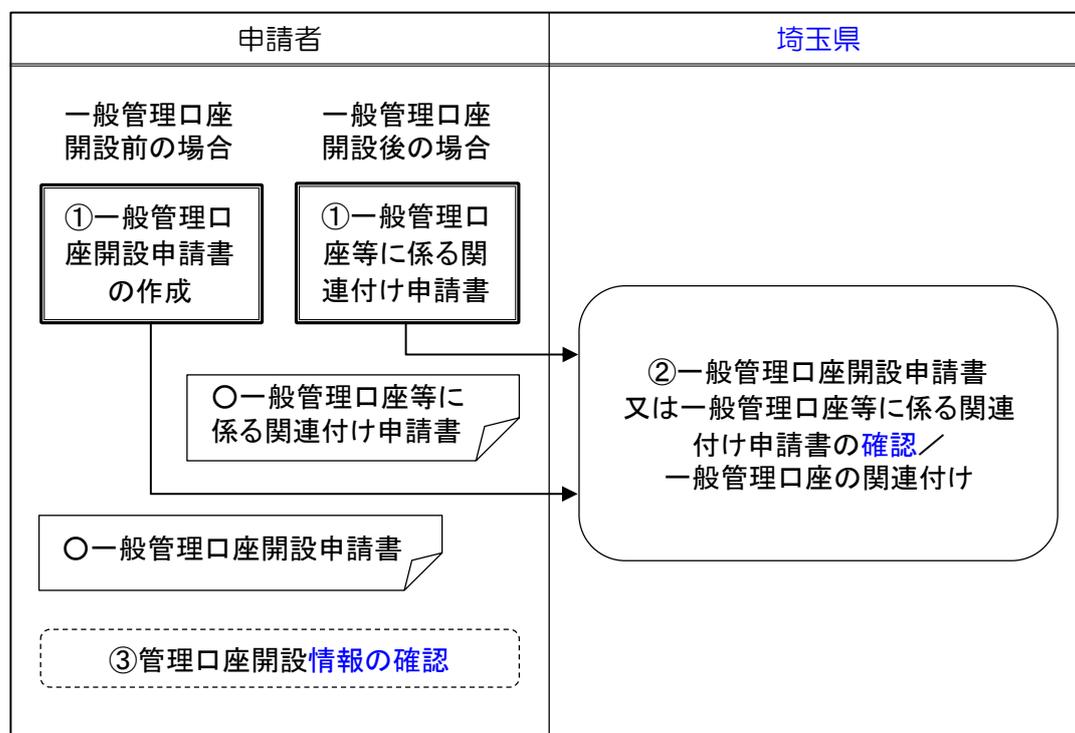


図2-3-8 一般管理口座の関連付け手続の流れ

- ① 一般管理口座開設申請書又は一般管理口座等に係る関連付け（関連付け解除）申請書の作成

指定管理口座との関連付けを希望する一般管理口座の口座名義人は、一般管理口座開設申請と同時に申請する場合には「一般管理口座開設申請書」に、それ以外の場合には「一般管理口座等に係る関連付け（関連付け解除）申請書」に必要事項を記載し、添付書類を添えて埼玉県に提出すること。

なお、「一般管理口座開設申請書」及び「一般管理口座等に係る関連付け（関連付け解除）申請書」の様式は、埼玉県環境部温暖化対策課のホームページよりダウンロードできる。

埼玉県の目標設定型排出量取引制度に係る各種提出書類 URL:

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/credityoshiki.html>

- ② 一般管理口座開設申請書又は一般管理口座等に係る関連付け（関連付け解除）申請書の確認及び関連付け

一般管理口座開設申請書又は一般管理口座等に係る関連付け（関連付け解除）申請書を受領後、内容を埼玉県で確認する。申請書の内容に不備がなければ、当該一般管理口座の関連付けを行う。

③ 口座情報の確認

申請者は、埼玉県に口座情報の証明申請をすることにより、口座状況を確認することができる。

ウ 一般管理口座等の関連付けの解除

一般管理口座と指定管理口座の関連付け手続の解除の流れについて記載する。

① 特定一般管理口座に係る関連付け解除申請書の作成

指定管理口座との関連付けの解除を希望する一般管理口座の口座名義人は、「一般管理口座等に係る関連付け（関連付け解除）申請書」に必要事項を記載し、添付書類を添えて埼玉県に提出すること。また、特定一般管理口座として関連付けた者が、関連付けた指定管理口座の口座名義人又は口座管理者でなくなった場合、自動的に関連付けが解除されることはない。この場合に関連付けを解除するためには、当該特定一般管理口座の口座名義人による申請書の提出が必要となる。

なお、「一般管理口座等に係る関連付け（関連付け解除）申請書」の様式は、埼玉県環境部温暖化対策課のホームページよりダウンロードできる。

埼玉県の目標設定型排出量取引制度に係る各種提出書類 URL:

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/credityoshiki.html>

② 一般管理口座等に係る関連付け解除申請書の確認及び関連付けの解除

一般管理口座等に係る関連付け解除申請書を受領後、内容を埼玉県で確認する。申請書の内容に不備がなければ、当該特定一般管理口座の関連付け解除を行う。

③ 口座情報の確認

申請者は、埼玉県に口座情報の証明申請をすることにより、口座状況を確認することができる。

4 クレジット等の発行申請

ここでは、クレジット等の発行に当たっての手続、注意点などについて記載する。なお、再エネクレジット（その他削減量）については、他制度で認定された環境価値を埼玉県埼玉県の排出量取引に利用可能なオフセットクレジットオフセットクレジットに振り替えるという観点から指針指針では振替として整理しているが、当ガイドラインでは発行として記載している。

また、東京連携クレジット東京連携クレジットの発行（同じく指針指針では振替）については、第3章6「東京都東京都の一般管理口座との振替」を参照のこと。

(1) クレジット等の発行に係る諸規定

前述したとおり、クレジット等はその種類によって発行先となる管理口座の種類が異なる。超過削減量及びその他ガス削減量は指定管理口座に発行されるが、オフセットクレジットは一般管理口座に発行される。したがって、超過削減量及びその他ガス削減量は指定管理口座の口座名義人（口座管理者を設置している場合にあっては口座管理者）が、オフセットクレジットは一般管理口座の口座名義人が発行申請を行うことになる。

なお、平成29年2月13日付要綱改正により、第2削減計画期間以降の超過削減量については、削減期間の終了後、削減期間の排出量及び削減目標量削減目標量が確定し、最終的な超過削減量の発行可能量が確定した段階で、指定管理口座に自動で発行される。そのため、申請による発行は、削減計画期間の最終年度の排出量を記載した地球温暖化対策計画・実施状況報告書又は大規模事業所廃止等届出書の提出を行うまでに任意に発行を希望する場合に限られることになる。

クレジット等の発行にあたっての注意点などは「表2-3-9」及び「表2-3-10」のとおりである。

表 2-3-9 クレジット等の発行に係る諸規定（指定管理口座への発行）

クレジット等	超過削減量		その他ガス削減量
発行方法	職権による発行	申請による発行	申請による発行
発行申請できる者		指定管理口座の口座名義人（口座管理者を設置している場合は口座管理者も可）	超過削減量と同じ
申請期限	削減期間を通算して、最終的に発行可能な量が確定した段階で、自動的に発行が行われる。	削減期間の途中で発行可能量がある場合は、任意に発行申請を行うことも可能である。ただし、当該削減計画期間の最終年度の排出量を記載した地球温暖化対策計画・実施状況報告書又は大規模事業所廃止等届出書の提出後は、発行申請を行うことはできない。	認定された削減量の創出された削減計画期間の整理期間末まで ただし、県の標準処理期間を考慮し、余裕を持って申請すること。
発行可能量	削減した量（年度ごとに基準排出量の2分の1を上限とする。）のうち削減目標按分量を超えた量以下の量（複数回に分けて発行申請を行うことが可能）		認定されたその他ガス削減量以下の量（複数回に分けて発行申請を行うことが可能）
県の標準処理期間		振替可能削減量等発行等申請書を受理した日の翌開庁日から起算して10開庁日以内	超過削減量と同じ

目標設定型排出量取引制度における排出量取引運用ガイドライン

クレジット等	超過削減量		その他ガス削減量
発行方法	職権による発行	申請による発行	申請による発行
必要書類		<ul style="list-style-type: none"> 振替可能削減量等発行等申請書 印鑑証明書（変更があった場合のみ）※1 振替可能削減量の保有等に係る情報の公表について（第1号様式、押印不要）※2 	超過削減量と同じ
手数料	無料		無料

※1 口座開設など排出量取引に係る申請又は届出の際に既に提出しており、印鑑証明書の記載内容（印影、商号、本店所在地、代表者氏名等）に変更がない場合は不要。記載内容について直近で提出したものから変更があった場合のみ、最新の内容を反映した印鑑証明書の原本（発行日が6か月以内のもの）を提出すること。

※2 [埼玉県環境部温暖化対策課ホームページ](#)で公表を希望する場合に提出すること。
公表様式の提出がない場合は、公表しない。

表 2-3-10 クレジット等の発行に係る諸規定（一般管理口座への発行）

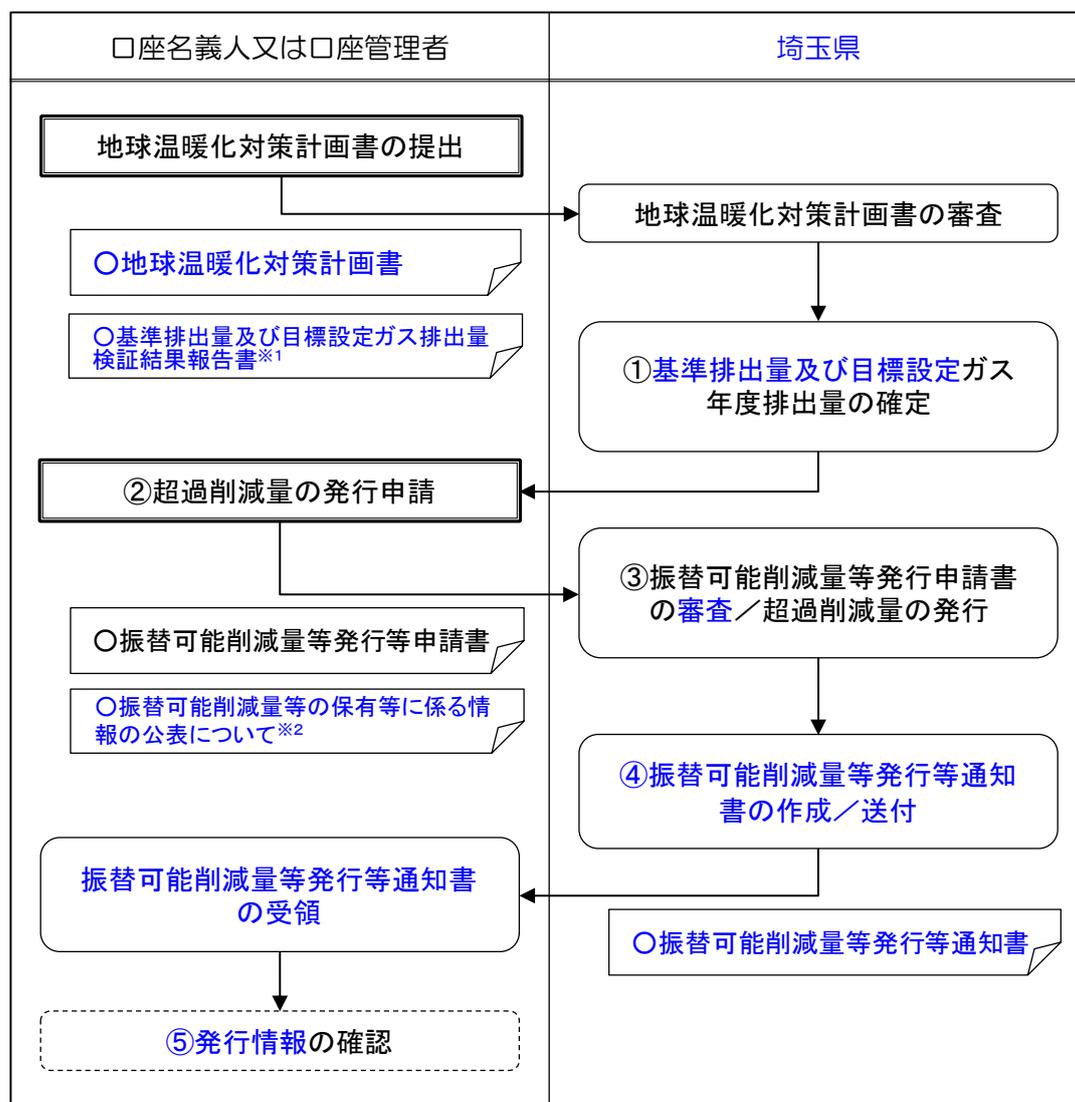
関連する クレジット等	県内中小クレジット／再エネクレジット 県外クレジット／森林吸収クレジット
発行申請できる者	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理口座の口座名義人 設備更新権限を有する者又は同意を受けた者
申請期限	<p>認定された削減量を目標達成に利用できる削減計画期間の整理期間末まで</p> <p>ただし、県の標準処理期間を考慮し、余裕を持って申請すること</p>
発行可能量	認定された削減量以下の量（複数回に分けて発行申請を行うことが可能）
県の標準処理期間	振替可能削減量等発行等申請書を受理した日の翌開庁日から起算して 10 開庁日以内
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> 振替可能削減量等発行等申請書 印鑑証明書（変更があった場合のみ）※¹ 県内中小クレジット：県内中小クレジット削減量認定通知書 再エネクレジット（環境価値換算量）：再生可能エネルギー電力量認証通知書 再エネクレジット（その他削減量）：その他削減量に係る電力等の認証通知書 県外クレジット：県外クレジット削減量認定通知書 森林吸収クレジット：森林吸収クレジット削減量認定通知書 振替可能削減量等の保有等に係る情報の公表について※²
手数料	無料

※1 口座開設など排出量取引に係る申請又は届出の際に既に提出しており、印鑑証明書の記載内容（印影、商号、本店所在地、代表者氏名等）に変更がない場合は不要。記載内容について直近で提出したものから変更があった場合のみ、最新の内容を反映した印鑑証明書の原本（発行日が6か月以内のもの）を提出すること。

※2 埼玉県環境部温暖化対策課ホームページで公表を希望する場合に提出すること。
公表様式の提出がない場合は、公表しない（遡及した対応も行わないので留意すること。）。

(2) クレジット等の発行申請手続

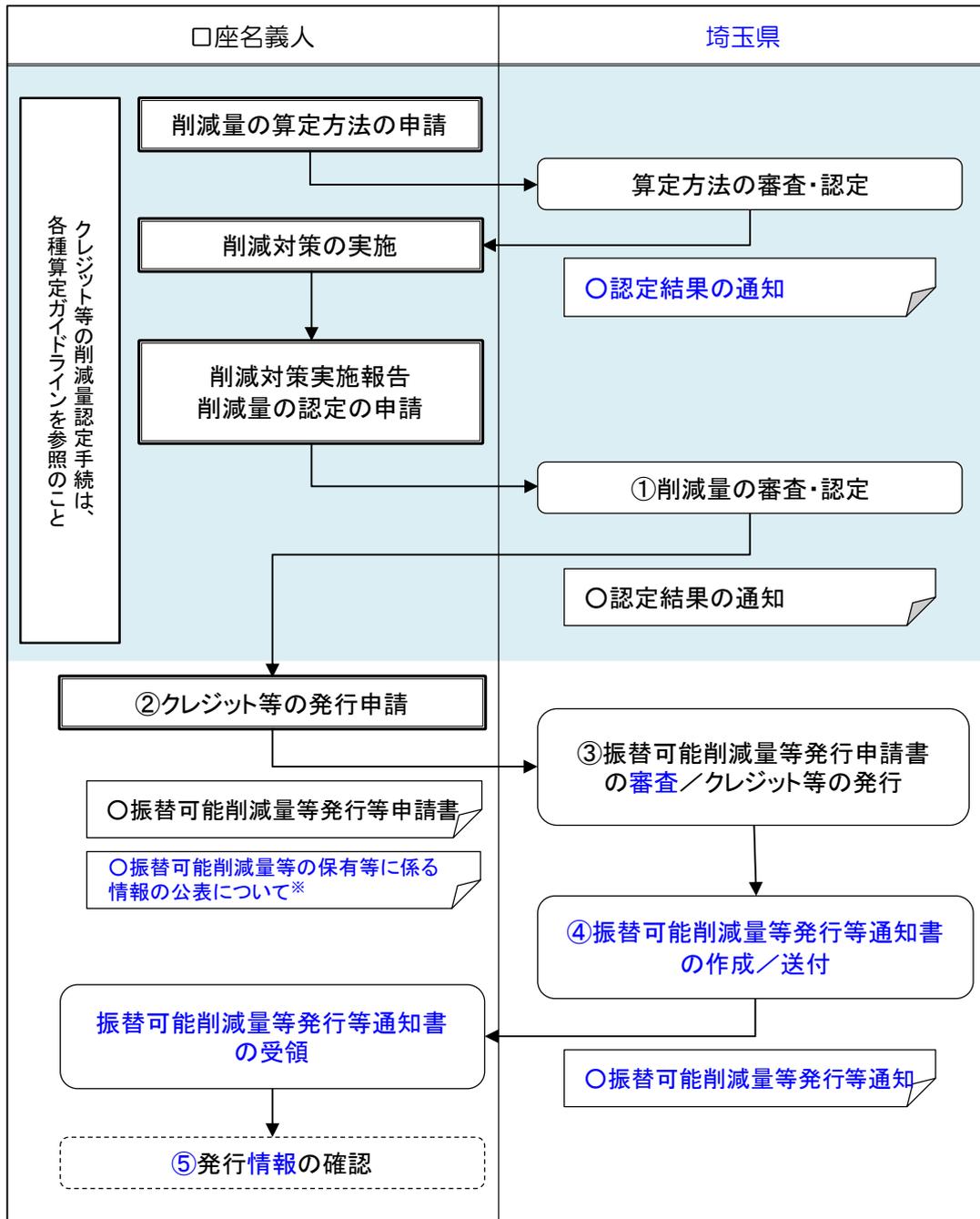
超過削減量の発行申請手続の流れについて図式化したものを「図2-3-9」に、オフセットクレジット及びその他ガス削減量の発行申請手続の流れについて図式化したものを「図2-3-10」に記載する。



※1 当該年度のエネルギー起源CO₂排出量の検証結果を添付する

※2 公表を希望する場合

図2-3-9 超過削減量の発行手続の流れ



※ 公表を希望する場合

図2-3-10 オフセットクレジット及びその他ガス削減量の発行手続の流れ

- ① クレジット等に係る削減量の認定（目標設定ガス年度排出量の確定）
 超過削減量については基準排出量及び当該年度の目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）
 排出量の検証及び当該年度の地球温暖化対策計画・実施状況報告書の審査が完了、す
 なわち基準排出量及び目標設定ガス年度排出量が確定している必要がある。
 オフセットクレジット及びその他ガス削減量の発行申請を行うに当たっては、事前
 にクレジット等に係る削減量の認定手続が必要である*。

削減量の認定までに必要な手続等については、次に記載する各オフセットクレジット及びその他削減量の算定ガイドラインを参照のこと。

県内中小クレジット	： 県内中小クレジット算定ガイドライン
県外クレジット	： 県外クレジット算定ガイドライン
再エネクレジット	： 再エネクレジット算定ガイドライン
森林吸収クレジット	： 森林吸収クレジット算定ガイドライン
その他ガス削減量	： その他ガス削減量算定ガイドライン

※ 削減量の認定の申請とクレジット等の発行申請を同時に行っても構わない。この場合、標準処理期間が適用されるのは、削減量認定申請の審査完了後からである。

② 振替可能削減量等発行等申請書の作成

クレジット等の発行を希望する者は、「振替可能削減量等発行等申請書」に必要事項を記載し、添付書類を添えて埼玉県に提出すること。

なお、「振替可能削減量等発行等申請書」の様式は、埼玉県環境部温暖化対策課のホームページよりダウンロードできる。

埼玉県の目標設定型排出量取引制度に係る各種提出書類 URL:

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/credityoshiki.html>

③ 振替可能削減量等発行等申請書の審査及びクレジット等の発行

振替可能削減量等発行等申請書を受領後、内容を埼玉県で確認する。

振替可能削減量等発行等申請書の内容に不備がなければ、埼玉県でクレジット等の発行記録を行う。

なお、太陽光、風力及び地熱による発電及び特定小水力発電による再エネクレジット並びに、県内の森林に係る森林吸収クレジットについては、1.5倍分に算定する（例えば、これらによって発電された電力量等の通常の方法によるCO₂換算量が100t-CO₂であれば、発行の際に150t-CO₂として記録される。）。第3削減計画期間における再エネクレジットは、再生可能エネルギーの種類によらず、1.0倍分に算定する。

なお、振替可能削減量については、一般管理口座に発行されたと同時に、取引が可能なクレジットとなり、一般管理口座の口座名義人に財産権が生じるため、振替可能削減量等発行等申請書の申請者と一般管理口座の口座名義人については同一の者が望ましい。このため、振替可能削減量等発行等申請書の申請者と一般管理口座の口座名義人の十分な確認を行う。

④ 振替可能削減量等発行等通知書の送付

クレジット等の発行後、口座名義人（口座管理者を登録している場合は口座名義人及び口座管理者）宛てに振替可能削減量等発行等通知書を送付する。

⑤ クレジット等の発行情報の確認

申請者は、自己の管理口座に関し、埼玉県に口座情報の証明申請をすることにより、クレジット等の発行状況を確認することができる。

(3) 超過削減量の発行申請が可能な期間と発行可能量

超過削減量の発行可能量は、発行申請時期によって、どの期間の排出量に基づいて算定するかが決まる。

発行申請時期	算定の元となる排出量
初年度の排出量確定後、 2年度目の排出量確定前まで	初年度の排出量
2年度目の排出量確定後、 3年度目の排出量確定前まで	初年度と 2年度目の合計排出量
3年度目の排出量確定後、 4年度目の排出量確定前まで	初年度から 3年度目までの合計排出量
4年度目の排出量確定後、 5年度目の排出量確定前まで※ ※ 第1削減計画期間（平成23（2011）～26（2014）年度）については「4年度目の排出量確定後、整理期間末まで」と読み替える	初年度から 4年度目までの合計排出量※ ※ 第1削減計画期間（平成23（2011）～26（2014）年度）については「期間全体の合計排出量」と読み替える

基本的な考え方としては、発行申請しようとするときに排出量が確定している（検証結果報告書の審査が終了している）年度までの期間の排出量に基づくことになっている。

つまり、例えば、削減計画期間の初年度と2年度目の排出量が確定している場合は、初年度の排出量だけに基づいて発行可能量を算定することはできない。

ただし、この場合も、初年度と2年度目の合計排出量に基づいて発行可能量は算定されるので、2年度目も一定の削減があれば、前年度削減量を超過削減量として発行できる。

2年度目の削減が初年度ほど進まなかったときに、発行可能量が減少する可能性又は発行できなくなる可能性があるということである。

また、削減計画期間最終年度の翌年度の7月末日以降は、当該削減計画期間の一部の年度に基づく発行申請はできず、当該削減計画期間の期間全体の排出量の確定後、知事が職権で発行することとなる。

具体的な超過削減量の発行申請が可能な期間の例を「図2-3-11」に記載する。

年度	制度の流れ
平成28年度	地球温暖化対策計画書の提出(～7月末まで)
	平成27年度排出量検証結果報告書の提出
	平成27年度排出量に基づく超過削減量発行可能量の確定
	超過削減量発行可能期間(H27年度排出量確定後～H28年度排出量確定前まで)
平成29年度	地球温暖化対策計画書の提出(～7月末まで)
	平成28年度排出量検証結果報告書の提出
	平成27、28年度排出量に基づく超過削減量発行可能量の確定
	超過削減量発行可能期間(H28年度排出量確定後～H29年度排出量確定前まで)
令和元年度	地球温暖化対策計画書の提出(～7月末まで)
	平成29、30年度排出量検証結果報告書の提出
	平成27～30年度排出量に基づく超過削減量発行可能量の確定
	超過削減量発行可能期間(H30年度排出量確定後～R02年7月末まで)
令和2年(4月～4年1月) (整理期間) ※	地球温暖化対策計画書の提出(～7月末まで)
	令和元年度排出量検証結果報告書の提出
	平成27～令和元年度排出量に基づく超過削減量発行可能量の確定
	第2削減計画期間の削減量に対する超過削減量の自動発行

※ 第2削減計画期間に限り延長されている

図 2 - 3 - 11 超過削減量の発行可能期間の例(第2削減計画期間)

5 オフセットクレジット等の移転申請

東京連携クレジットの移転については、第3章6 「東京都の一般管理口座との移転」を参照のこと。

(1) オフセットクレジット等の移転申請に係る諸規定

取引可能なオフセットクレジット等の移転にあたっての注意点などを「表2-3-11」に示す。

表2-3-11 オフセットクレジット等の移転に係る諸規定

	指定管理口座又は一般管理口座
移転申請できる者	オフセットクレジット等を移転する口座（オフセットクレジット等が減少する口座）の口座名義人（口座管理者を登録している指定管理口座にあつては、口座管理者）
申請期限	移転対象のオフセットクレジット等を目標達成に利用できる削減計画期間の整理期間末まで ただし、県の標準処理期間を考慮し、余裕を持って申請すること
移転可能量	特に制限なし
移転指定方法	次のいずれかの指定が可能 ① 総量指定方式（移転を希望するオフセットクレジット等の種類及び量を指定する） ② シリアル番号指定方式（移転を希望するオフセットクレジット等のシリアル番号を指定する） ※ ①総量指定方式による移転の場合、シリアル番号が小さい方から移転する。例えば、AからBに超過削減量を50t移転したい場合、Aがシリアル番号110-1から110-100までの超過削減量を保有していれば、そのうち110-1から110-50までの超過削減量をBに移転する。 しかしながら、第2削減計画期間に発行されたオフセットクレジット等（有効期限が第3削減計画期間の目標達成期限まで）の発行時期により、第2削減計画期間に発行されたオフセットクレジット等のシリアル番号の方が第1削減計画期間に発行されたオフセットクレジット等より小さいこともある。削減量口座簿記録事項証明書等で、オフセットクレジット等のシリアル番号を確認し、このような状況がある場合は、意図するオフセットクレジット等が移転されるよう②シリアル番号指定方式を選択し、申請書に記載する必要がある。

指定管理口座又は一般管理口座	
県の標準処理期間	振替可能削減量振替申請書を受理した日の翌開庁日から起算して10 開庁日以内
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> 振替可能削減量振替申請書 印鑑証明書（変更があった場合のみ）※
手数料	無料

※ 口座開設など排出量取引に係る申請又は届出の際に既に提出しており、印鑑証明書の記載内容（印影、商号、本店所在地、代表者氏名等）に変更がない場合は不要。記載内容について直近で提出したものから変更があった場合のみ、最新の内容を反映した印鑑証明書の原本（発行日が6か月以内のもの）を提出すること。

(2) オフセットクレジット等の移転申請手続の流れ

オフセットクレジット等の移転申請手続の流れについて図式化したものを、「図2-3-12」に記載する。

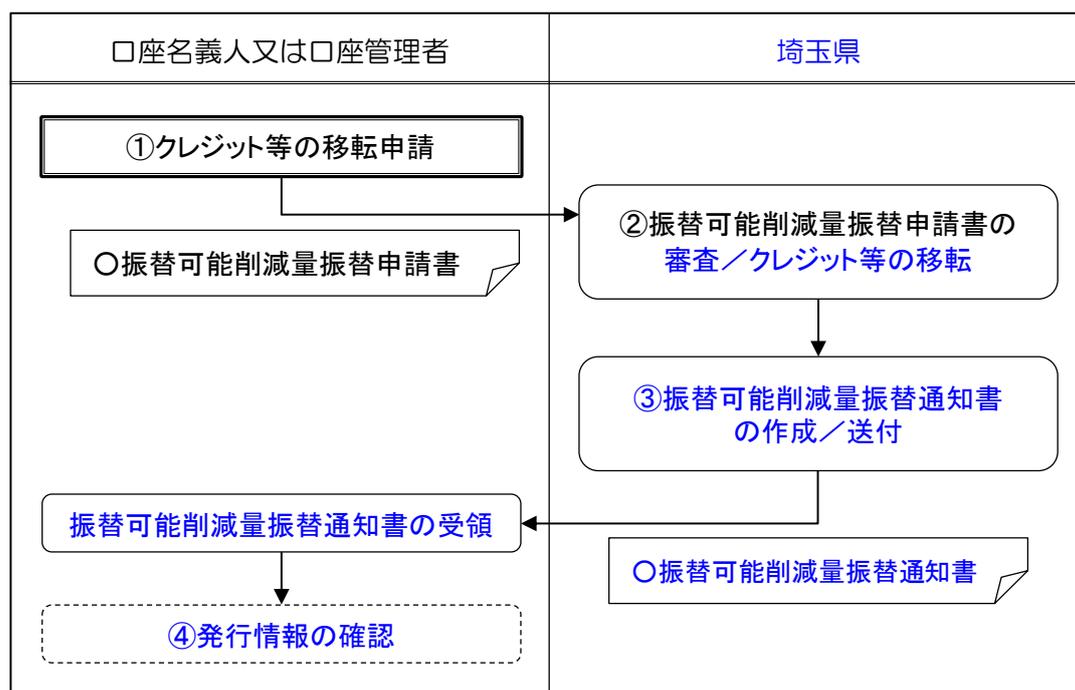


図2-3-12 オフセットクレジット等の移転申請手続の流れ

① 振替可能削減量振替申請書の作成

オフセットクレジット等の移転を希望する者は、「振替可能削減量振替申請書」に必要事項を記載し、添付書類を添えて埼玉県に提出すること。

オフセットクレジット等の移転にあたっては、申請書において、①総量指定方式（移転を希望するオフセットクレジット等の種類及び量を指定する。）と②シリアル番号指

定方式（移転を希望するオフセットクレジット等のシリアル番号を指定する。）が選択できるが、①総量指定方式を指定した場合は、オフセットクレジット等のシリアル番号が小さい順に移転されることとなるため、オフセットクレジット等の有効期限等を確認の上、記載が必要となる（表2-3-11 オフセットクレジット等の移転に係る諸規定 移転指定方法参照）。

なお、「振替可能削減量振替申請書」の様式は、埼玉県環境部温暖化対策課のホームページよりダウンロードできる。

埼玉県の目標設定型排出量取引制度に係る各種提出書類 URL:

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/credityoshiki.html>

② 振替可能削減量振替申請書の審査

振替可能削減量振替申請書を受領後、内容を埼玉県で確認する。

振替可能削減量振替申請書の内容に不備がなければ、埼玉県でオフセットクレジット等の移転記録を行う。

移転は原則、申請書に記載された移転希望日に行う。

③ 振替可能削減量振替通知書の送付

オフセットクレジット等の移転後、移転元の口座名義人（口座管理者を登録している場合は口座名義人及び口座管理者）宛てに振替可能削減量振替通知書を送付する。

④ オフセットクレジット等の移転記録の確認

移転元及び移転先の口座名義人（口座管理者を登録している場合は口座名義人及び口座管理者）は、自己の管理口座に関し、埼玉県に口座情報の証明申請をすることにより、オフセットクレジット等の移転状況を確認することができる。

6 東京都の一般管理口座との振替

一般管理口座の開設者は、埼玉県と東京都で相互利用可能なオフセットクレジット等を、申請により埼玉県と東京都の一般管理口座で相互に移転することができる。

このことにより、東京連携クレジットを県の制度の目標達成に利用すること並びに超過削減量及び県内中小クレジットを東京都の総量削減義務と排出量取引制度における削減義務の履行に利用することが可能となる。

ただし、埼玉県の超過削減量については、基準排出量が 15 万 t-CO₂ 以下であって、目標達成が確認された事業所で創出されたものに限られる。

また、東京都の超過削減量についても基準排出量が 15 万 t-CO₂ 以下であって、東京都の総量削減義務と排出量取引制度における削減義務の履行が確認された事業所で創出したものに限られる。

なお、埼玉県と東京都の削減量口座簿は直接接続されていないため、両都県にそれぞれ申請を行う必要がある。

(1) 東京都の一般管理口座からのオフセットクレジット等の取得（東京都→埼玉県）

東京都の一般管理口座から埼玉県の一般管理口座へ、オフセットクレジット等の移転を希望する者は、まず東京都の一般管理口座にあるこれらのオフセットクレジット等が移転する量だけ減少させる必要がある。

その後、減少記録を証明する書類を添えて埼玉県に対しこれらのオフセットクレジット等の振替（増加）申請を行うことで埼玉県の一般管理口座に記録され、移転が完了する。

ア 東京都の一般管理口座からオフセットクレジット等を取得する場合の諸規定
東京都の一般管理口座からオフセットクレジット等を取得するにあたっての注意点などを「表 2-3-12」に示す。

表 2-3-12 東京都の一般管理口座からオフセットクレジット等を取得する場合の諸規定

	一般管理口座
取得申請 できる者	オフセットクレジット等を取得する口座（オフセットクレジット等が増加する埼玉県の一般管理口座）の口座名義人（東京都と埼玉県の口座名義人は同一であること。）
申請期限	移転対象となるオフセットクレジット等を埼玉県の制度の目標達成に利用できる削減計画期間の整理期間末まで ただし、県及び東京都の標準処理期間を考慮し、余裕を持って申請すること

目標設定型排出量取引制度における排出量取引運用ガイドライン

	一般管理口座
取得対象となるオフセットクレジット等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京連携クレジット（超過削減量については、基準排出量が15万t-CO₂以下であって、東京都の総量削減義務と排出量取引制度における削減義務の履行が確認された事業所で創出されたもの） ・ 超過削減量（埼玉県で発行された後で東京都に移転され、東京都の削減量口座簿に移転されているもの） ・ 県内中小クレジット（埼玉県で発行された後で東京都に移転され、東京都の削減量口座簿に移転されているもの）
取得可能量	特に制限なし
県の標準処理期間	振替可能削減量発行等申請書を受理した日の翌開庁日から起算して10開庁日以内
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 振替可能削減量等発行等申請書 ・ 印鑑証明書（変更があった場合のみ）※ ・ 減少記録を証明する書類（東京都から発行されるもの） ・ 振替可能削減量等の保有等に係る情報の公表について（押印不要）
手数料	無料

※ 口座開設など排出量取引に係る申請又は届出の際に既に提出しており、印鑑証明書の記載内容（印影、商号、本店所在地、代表者氏名等）に変更がない場合は不要。記載内容について直近で提出したものから変更があった場合のみ、最新の内容を反映した印鑑証明書の原本（発行日が6か月以内のもの）を提出すること。

イ 東京都の一般管理口座からオフセットクレジット等を取得する場合の手続の流れ

東京都の一般管理口座からオフセットクレジット等を取得する場合の手続きの流れについて図式化したものを、「図2-3-13」に記載する。

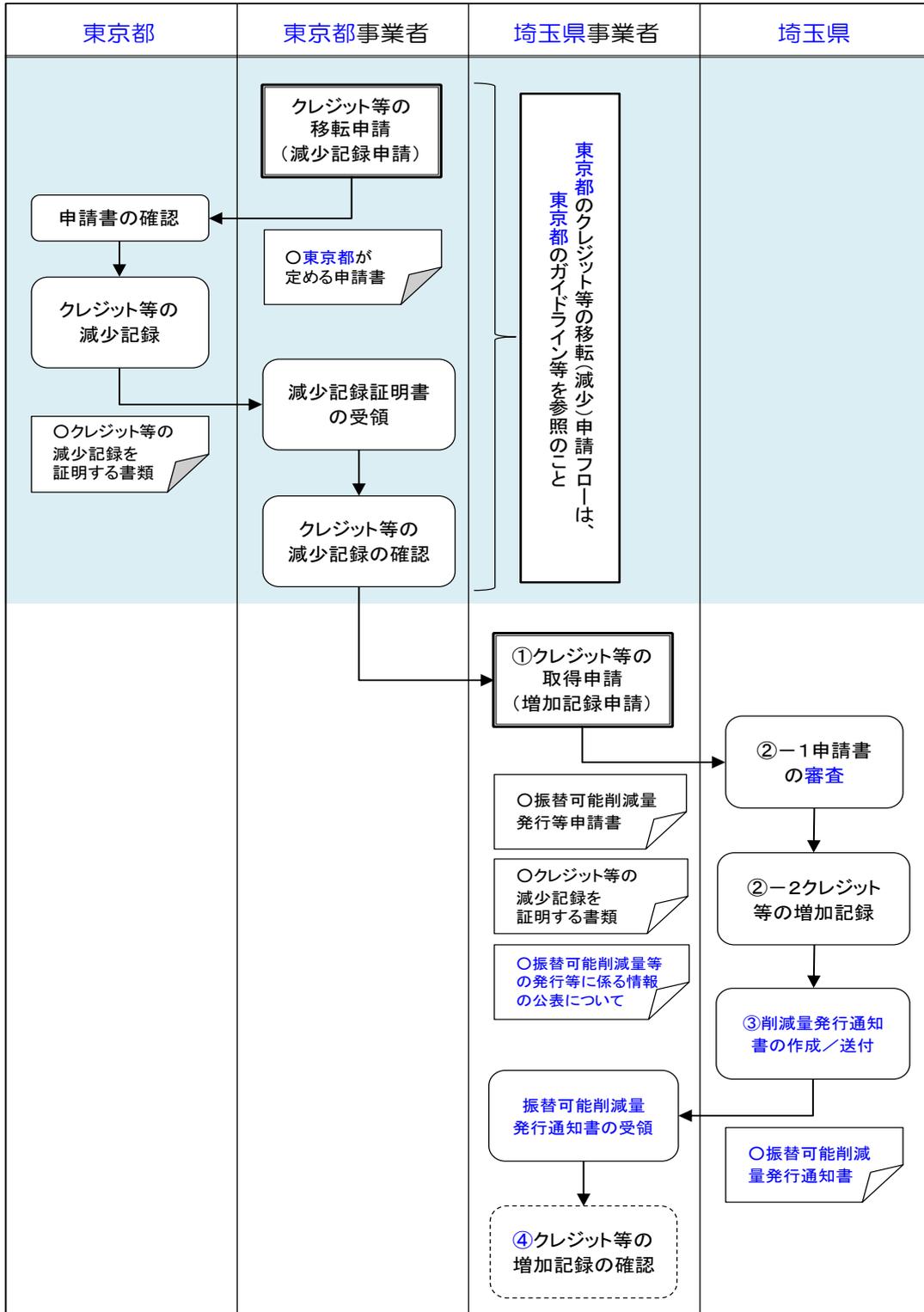


図2-3-13 東京都の一般管理口座からオフセットクレジット等を取得する場合の手続の流れ

埼玉県へ申請する前に東京都へのクレジット等の移転（減少）申請が必要となる。東京都への申請については、東京都のガイドライン等を参照のこと。

① 振替可能削減量等発行等申請書の作成

オフセットクレジット等の発行を希望する者は、「振替可能削減量等発行等申請書」に必要事項を記載し、添付書類を添えて埼玉県に提出すること。

なお、「振替可能削減量等発行等申請書」の様式は、埼玉県環境部温暖化対策課のホームページよりダウンロードできる。

埼玉県の目標設定型排出量取引制度に係る各種提出書類 URL:

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/credityoshiki.html>

② 振替可能削減量等発行等申請書の審査

振替可能削減量等発行等申請書を受領後、内容を埼玉県で確認する。

振替可能削減量等発行等申請書の内容に不備がなければ、埼玉県でオフセットクレジット等の増加記録を行う。

③ 振替可能削減量等発行等通知書の送付

オフセットクレジット等の増加記録後、口座名義人宛てに振替可能削減量等発行等通知書を送付する。

④ オフセットクレジット等の増加記録の確認

申請者は、自己の管理口座に関し、埼玉県に口座情報の証明申請をすることにより、オフセットクレジット等の発行状況を確認することができる。

(2) 東京都の一般管理口座へのオフセットクレジット等の移転（埼玉県→東京都）

埼玉県の一般管理口座から東京都の一般管理口座へ、オフセットクレジット等の移転を希望する者は、まず埼玉県の一般管理口座にあるこれらのオフセットクレジット等に移転する量だけ減少させる必要がある。

その後、減少記録を証明する書類を添えて東京都に対し振替（増加）申請を行うことで東京都の一般管理口座にこれらのオフセットクレジット等が記録され、移転が完了する。

ア 東京都の一般管理口座へオフセットクレジット等に移転する場合の諸規定

東京都の一般管理口座へオフセットクレジット等に移転するにあたっての注意点などを「表2-3-13」に示す。

表2-3-13 東京都の一般管理口座へオフセットクレジット等に移転する場合の諸規定

	一般管理口座
移転申請できる者	オフセットクレジット等に移転する口座（オフセットクレジット等が減少する埼玉県の一般管理口座）の口座名義人（東京都と埼玉県の口座名義人は同一であること。）
申請期限	移転対象となるオフセットクレジット等を埼玉県の制度の目標達成に利用できる削減計画期間の整理期間末まで ただし、県及び東京都の標準処理期間を考慮し、余裕を持って申請すること
移転対象となるオフセットクレジット等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 超過削減量（基準排出量が15万t-CO₂以下であって、削減目標の達成が確認された事業所で創出されたもの） ・ 県内中小クレジット ・ 東京連携クレジット（東京都で発行され、埼玉県の一般管理口座に移転されているもの）
移転可能量	特に制限なし
県の標準処理期間	振替可能削減量振替申請書を受理した日の翌開庁日から起算して10開庁日以内
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 振替可能削減量等振替等申請書 ・ 印鑑証明書（変更があった場合のみ）※
手数料	無料

※ 口座開設など排出量取引に係る申請又は届出の際に既に提出しており、印鑑証明書の記載内容（印影、商号、本店所在地、代表者氏名等）に変更がない場合は不要。記載内容について直近で提出したものから変更があった場合のみ、最新の内容を反映した印鑑証明書の原本（発行日が6か月以内のもの）を提出すること。

イ 東京都の一般管理口座へオフセットクレジット等を移転する場合の手続の流れ

東京都の一般管理口座へオフセットクレジット等を移転する場合の手続きの流れについて図式化したものを、「図2-3-14」に記載する。

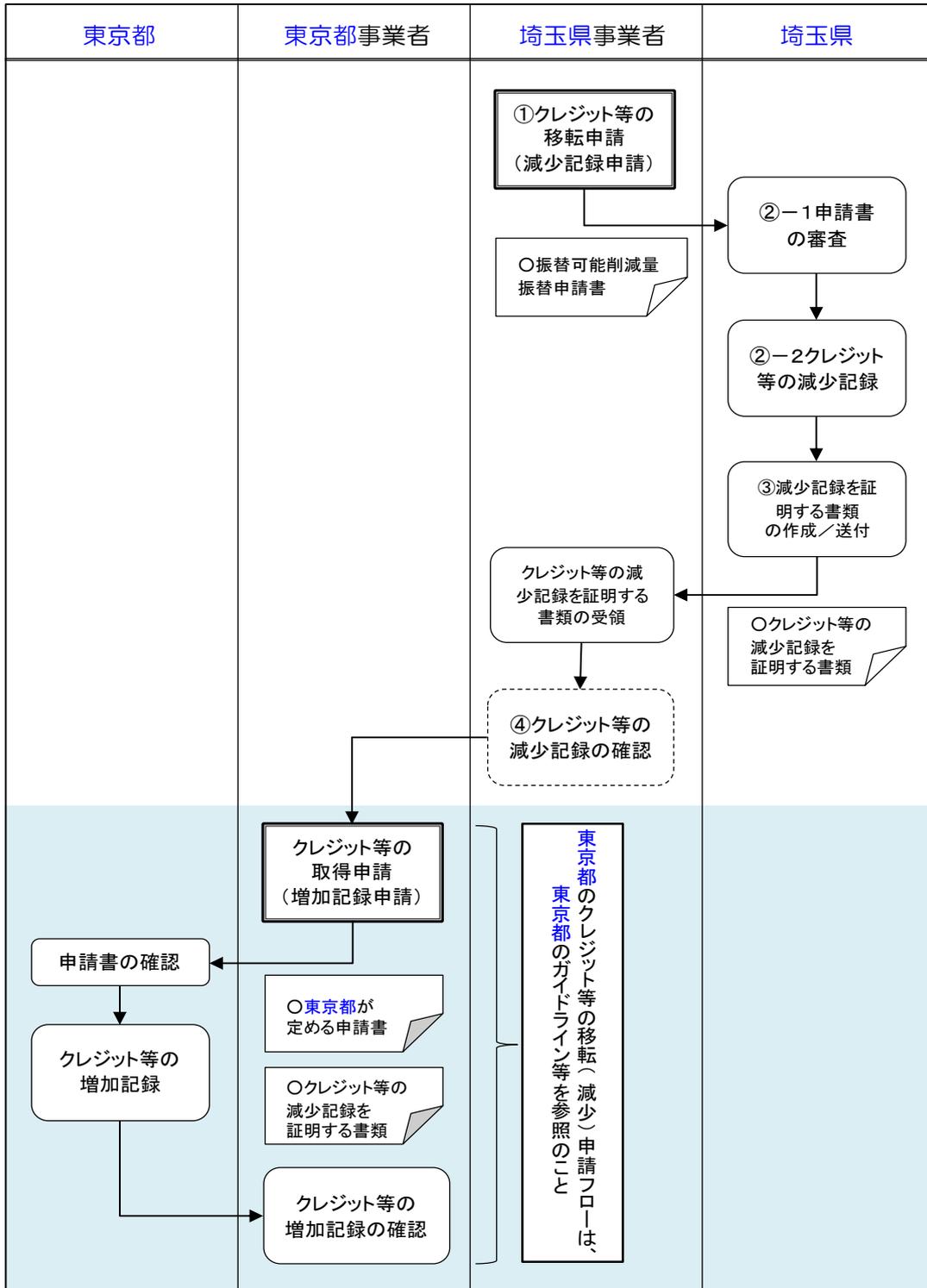


図2-3-14 東京都の一般管理口座へオフセットクレジット等を移転する場合の手続の流れ

① 振替可能削減量振替申請書の作成

オフセットクレジット等の発行を希望する者は、「振替可能削減量振替申請書」に必要事項を記載し、添付書類を添えて埼玉県に提出すること。

なお、「振替可能削減量振替申請書」の様式は、埼玉県環境部温暖化対策課のホームページよりダウンロードできる。

埼玉県の目標設定型排出量取引制度に係る各種提出書類 URL:

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/credityoshiki.html>

② 振替可能削減量振替申請書の審査

振替可能削減量振替申請書を受領後、内容を埼玉県で確認する。

振替可能削減量振替申請書の内容に不備がなければ、埼玉県でオフセットクレジット等の減少記録を行う。

③ オフセットクレジット等の減少記録を証明する書類の送付

オフセットクレジット等の減少記録後、口座名義人宛てにオフセットクレジット等の減少記録を証明する書類を送付する。

④ オフセットクレジット等の減少記録の確認

申請者は、自己の管理口座に関し、埼玉県に口座情報の証明申請をすることにより、オフセットクレジット等の移転状況を確認することができる。

この後、申請者は、県から送付された減少記録通知書を用いて、東京都へのオフセットクレジット等の発行（増加）申請を行う必要がある。

東京都への申請については、東京都のガイドライン等を参照のこと。

■ 東京都制度のホームページ

大規模事業所における対策

総量削減義務と排出量取引制度（キャップ&トレード制度）

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/index.html

7 クレジット等の充当申請

(1) クレジット等の充当申請の要件など

平成 29 年 2 月 13 日付要綱改正により、充当については、原則申請によらず自動で行われることとなった。自動的に充当が行われるタイミングは次のとおりである。

- ・一般管理口座から指定管理口座への振替を行った場合
- ・充当申請期限（目標達成期限日の 30 日前）の翌日に削減不足量があり、指定管理口座にクレジット等が記録されている場合

充当の自動化により、指定管理口座に目標達成に必要なクレジット等が記録されてさえいれば、充当に係る特段の手続は不要となるが、従前のおり充当申請を行うことも可能である。例外的に充当申請を行う必要がある場合として、充当するクレジット等のシリアル番号やクレジット種類を指定したい場合や、その他ガス削減量を充当することにより、超過削減量の発行可能量を増加させる場合（詳細については第 2 部第 1 章 4 (1) を参照のこと。）が想定される。

クレジット等の充当にあたっての注意点などを「表 2-3-14 クレジット等の充当に係る諸規定」に示す。

表 2-3-14 クレジット等の充当に係る諸規定

	指定管理口座
充当申請できる者	指定管理口座の口座名義人（口座管理者を設置している場合にあつては、口座管理者）
申請期限	充当の対象となる削減計画期間の目標達成期限日の 30 日前まで ただし、県の標準処理期間を考慮し、余裕を持って申請すること
削減目標の達成に利用可能な量	県外クレジットについては、第一区分の事業所については削減目標量の 3 分の 1 までを、第二区分の事業所については削減目標量の 2 分の 1 までを上限とする その他ガス削減量については、目標削減量まで（削減不足量がこれを超える場合はその量まで）を上限とする。 その他のクレジット等は、特に制限なし。

	指定管理口座
充当指定方法	<p>次のいずれかの指定が可能</p> <p>① 総量指定方式（充当を希望するクレジット等の種類及び量を指定する）</p> <p>② シリアル番号指定方式（充当を希望するクレジット等のシリアル番号を指定する）</p> <p>※ ①総量指定方式による移転の場合、総量指定方式による移転の場合と同様に、シリアル番号が小さい方から充当を行う。第2削減計画期間に発行されたクレジット等（有効期限が第3削減計画期間の目標達成期限まで）の発行時期により、第2削減計画期間に発行されたクレジット等のシリアル番号の方が第1削減計画期間に発行されたクレジット等より小さいこともある。削減量口座簿記録事項証明書等で、クレジット等のシリアル番号を確認し、このような状況がある場合は、意図するクレジット等が充当されるよう②シリアル番号指定方式を選択し、充当申請書に記載する必要がある。</p>
県の標準処理期間	充当申請書を受理した日の翌開庁日から起算して10開庁日以内
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 充当申請書 ・ 印鑑証明書（変更があった場合のみ）※
手数料	無料
注意事項	<p>一度充当したクレジット等は、取り消して再度指定（一般）管理口座に戻すことはできないため、必要量を超えて充当しないよう注意すること</p> <p>なお、取得したクレジット等に余剰が生じた場合、有効期間内であれば翌削減計画期間に持ち越す。</p>

※ 口座開設など排出量取引に係る申請又は届出の際に既に提出しており、印鑑証明書の記載内容（印影、商号、本店所在地、代表者氏名等）に変更がない場合は不要。記載内容について直近で提出したものから変更があった場合のみ、最新の内容を反映した印鑑証明書の原本（発行日が6か月以内のもの）を提出すること。

(2) クレジット等の**充当**申請手続の流れ

クレジット等の**充当**申請手続の流れについて図式化したものを、「図2-3-15」に記載する。

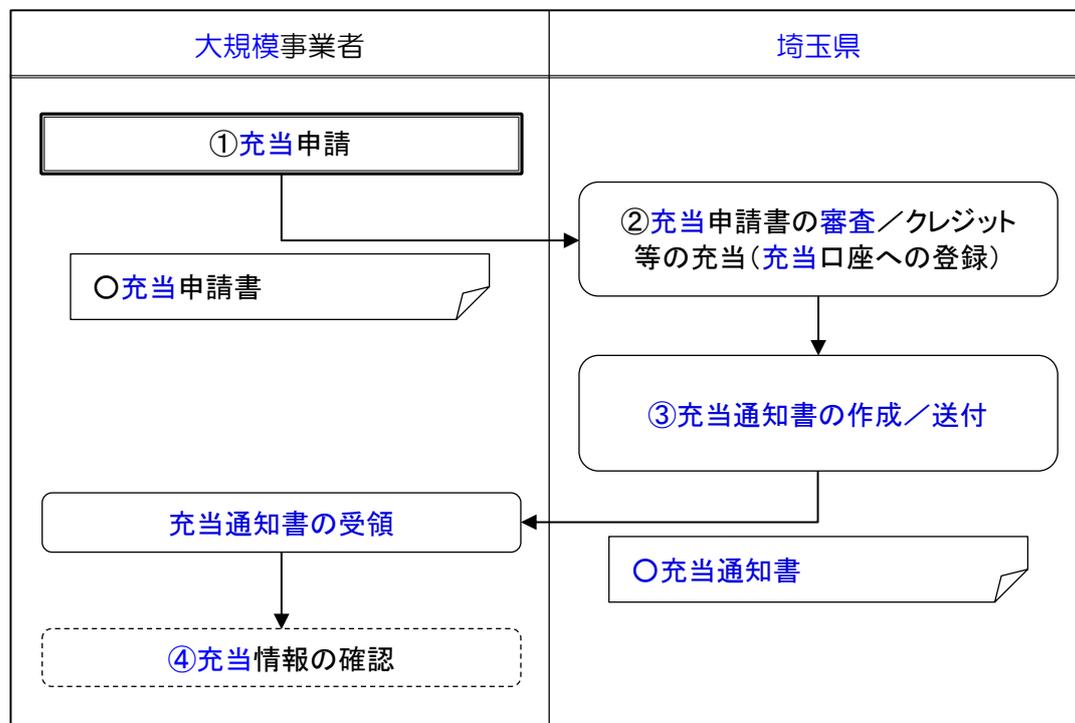


図2-3-15 クレジット等の充当申請手続の流れ

① 充当申請書の作成

クレジット等の**充当**を希望する者は、「**充当申請書**」に必要事項を記載し、添付書類を添えて**埼玉県**に提出すること。

充当にあたっては、申請書において、①総量指定方式（移転を希望するクレジット等の種類及び量を指定する。）と②シリアル番号指定方式（移転を希望するクレジット等のシリアル番号を指定する。）が選択できるが、①総量指定方式を指定した場合は、クレジット等のシリアル番号が小さい順に移転されることとなるため、クレジット等の有効期限等を確認の上、記載が必要となる（表2-3-14 クレジット等の移転に係る諸規定 **充当**指定方法参照）。

なお、「**充当申請書**」の様式は、**埼玉県環境部温暖化対策課**のホームページよりダウンロードできる。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/credityoshiki.html>

② 充当申請書の**審査**

充当申請書を受領後、内容を**埼玉県**で確認する。

充当申請書の内容に不備がなければ、**埼玉県**でクレジット等の**充当**記録を行う。

③ 充当通知書の送付

クレジット等の充当記録後、口座名義人（口座管理者を登録している場合は、口座名義人及び口座管理者）宛てに充当通知書を送付する。

④ クレジット等の充当記録の確認

申請者は、自己の管理口座に関し、埼玉県に口座情報の証明申請をすることにより、クレジット等の充当状況を確認することができる。

(3) 目標達成に利用しなかったクレジット等の取扱いについて

削減計画期間中に削減対策を実施しクレジット等を発行したものの、当該削減計画期間の削減目標の達成に利用しなかったクレジット等は、翌削減計画期間に持ち越すことができる（これを「バンキング」という。）例えば、第2削減計画期間（平成27（2015）～令和元（2019）年度）内に発行されたクレジット等は、第3削減計画期間（令和2（2020）～令和6（2024）年度）の整理期間の終了時（令和8（2026）年9月末）まで持ち越し、第3削減計画期間の削減目標達成に利用することができる（「図2-3-16」を参照）。

バンキングは期日の到来とともに自動的に行われるため、取引参加者等による手続は不要である。

なお、クレジット等の使用可能な期間（有効期間）を過ぎた場合、当該クレジット等は抹消される。

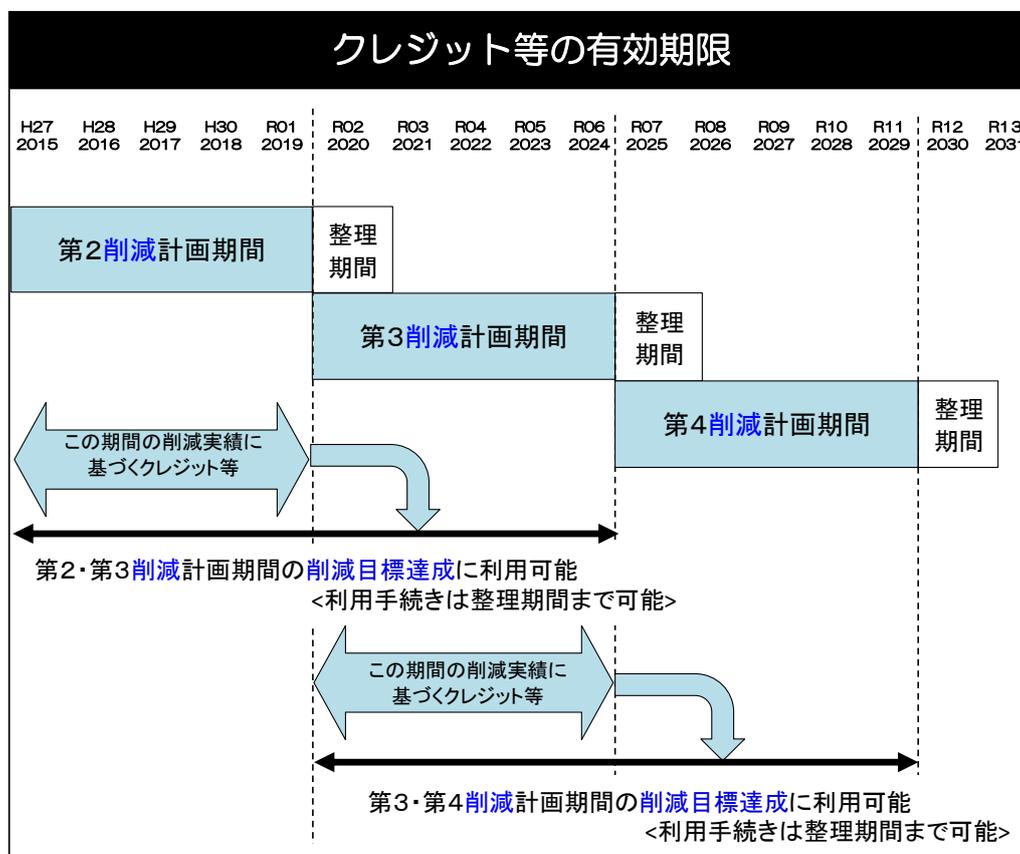


図2-3-16 クレジット等の有効期限

(4) 結果的に算定排出削減量が削減目標量を超過したときの、既に充当されたクレジット等の取扱いについて

削減計画期間当初は排出超過であったことなどによりクレジット等を充当していたが、その後の削減対策の実施等により、結果的に削減計画期間の排出削減量が削減目標量を下回ることがある。

また、削減計画期間中に県外クレジットを削減目標量の2分の1又は3分の1の量まで充当したが、その後トップレベル事業所に認定されるなどによって削減目標量が減少した結果、既に充当した県外クレジットの量が充当量の上限を超えてしまう場合がある。

このように、結果的に充当が不要であったクレジット等や充当量の上限を超過した県外クレジットについては、当該クレジット等の有効期間内であれば、翌削減計画期間の削減目標達成に利用することができる。

この場合、翌削減計画期間の到来とともに自動的に翌削減計画期間の目標達成に利用するものと見なすため、手続は不要である。

充当が不要であったクレジット等が有効期間を過ぎた場合、当該クレジット等は有効期間後の削減計画期間には利用できないため、充当の際には注意すること。

第1削減計画期間のクレジット等については、排出係数の変更に伴うクレジットの増量を行った。第1削減計画期間のクレジット等のうち超過して充当し充当口座にあったクレジット等（第2削減計画期間の充当に使用される予定であったもの）は、指定管理口座に引き戻してバンキング増量を行ったため、増量後のクレジットは指定管理口座に記録されている。当該クレジットについては、第2削減計画期間に削減不足となった場合にあつては、充当申請期限（目標達成期限日の30日前）の翌日以降に自動で充当されることになるので、再度、充当手続を行う必要はない。

(5) 削減目標の達成状況を確認する場合の手続について

県は、指針別表第5の方法により大規模事業所の目標達成状況が確認されたときに、指定管理口座の口座名義人（口座管理者を登録している場合は、口座名義人及び口座管理者）宛てに目標達成状況確認通知書を送付する。

また、大規模事業者は削減目標の達成状況を確認したい場合、削減量口座簿に関し、口座情報の証明申請を行うことによりこれらを確認することもできる。

8 削減量口座簿記録事項証明書に係る交付申請

指定管理口座及び一般管理口座の口座名義人又は口座管理者は、クレジット等の取引のためなどに必要な場合にあつては、自らの管理口座に記録されている事項の証明書の交付を埼玉県に申請することができる。

(1) 削減量口座簿記録事項証明書の交付申請に係る諸規定

削減量口座簿記録事項証明書の交付申請にあつての注意点などを「表2-3-15」に示す。

表2-3-15 削減量口座簿記録事項証明書の交付申請に係る諸規定

	指定管理口座	一般管理口座
申請者	口座名義人又は口座管理者	口座名義人
証明可能事項	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理口座との関連付けの状況 指定管理口座に帰属するクレジット等の種類ごとの数量及びシリアル番号 オフセットクレジット等の移転量及び移転した日付 超過削減量及びその他ガス削減量の発行量及び発行した日付 クレジット等の充当量及び充当した日付 目標達成の状況 	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理口座との関連付けの状況 一般管理口座に帰属するオフセットクレジット等の種類ごとの数量及びシリアル番号 オフセットクレジット等の移転量及び移転した日付 オフセットクレジットの発行量及び発行した日付
県の標準処理期間	削減量口座簿記録事項証明書交付申請書を受理した日の翌開庁日から起算して10開庁日以内	指定管理口座に同じ
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> 削減量口座簿記録事項証明書交付申請書 印鑑証明書（変更があった場合のみ）※ 	指定管理口座に同じ
手数料	無料	無料

※ 口座開設など排出量取引に係る申請又は届出の際に既に提出しており、印鑑証明書の記載内容（印影、商号、本店所在地、代表者氏名等）に変更がない場合は不要。記載内容について直近で提出したものから変更があった場合のみ、最新の内容を反映した印鑑証

明書の原本（発行日が6か月以内のもの）を提出すること。

(2) 削減量口座簿記録事項証明書の交付申請手続

削減量口座簿記録事項証明書の交付申請手続の流れについて図式化したものを、「図2-3-17」に記載する。

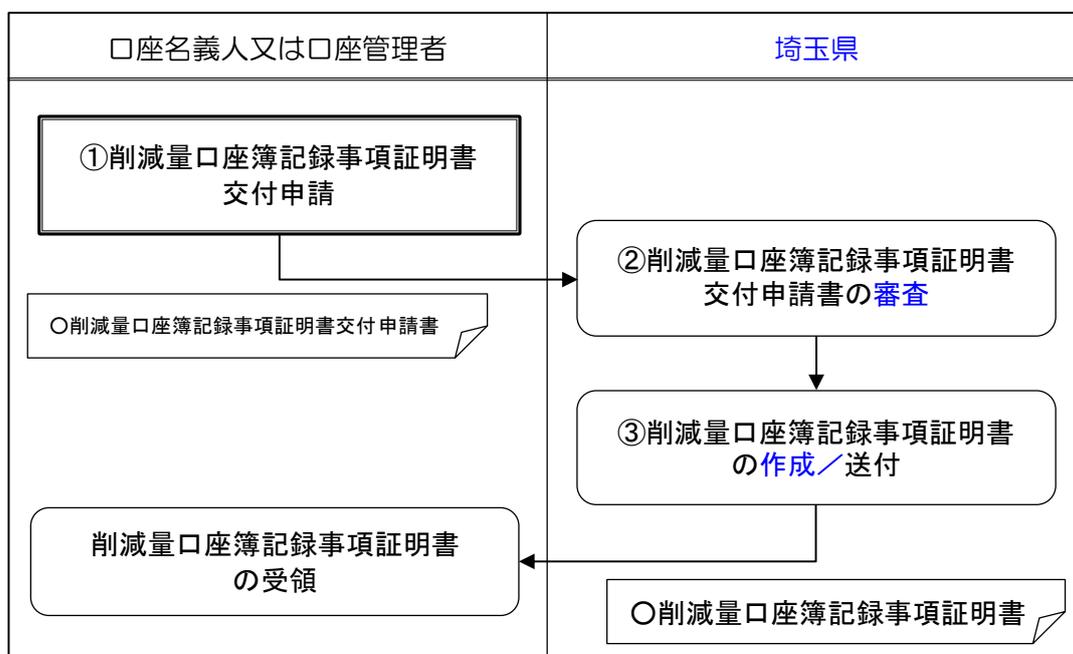


図2-3-17 削減量口座簿記録事項証明書の交付申請手続の流れ

① 削減量口座簿記録事項証明書交付申請書の作成

削減量口座簿記録事項証明書の交付を希望する者は、「削減量口座簿記録事項証明書交付申請書」に必要事項を記載し、添付書類を添えて埼玉県に提出すること。

なお、「削減量口座簿記録事項証明書交付申請書」の様式は、埼玉県環境部温暖化対策課のホームページよりダウンロードできる。

埼玉県の目標設定型排出量取引制度に係る各種提出書類 URL:

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/credityoshiki.html>

② 削減量口座簿記録事項証明書交付申請書の審査

削減量口座簿記録事項証明書交付申請書を受領後、内容を埼玉県で確認する。

③ 削減量口座簿記録事項証明書の送付

削減量口座簿記録事項証明書交付申請書の内容に不備がなければ、削減量口座簿記録事項証明書を作成する。

証明書の作成完了後、口座名義人又は口座管理者宛てに削減量口座簿記録事項証明書を送付する。

9 オフセットクレジット等の無効化申請

令和2年4月1日付要綱改正により、一般管理口座の開設者は、自らの一般管理口座に記録されているオフセットクレジット等のうち、超過削減量及び県内中小クレジットについて、第1又は第2削減計画期間に創出されたものに限り、申請により無効化する（充当に利用できない状態にする）ことが可能となる。

これにより、本制度において創出されたオフセットクレジット等の環境価値のみを申請者たる口座名義人に帰属させると同時に、当該環境価値を本制度の目標達成以外に活用することが可能となる。大規模事業者に限らず、排出量取引に参加可能である一般管理口座を開設可能な法人等であれば、他の事業者からオフセットクレジット等を取得した上で無効化の申請が可能である^{※1}。一般管理口座の開設手続については、第3章3（1）「一般管理口座の開設」を参照のこと。環境価値の活用方法については、原則として口座名義人の自由であるが、主にカーボン・オフセット等に活用することが考えられる。

無効化されたオフセットクレジット等は、充当に利用できないものとして知事の管理口座に移転され、再度本制度の目標達成に利用すること（一般管理口座に戻すこと）はできなくなるため、自らの事業所の目標達成の状況等を十分踏まえたうえで、慎重に申請を行う必要がある。

なお、無効化したクレジットの環境価値は、制度外での利用を認めたものであるため、本制度の対象事業所において実施したイベントをカーボン・オフセットしたとしても、本制度上の当該対象事業所の排出量の削減にはならないので注意すること。

※1 オフセットクレジット等の振替申請と無効化申請を同時に行っても構わない。

この場合、標準処理期間が適用されるのは、振替申請の審査完了後からである。

※2 カーボン・オフセット等への活用については、環境省が公表しているカーボン・オフセットガイドライン等を参照のこと。

https://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon_offset.html

（1）オフセットクレジット等の無効化申請に係る諸規定

オフセットクレジット等の無効化に当たっての注意点等は、「表2-3-16」のとおりである。

表2-3-16 オフセットクレジット等の無効化申請に係る諸規定

	一般管理口座
無効化申請できる者	無効化の対象となるオフセットクレジット等が記録されている一般管理口座の口座名義人
申請期限	無効化対象のクレジットを目標達成に利用できる削減計画期間の整理期間まで ただし、県の標準処理期間を考慮し、余裕を持って申請すること。

	一般管理口座
無効化対象となるオフセットクレジット等	<ul style="list-style-type: none"> ・超過削減量（埼玉県で発行され、東京都の削減量口座簿に移転された後、再度県の削減量口座簿に記録されたものも含む。）※ ・県内中小クレジット（埼玉県で発行され、東京都の削減量口座簿に移転された後、再度県の削減量口座簿に記録されたものも含む。）※ <p>※第1又は第2削減計画期間に創出されたものに限る。</p>
無効化可能量	特に制限なし
無効化指定方法	シリアル番号指定方式（無効化を希望するクレジットのシリアル番号を指定する。）を原則とする※ ¹
県の標準処理期間	振替可能削減量記録移転申請書を受理した日の翌開庁日から起算して15開庁日以内
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・振替可能削減量記録移転申請書 ・印鑑証明書（変更があった場合のみ）※² ・振替可能削減量記録移転（クレジットの無効化）に係る情報の公表等について（第2号様式、押印不要）
手数料	無料
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・無効化の申請は、無効化の目的ごとに行うこと。 ・一度無効化を行ったクレジットは、取り消して再度一般管理口座に戻して目標達成に利用することはできないので、自らの事業所の目標達成の状況及びクレジットの有効期限を踏まえて、無効化を行う数量等については慎重に検討すること。 ・無効化されたクレジットは自らの責任において利用することとし、仮に当該クレジットの利用に伴って不利益を被る事態が生じた場合においても、県は一切その責を負わない。

※¹ 振替申請等においては総量指定方式も可能であるが、無効化については、本制度の外で利用するという、対象となるクレジットのシリアル番号が公表されるという性質があることから、総量指定方式ではなくシリアル番号指定方式で対象を特定して行うものとする。

※² 口座開設など排出量取引に係る申請又は届出の際に既に提出しており、印鑑証明書の記載内容（印影、商号、本店所在地、代表者氏名等）に変更がない場合は不要。記載内容について直近で提出したものから変更があった場合のみ、最新の内容を反映した印鑑証明書の原本（発行日が6か月以内のもの）を提出すること。

（2）オフセットクレジット等の無効化申請手続の流れ

オフセットクレジット等の無効化申請手続の流れについて図式化したものを、「図2-3-18」に記載する。

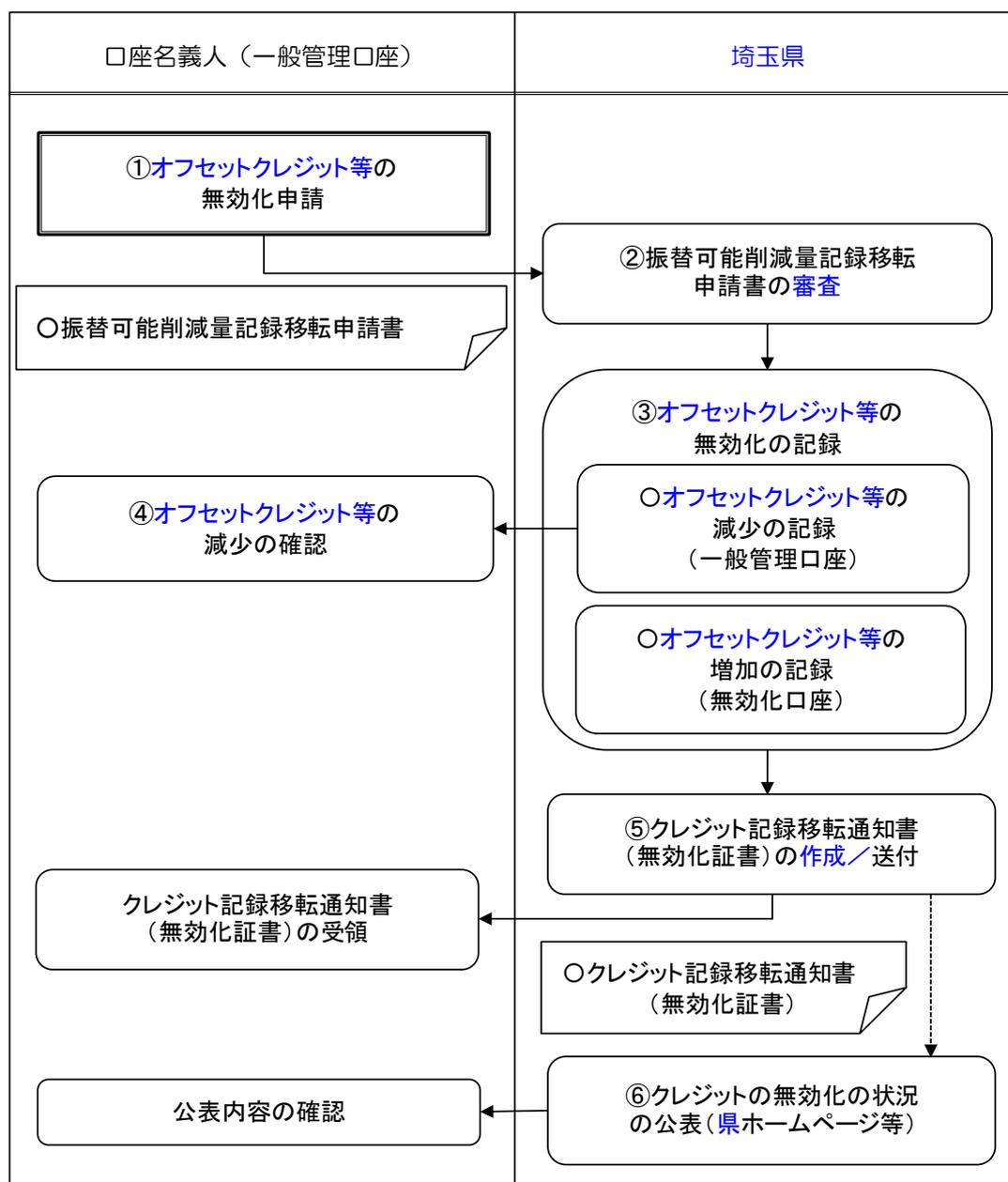


図 2 - 3 - 18 オフセットクレジット等の無効化申請手続の流れ

- ① 振替可能削減量記録移転申請書の作成
 超過削減量又は県内中小クレジットの無効化を希望する者は、「振替可能削減量記録移転申請書」に必要事項を記載し、添付書類を添えて埼玉県に提出すること。
 なお、「振替可能削減量記録移転申請書」様式は、埼玉県環境部温暖化対策課のホームページよりダウンロードできる。

埼玉県の目標設定型排出量取引制度に係る各種提出書類 URL:
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/credityoshiki.html>

② 振替可能削減量記録移転申請書の審査

振替可能削減量記録移転申請書を受領後、内容を埼玉県で確認する。

③ オフセットクレジット等の無効化の記録

振替可能削減量記録移転申請書の内容に不備がなければ、埼玉県でクレジットの無効化の記録を行う。無効化の記録は、無効化の対象となるクレジットの記録されている一般管理口座において減少の記録を行うとともに、知事の管理口座内の無効化口座にそれと同量の増加の記録を行う。

増加の記録に際しては、オフセットクレジット等の量と併せて、クレジット種別、シリアル番号、直前に記録されていた一般管理口座番号及びその口座名義人に関する情報、オフセットクレジット等の本制度上の有効期限などの情報が記録される。

この記録により、オフセットクレジット等の環境価値のみが直前に記録されていた一般管理口座の口座名義人に帰属することになる。

④ オフセットクレジット等の減少の記録の確認

申請者は、埼玉県に口座情報の証明申請をすることにより、その変更記録があったことについて確認することができる。

⑤ クレジット記録移転通知書（無効化証書）の送付

無効化口座に記録されたオフセットクレジット等の情報については、一般管理口座を閲覧しても確認することができない。そのため、無効化の記録完了後、申請者宛てに「クレジット記録移転通知書（無効化証書）」（第3号様式）を送付する。

⑥ オフセットクレジット等の無効化の状況の公表

無効化されたオフセットクレジット等については、埼玉県環境部温暖化対策課ホームページで公表する。これにより、申請者に限らず、第三者も無効化が行われたことについて確認することが可能である。

(3) クレジット記録移転通知書（無効化証書）の記載内容

一般管理口座の口座名義人からのオフセットクレジット等の無効化の申請に基づき、削減量口座簿上に無効化の記録を行った後、埼玉県は申請者に対して、当該記録の内容を書面により通知する。

この書面は「クレジット記録移転通知書（無効化証書）」といい、原則として次の内容が記載される。

ア 申請者名

無効化を申請した口座名義人名が記載される。本制度上の環境価値の最終帰属者ということになる。

イ 無効化されたオフセットクレジット等についての情報

無効化されたオフセットクレジット等の各情報（種類、数量、識別番号、本制度上の有効期限）が記載される。

ウ 環境価値の利用方法（無効化の目的）

無効化の申請に当たっては、「クレジットの無効化に係る情報の公表等について」（第2号様式）により、環境価値の利用方法（無効化の目的）について申告を求めている。この申請者による申告の内容が、クレジット記録移転通知書（無効化証書）に転記される。ただし、申告の内容については本制度外の事項であり、県が環境価値の利用方法（無効化の目的）（カーボン・オフセットの内容の適否及び算定量の正否等）の内容を保障するものではない。

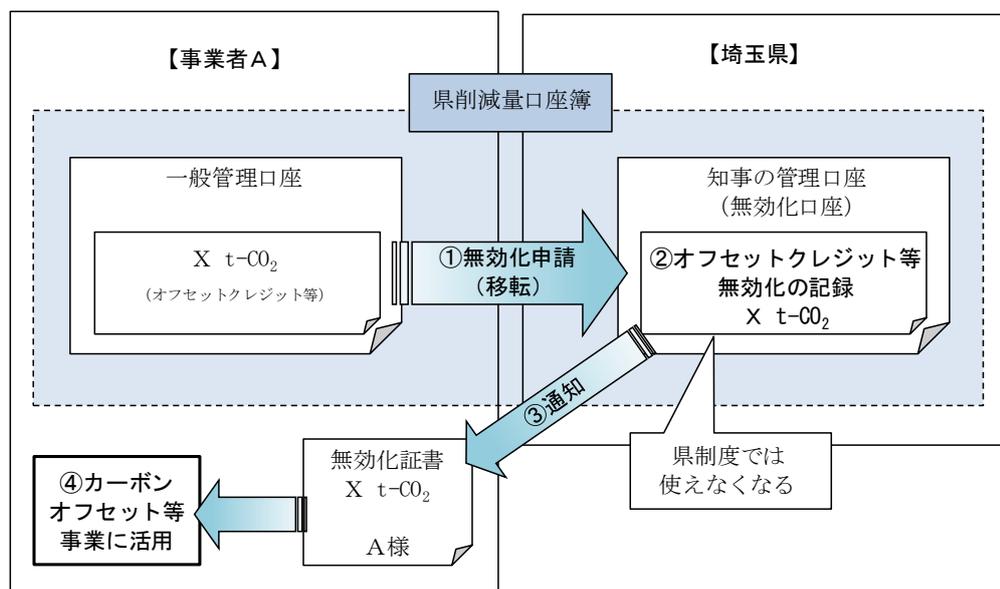


図2-3-18の2 オフセットクレジット等の無効化のイメージ

10 クレジット等の抹消について

クレジット等の発行、移転、**充当**に係る記録は、通常、有効期限までの間抹消されることはないが、次の要件に当てはまるときは、知事はクレジット等を抹消することができる。

- ① 振替により**オフセットクレジット等**の増加の記録を受けた口座名義人が**オフセットクレジット等**に瑕疵があることについて悪意又は重過失があった場合
- ② クレジット等の振替又は発行申請について虚偽があった場合
- ③ クレジット等の発行申請が申請者の過誤であった場合
- ④ ハッキングなど、知事以外の者によって削減量口座簿の記録が書き換えられたことが判明した場合
- ⑤ クレジット等の発行、移転、**充当**に係る申請権限を持たない者による申請であったことが判明した場合
- ⑥ その他知事が特に必要があると認める場合

このように、正当な権限を持たない者が不正にクレジット等を取得しないような仕組みとなっている。

11 振替可能削減量等の保有等に係る情報の公表について

口座名義人又は口座管理者からの希望がある場合は、知事は管理口座ごとのクレジット等の保有情報等を県ホームページで公表することができる。

(1) 振替可能削減量等の保有等に係る情報の公表に係る諸規定

振替可能削減量等の保有等に係る情報の公表に係る申請にあたっての注意点などを「表2-3-17」に示す。

表2-3-17 振替可能削減量等の保有等に係る情報の公表に係る諸規定

	指定管理口座	一般管理口座
申請者	口座名義人又は口座管理者	口座名義人
申請期限	特になし	特になし
公表可能事項	指定管理口座に帰属するクレジット等の種類ごとの数量	一般管理口座に帰属するオフセットクレジット等の種類ごとの数量
県の標準処理期間	振替可能削減量等の保有等に係る情報の公表についてを受理した日の翌開庁日から起算して10開庁日以内*	指定管理口座に同じ

	指定管理口座	一般管理口座
必要書類	・ 振替可能削減量等の保有等に係る情報の公表について	指定管理口座と同じ
手数料	無料	無料

※ 県の標準処理期間に関わらず、ホームページで公表する情報の更新頻度は、月1回程度となる。

(2) 振替可能削減量等の保有等に係る情報の公表に係る申請手続

振替可能削減量等の保有等に係る情報の公表に係る申請手続の流れについて図式化したものを「図2-3-19」に記載する。

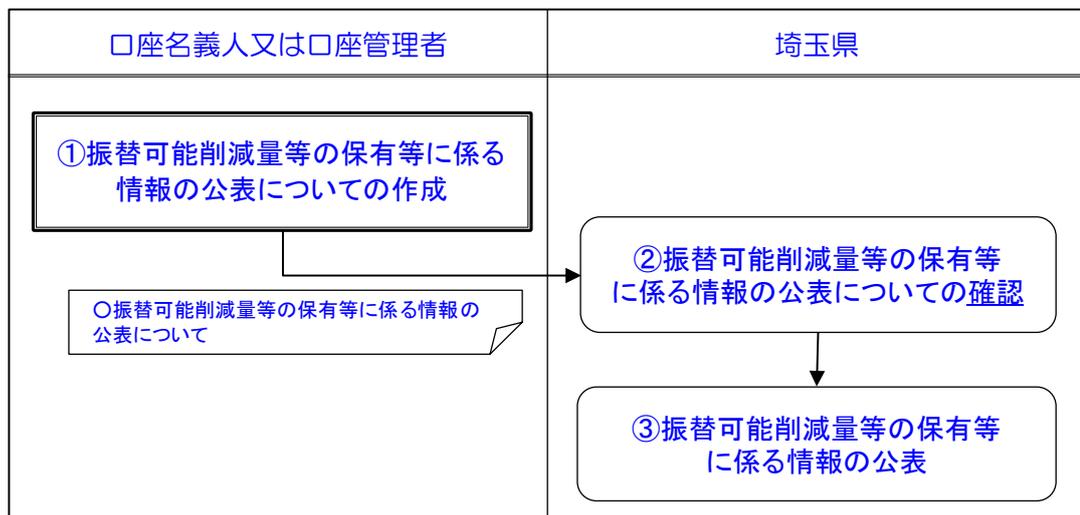


図2-3-19 振替可能削減量等の保有等に係る情報の公表に係る申請手続の流れ

① 振替可能削減量等の保有等に係る情報の公表についての作成

管理口座に保有されるクレジット等の情報の公表（公表した情報の削除）を希望する者は、「振替可能削減量等の保有等に係る情報の公表について」に必要事項を記載し、添付書類を添えて埼玉県に提出すること。

なお、「振替可能削減量等の保有等に係る情報の公表について」の様式は、埼玉県環境部温暖化対策課のホームページよりダウンロードできる。

埼玉県の目標設定型排出量取引制度に係る各種提出書類 URL:

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/credityoshiki.html>

② 振替可能削減量等の保有等に係る情報の公表についての確認

振替可能削減量等の保有等に係る情報の公表についてを受領後、内容を埼玉県で確認する。

③ 振替可能削減量等の保有等に係る情報の公表（公表した情報の削除）

振替可能削減量等の保有等に係る情報の公表についての内容に不備がなければ、振替可能削減量等の保有等に係る情報を県ホームページで公表（公表した情報を削除）する。

12 排出係数の見直しにともなうバンキングされたクレジット等及び削減不足量の増量について

本制度で用いる排出係数は、同一の計画期間中は固定としているが、各計画期間に用いる排出係数は、各計画期間開始前に最新のデータをもとに、エネルギー種別ごとに設定することとしている。第2削減計画期間に用いる排出係数は、東日本大震災に伴う原子力発電所の停止等の影響により、電気の排出係数等が大幅に大きくなっており、そのまま第1削減計画期間から第2削減計画期間にクレジット等をバンキング及び削減不足量の繰り越しをすると、実質的にはクレジット等及び削減不足量の量が減ってしまうこととなる。そこで、排出係数の見直しの影響をバンキングされたクレジット等及び削減不足量にも反映するため、平成29（2017）年度にバンキングされたクレジット等及び削減不足量の増量を実施した。

（1）増量の方法

第1削減計画期間と比較して第2削減計画期間のCO₂等の排出係数が大きくなるので、その影響を反映するために、クレジット等のバンキング量に県が規定する倍率を乗じて算定した量を第2削減計画期間に利用できる量とし、削減不足量に県が規定する倍率を乗じて算定した量を第2削減計画期間に繰り越し、排出削減目標量に加算する量とする。クレジット等及び削減不足量の増量は平成29（2017）年度に一斉に自動で行う。一斉増量の前に移転したクレジット等も増量の対象となる。

第3削減計画期間については、CO₂等の排出係数が第2削減計画期間と変わらないため、クレジット等及び削減不足量の増量は行わない。

$$\text{第1削減計画期間のバンキング量} \times \text{倍率} = \text{第2削減計画期間に利用できる量}$$

$$\begin{aligned} &\text{第1削減計画期間の削減不足量} \times \text{倍率} \\ &= \text{第2削減計画期間に繰り越し、排出削減目標量に加算する量} \end{aligned}$$

（2）具体的な方法（倍率の算定方法）

クレジット等のバンキング量に乗ずる倍率は、各種クレジットごとに規定する。倍率の算定方法は、次のとおりである。一斉増量前に移転したクレジット等については、クレジット等を創出した事業所の倍率を乗じる。

ア 超過削減量、県外クレジット及び削減不足量

超過削減量及び県外クレジットについては創出した事業所、削減不足量については削減不足となっている事業所の第1削減計画期間と第2削減計画期間の基準排出量比で倍率を設定する。

超過削減量については、「目標設定型排出量取引制度の第2計画期間における基準排出量について（通知）」に記載されている、「第1計画期間の基準排出量」と「第2計画期間の基準排出量」を用いる。

＜超過削減量、県外クレジット及び削減不足量の倍率の算定式＞

$$\text{バンキング量に乗ずる倍率} = \frac{\text{第2削減計画期間の基準排出量}}{\text{第1削減計画期間の基準排出量}^{\ast}}$$

※第1削減計画期間中に基準排出量の変更を行った場合には、第1削減計画期間の最後に行った基準排出量変更の変更前の基準排出量に、最後に行った変更に伴う1年分の変更量を増減した値

※各基準排出量には、制度変更に伴う変化量（標準的でない年度を追加したことによる変更量、高効率コージェネレーション削減量）は考慮しない。

第1削減計画期間の途中で廃止となった事業所の発行した超過削減量についても、増量を行うものとする。廃止した事業所の倍率については、全事業所の排出係数の見直しによる基準排出量の増加率の平均値である1.17とする。

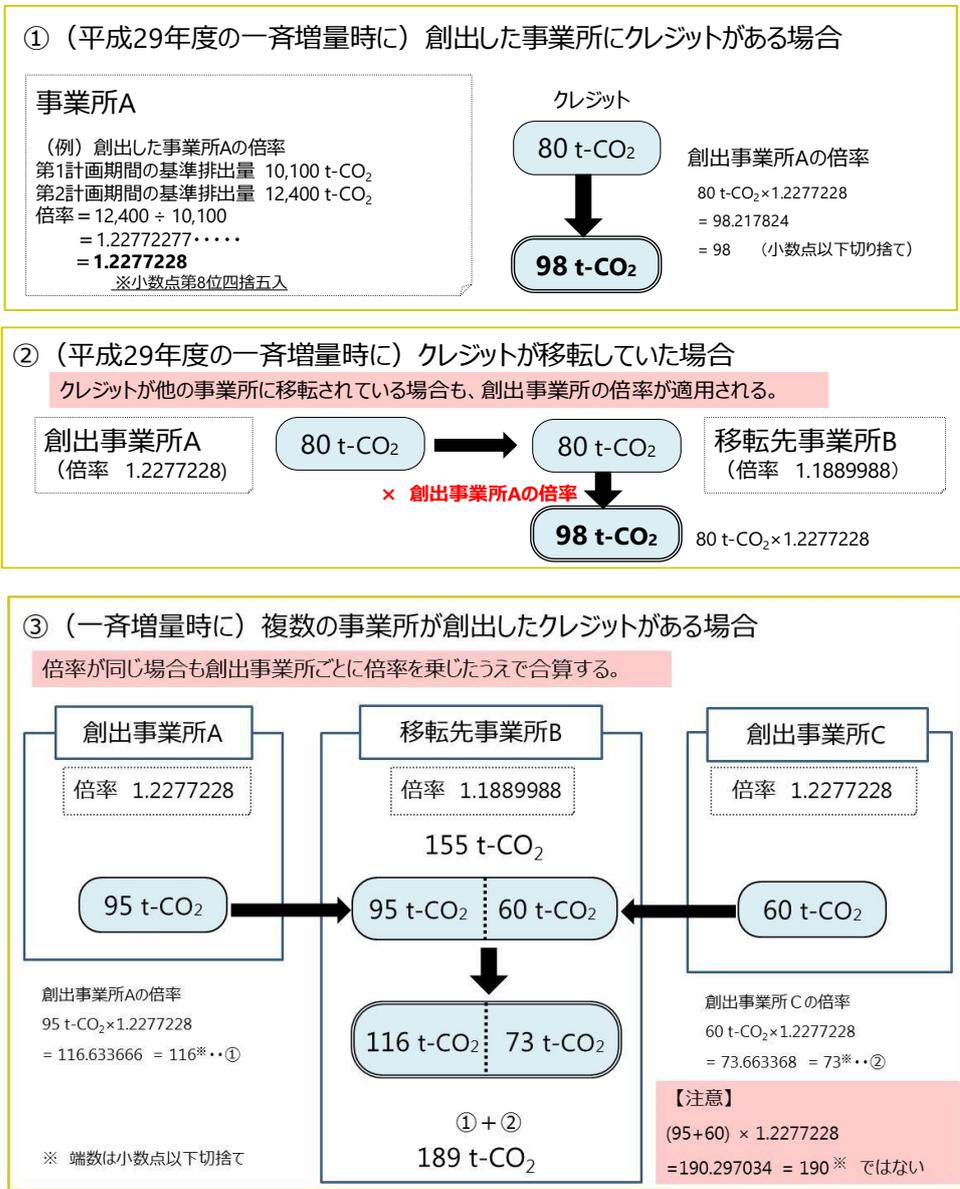


図2-3-20 超過削減量、県外クレジットの増量イメージ

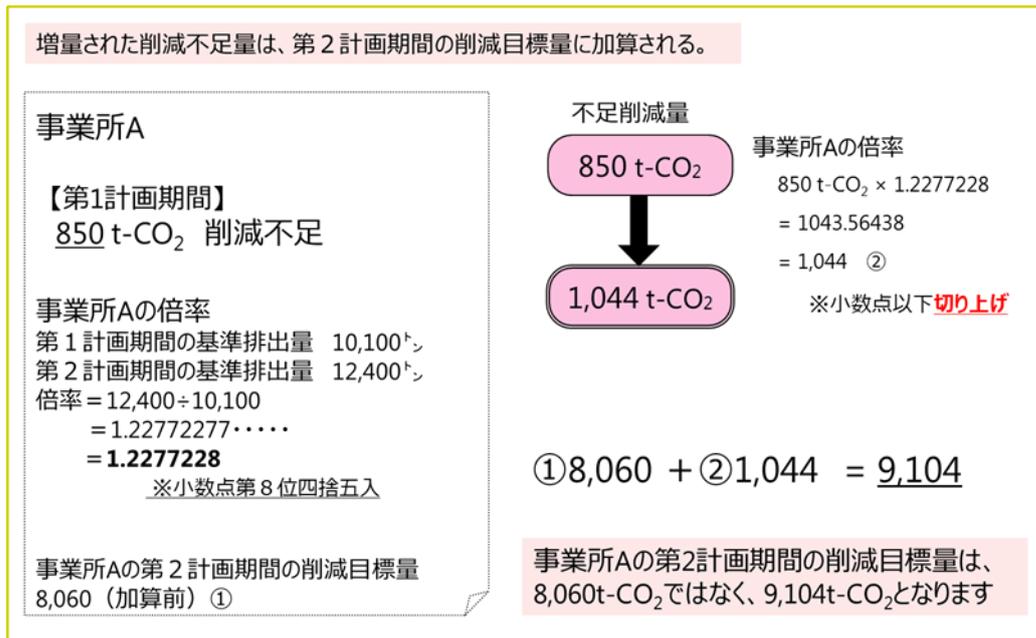


図 2 - 3 - 21 削減不足量の増量イメージ

イ 再エネクレジット及びその他ガス削減量
 <再エネクレジット及びその他ガス削減量の倍率の算定式>

$$\text{バンキング量に乗ずる倍率} = \frac{\text{第2削減計画期間の排出係数}}{\text{第1削減計画期間の排出係数}}$$

(例) 再エネクレジット (太陽光発電) の場合

$$\text{バンキング量に乗ずる倍率} = \frac{\text{第2削減計画期間の電気の排出係数 (0.495)}}{\text{第1削減計画期間の電気の排出係数 (0.386)}}$$

※その他ガス削減量のうち、第2削減計画期間に地球温暖化係数が増加しないものは、増量しない。また、地球温暖化係数が減少するものについてのバンキング量の減少は行わない。

元になった証書ごとではなく、再エネクレジットの種類ごとに乗じる。

事業所 A

再エネクレジット 500 t-CO₂
(内訳 太陽光421 t-CO₂ バイオマス79 t-CO₂)

①再エネクレジット (太陽光発電)
421 t-CO₂ = 421 × 0.495 (2期係数) ÷ 0.386 (1期係数)
= 539.8834.....
= 539 ※

②再エネクレジット (バイオマス発電)
79 t-CO₂ = 79 × 0.495 (2期係数) ÷ 0.386 (1期係数)
= 101.3082.....
= 101 ※

※ 端数は小数点以下切捨て

①539 + ②101
= 640 t-CO₂

【注意】
(421+79) × 0.495 ÷ 0.386
= 641.1917 = 641※ ではない

図 2-3-22 再エネクレジットの増量イメージ

その他ガスの種類ごとに計算を行う。

事業所 A

その他ガス削減量 500 t-CO₂
(内訳 メタン350 t-CO₂ 六ふつ化窒素150 t-CO₂)

①メタン
350 t-CO₂ = 350 × 25 (2期係数) ÷ 21 (1期係数)
= 416.666.....
= 416 ※

②六ふつ化窒素
(1期係数) 23,900 (2期係数) 22,800
係数が減少するものは、バンキング量の減量は行わない
= 150 t-CO₂ のまま

※ 端数は小数点以下切捨て

①416 + ②150
= 566 t-CO₂

図 2-3-23 その他ガス削減量の増量イメージ

ウ 県内中小クレジット

中小規模事業所では電気の使用比率が高い状況を踏まえ、手続の簡素化のため一律の倍率として電気の排出係数の比を用いる。

< 県内中小クレジットの倍率の算定式 >

$$\text{バンキング量に乗ずる倍率} = \frac{\text{第2削減計画期間の電気の排出係数 (0.495)}}{\text{第1削減計画期間の電気の排出係数 (0.386)}}$$

エ 東京連携クレジット

東京連携クレジットについても、埼玉県¹の超過削減量又は県内中小クレジットと同様の算定方法とする。東京都²の超過削減量は、創出した事業所の第1計画期間と第2計画期間の基準排出量比で倍率を設定する。都内中小クレジットは、電気の排出係数の比を倍率とする。

<p><東京都の超過削減量の倍率の算定式></p>	
<p>バンキング量に乗ずる倍率</p>	$= \frac{\text{第2計画期間の基準排出量}}{\text{第1計画期間の基準排出量}}$
<p><都内中小クレジット></p>	
<p>バンキング量に乗ずる倍率</p>	$= \frac{\text{第2計画期間の電気の排出係数 (0.489)}}{\text{第1計画期間の電気の排出係数 (0.382)}}$

(3) 手続

平成29(2017)年度に、管理口座に保有されているクレジット等を一斉増量を行い、増量後のクレジットの数量及びシリアル番号等を各口座名義人及び口座管理者宛てに通知した。

増量後のクレジットは、保有されている管理口座に応じて指定管理口座又は一般管理口座に記録される。

充当を行ったクレジット等のうち、結果的に充当が不要であったクレジット等及び充当の上限量を超過した県外クレジットについては、指定管理口座に増量後のクレジットの記録を行う。この増量後のクレジットについては、第2削減計画期間に削減不足となった場合、充当申請期限(目標達成期限日の30日前)の翌日以降に自動で充当されるため、改めて充当の手続を行う必要はない。

(4) 一斉増量の例外

第2削減計画期間の目標達成に際して、一斉増量前に一斉増量の対象となるクレジット等を活用する場合は、例外措置として、充当の際にクレジットの増量を行うものとする。

(5) 一斉増量後のクレジットの発行について

削減目標量や目標設定ガス年度排出量の確定が遅れた等の理由により、一斉増量後に第1削減計画期間の削減量の発行申請をする場合は、発行時に(2)の倍率を乗じた量を発行する。増量の申請等は不要である。

(6) 増量に伴うシリアル番号の変更

増量に伴い、シリアル番号は新たに付されている。

第4章 円滑な制度運用に向けた埼玉県の取組

1 本章の位置付け

本章では、本制度が円滑に運用されるための埼玉県の対応策について記載する。

具体的には、「2 県が公表する情報」等、大規模事業者が円滑に削減目標を達成するための埼玉県の措置について記載する。

2 県が公表する情報

埼玉県は、事業者の円滑な取引運用に資するよう、「表2-4-1」に示す情報をホームページなどで公開する。

管理口座・クレジット等の情報の公表

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/torihikikouza.html>

なお、具体的な公表時期及び頻度については、各年度のはじめに別途決定し公表するものとし、必要に応じ、「表2-4-1」に示す情報以外のものについても公表する。

表2-4-1 埼玉県が公表する情報

情報		公開頻度
(1) 排出／遵守状況等	事業所ごとの目標削減率、排出量、削減対策など	年1回
	全事業所の排出量の合計、遵守状況など	年1回
	事業所ごとの目標達成状況	整理期間終了後
(2) クレジット等の発行	発行量に関する次の情報 ・ クレジット種類 ^{*1} ごとの発行量 (t-CO ₂)	整理期間終了後
(3) わせつクレジット等の取引	取引量に関する次の情報 ・ クレジット種類 ^{*1} ごとの移転件数及び移転量 (t-CO ₂) ・ 管理口座種類 ^{*3} ごと及び東京都への移転件数及び移転量 (t-CO ₂)	整理期間終了後
	取引価格に関する次の情報 ・ 移転申請時の申告価格 (円/t-CO ₂)	※4
(4) クレジット等の量	削減量口座簿に記録されている次の情報 ・ クレジット種類 ^{*1} ごとの合計量 (t-CO ₂) ・ 管理口座種類 ^{*3} ごとの合計量 (t-CO ₂)	年1回程度
	保有先に関する次の情報 ^{*2} ・ 口座番号 ・ 大規模事業所又は口座名義人の名称	年1回程度

<p>(5) 口座開設者</p>	<p>口座開設者に関する次の情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 口座番号 ・ 大規模事業所の名称^{※5} ・ 口座管理者の名称及び所在地^{※5※6} ・ 口座名義人の名称及び所在地^{※6} ・ 振替可能削減量等の管理を行う部署等の名称又は電話番号その他の連絡先^{※7} 	<p>年1回程度</p>
<p>(6) クレジットの無効化</p>	<p>無効化口座に記録されている次の情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ クレジット等種類^{※8}ごとの合計量 (t-CO₂) 	<p>月1回程度</p>
	<p>無効化に関する次の情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請ごとの、無効化された時期並びにクレジット種類^{※8}ごとの合計量 (t-CO₂)、シリアル番号及び有効期限月 	<p>月1回程度</p>
	<p>無効化の申請を行ったものに関する次の情報^{※9}</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 口座番号 ・ 口座名義人の名称 	<p>月1回程度</p>

- ※1 クレジット種類とは、「超過削減量」「**県内**中小クレジット」「再エネクレジット（環境価値換算量）」「再エネクレジット（その他削減量）」「**県外**クレジット」「**森林**吸収クレジット」「**東京**連携クレジット」「その他ガス削減量」をいう。
- ※2 クレジット等を**所有する**口座名義人が公表を希望しない場合は、公表しない。
- ※3 管理口座種類とは、「指定管理口座」「一般管理口座」「**充当**口座」「抹消口座」及び「無効化口座」をいう。
- ※4 **埼玉県**が供給したクレジット等の取引価格については実施後に公表する。移転申請時の申告価格については、申請件数が少ない時点では、個々の申告価格が取引全体の価格を代表しているか判断しづらいという観点から、一定期間において一定量の移転申請が確保できる段階でこれを集計し統計処理等を行った上で公表を行うものとする。
- ※5 指定管理口座のみ公表する。
- ※6 個人については、公表を希望する場合のみ。
- ※7 個人／法人にかかわらず、公表を希望しない場合は、公表しない。
- ※8 無効化が可能なクレジットである「超過削減量」及び「**県内**中小クレジット」をいう。
- ※9 公表を希望しない場合は、公表しない。ただし、無効化の申請を行った者が環境価値の活用の際に、その帰属に関する情報の公表^{※10}により自らの信頼性を高めたいという要望に応えるため、希望者に限り公表することとする。
- ※10 環境価値を活用して行う事業の内容などの情報についても必要に応じて公表する。

(1) 排出量／遵守状況

本制度の実効性を担保し、また他の**大規模**事業者が削減対策を実施するうえでの参考となるよう、事業所ごとの排出量、削減対策、**目標達成**状況等を公表する。

また、本制度の導入による温室効果ガス排出削減の効果を検証するため、全事業所の排出量の合計や遵守状況などを公表する。

(2) クレジット等の発行

クレジット等の発行量に係る情報は、新たに供給されたクレジット等の量を取引参加者が把握し、価格動向の推測や温室効果ガス削減に対する投資判断等に活用することができることから、一定期間に発行されたクレジット等の量を公表する。

クレジット等の発行先口座情報については、希望者は口座番号及び口座名義人名称（超過削減量及びその他ガス削減量にあつては、大規模事業所の名称）を公表することができる。クレジット等の発行先口座情報を公表することは、自社の温室効果ガス削減実績を広く周知することができるとともに、オフセットクレジット等を必要とする取引参加者からの購入依頼を受けることができるといった利点がある。

(3) オフセットクレジット等の取引

取引参加者がオフセットクレジット等の流動性を把握することができるよう、取引量を公表する。

「表2-2-1 各口座の役割及び特徴」に示したとおり、管理口座の種類ごとに役割、特徴等が異なることから、管理口座の種類ごとの全移転量及び移転件数を、オフセットクレジット等の種類別に公表する。

また、取引参加者がオフセットクレジット等の取引価格に関する情報を把握できるよう、取引参加者から移転申請時に提出される「振替可能削減量振替申請書」に記載されている1 t-CO₂当たりの取引価格について、一定量の移転申請が確保できる段階でこれを集計し、公表していくことを予定している。

これらの価格情報は、必ずしも市場価格を表すものではないが、取引参加者が会計及び税務処理における公正価格に関する参考情報として利用できると考えられる。

(4) クレジット等の量

現在取引されているクレジット等が各管理口座に配分されている量の情報として、削減量口座簿上のクレジット等の種類ごとの全保有量を、管理口座ごとに集計して公表する。

また、クレジット等の保有先口座情報については、口座名義人又は口座管理者からの希望がある場合、知事は管理口座ごとのクレジット等の保有情報等を公表することができる。

クレジット等の保有先口座情報を公表することは、オフセットクレジット等を必要とする取引参加者からの購入依頼を受けることができるといった利点がある。

(5) 口座開設者

取引の透明性を高めるという観点から、口座開設者に関する情報は原則として公表する。

ただし、個人を特定する情報など公表することについて問題が生じる可能性のある情報は公表しない。

なお、次の事項については、口座名義人又は口座管理者からの申請に基づき、その者に対して、証明書を発行する。

この手続については、第2部第3章8（2）を参照のこと。

- その管理口座におけるクレジット等の発行量及び発行した日付
- その管理口座におけるオフセットクレジット等の取得量及び取得した日付
- その管理口座におけるオフセットクレジット等の移転量及び移転した日付
- 指定管理口座の場合、その管理口座における充当量及び充当した日付
- 指定管理口座の場合、目標達成の状況

（6）オフセットクレジット等の無効化

令和2（2020）年度からは、無効化されたオフセットクレジット等に関する情報も公表する。この公表により、第三者に対して環境価値を保有することが客観的に示されることとなり、制度の信頼性の確保に資することとなる。

3 排出量取引市況の監視

(1) 排出量取引市況の把握

埼玉県は、排出量取引制度が円滑に運用されるよう、地球温暖化対策計画書、申請書等の情報を整理するほか、取引参加者等へのヒアリングを行うなどして、次の項目を把握する。

- ・ クレジット等の発行量及び発行見込み量
- ・ 大規模事業所の排出量実績の推移
- ・ オフセットクレジット等の取引価格の推移その他の取引実態

(2) クレジット等の供給不足による異常な価格高騰が予見される際の県の措置

埼玉県は、市場におけるクレジット等の供給量が極端に不足し、かつ、オフセットクレジット等の取引価格が異常に高騰すること等が予見された場合、東京都と連携を図りつつ、オフセットクレジットの発行対象を拡大する。

発行対象の拡大を決定するに当たっては、排出量取引に関する知見を有する者等の意見を聴くなど、そのプロセスを具体化し、公表していく。

ただし、無条件に発行対象を拡大することではなく、県内中小クレジットとの組み合わせ、利用上限量などの条件を付す。

また、新たに拡大して認めるオフセットクレジット等（以下「拡大クレジット」という。）の価格が極端に低い場合には、価格差に応じた重み付けを行い、それまでに既にオフセットクレジット等を購入していた者が不利にならないようにする。

発行対象の拡大時の条件の例

● 県内中小クレジットとの組み合わせ（例）

拡大クレジットを1 t-CO₂充当するためには、同時に県内中小クレジットを1 t-CO₂充当しなければならないものとする。

したがって、拡大クレジットのみで目標達成が可能になるわけではない。

● 価格差に応じた重み付け（例）

拡大検討時において、京都クレジット等の拡大クレジットの市場価格（円/ t-CO₂）が、既存のオフセットクレジット等の市場価格の例えば10分の1であったときは、拡大クレジット10 t-CO₂をもって、本制度のクレジット1 t-CO₂を発行する。

したがって、充当に必要なコストは、既存のオフセットクレジット等を用いても、拡大クレジットを用いてもほぼ変わらない。

4 不正取引への対応方針

本制度の取引に参加する全ての者は、誠実かつ公正に取引を行う必要がある。

一定の行為が不正取引であると疑われる場合、**埼玉県**は、取引参加者等より事情の聴取等を行うとともに、必要に応じて不正行為を行った取引参加者への指導やその他の取引参加者・**大規模事業者**への注意喚起を行うことにより、健全な取引の回復を図る。

(1) 指針等に定めのある行為

取引参加者のうち**大規模事業者**以外の者については、**要綱第 18 条第 5 項**に記載されているとおり、①**オフセットクレジット等**に係る申請に虚偽があったとき、②当該申請の内容に係る知事による調査を口座名義人が拒んだとき、又は③その他不正な行為によって振替可能削減量の増加の記録を受けたときに、知事は、必要に応じてその旨を公表し、又は、当該取引参加者の一般管理口座を閉鎖することがある。

〈参考〉要綱第 18 条第 5 項

第 18 条第 5 項

- 4 **大規模事業者**以外の者による**県内削減量**、**県外削減量**、**電気等環境価値保有量**、その他削減量又は**森林吸収量**に係る申請に虚偽があったとき、当該申請の内容に係る知事による調査を当該申請に係る口座名義人が拒んだときその他不正な行為によって振替可能削減量の増加の記録を受けた**大規模事業者**以外の者があるときは、知事は、次に掲げる措置をとることができる。
- 一 その旨を公表すること。
 - 二 当該口座名義人の管理口座を閉鎖すること。

(2) 法令等における不正取引規制

本制度における取引に際して、詐欺・脅迫等、一般的に犯罪行為とみなされる行為がなされた場合は、刑法及び民法等の法律が適用される場合がある。例として、刑法は詐欺・脅迫等の犯罪行為について刑罰規定を定めるほか、民法は詐欺又は強迫による意思表示の取消が可能となる旨の救済規定を定めている。この他に、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）は、訪問販売及び電話勧誘販売を行う業者に対し、迷惑勧誘及び再勧誘の禁止等について定めている。

〈参考〉不正取引等に関する既存の法規制の例

- 詐欺（刑法第 246 条）・脅迫（刑法第 222 条）
- 詐欺又は強迫（民法第 96 条）
- 訪問販売における迷惑勧誘の禁止（特定商取引法第 7 条・特定商取引法施行規則第 7 条 1 項）
- 電話勧誘販売における迷惑勧誘の禁止（特定商取引法第 22 条第 3 項・特定商取引法施行規則第 23 条 1 項）
- 訪問販売に係る再勧誘の禁止（特定商取引法第 3 条の 2）
- 電話勧誘販売に係る再勧誘の禁止（特定商取引法第 17 条）

第3部 その他

第1章 用語定義集

あ行		
1	一般管理口座	取引参加者がオフセットクレジットの発行と、オフセットクレジット等の取引とを行うために管理する口座。 取引参加者の単位で開設することが出来る。
2	一般管理口座等に係る関連付け	一般管理口座と指定管理口座との間で、オフセットクレジット等の移転ができるよう、二つの口座を関連付けること。 関連付けていない一般管理口座と指定管理口座の間では、オフセットクレジット等の移転を行うことができない。 なお、「一般管理口座等に係る関連付け」は平成25年6月付け改正前の要綱では、「特定一般管理口座の登録」手続と呼称していた。
3	移転	ある管理口座に記録されているオフセットクレジット等を減少させ、他の管理口座においてそのオフセットクレジット等の増加の記録をすることを、オフセットクレジット等が減少する管理口座の側から表現したものを。
4	オフセットクレジット	排出量取引の対象となる削減量のうち、県内中小クレジット、県外クレジット、再エネクレジット、森林吸収クレジット及び東京連携クレジットの5つを指す。
5	オフセットクレジット等	排出量取引の対象となる削減量を指す。 超過削減量とオフセットクレジット（県内中小クレジット、県外クレジット、再エネクレジット、森林吸収クレジット及び東京連携クレジット）がこれに当たる。（＝振替可能削減量）
6	温室効果ガス	二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン（CH ₄ ）、一酸化二窒素（N ₂ O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化いおう（SF ₆ ）及び三ふっ化窒素（NF ₃ ）を指す。
か行		
7	環境価値	エネルギー起源CO ₂ の排出削減の事実及び当該削減による地球温暖化対策に貢献する価値を指す。
8	環境価値換算量	再エネクレジットの一種。 再生可能エネルギーに係る発電及び熱利用の環境価値を、エネルギー起源CO ₂ 排出量の削減量に換算してクレジット化したものを指す。

目標設定型排出量取引制度における排出量取引運用ガイドライン

9	関連付け	あ行 「一般管理口座に係る関連付け」参照
10	基準排出量	大規模事業所において目標設定ガス（エネルギー起源 CO ₂ ）年度排出量との増減を比較する基準となる量を指す。 過去のエネルギー起源 CO ₂ 排出量の平均値で算定する場合と、用途別に定められた排出標準原単位を用いて算定する場合とがある。
11	規則	埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則（平成 2 1 年埼玉県規則第 34 号）を指す。
12	帰属	管理口座においてクレジット等（超過削減量、オフセットクレジット又はその他ガス削減量）が記録されている状態を、当該クレジット等（超過削減量、オフセットクレジット又はその他ガス削減量）は当該管理口座の口座名義人に帰属するという。
13	クレジット等	削減対策の実施等によって得られた、温室効果ガスの削減量や環境価値であって、削減目標達成への利用が可能なものを指す。 超過削減量、県内中小クレジット、再エネクレジット、県外クレジット、森林吸収クレジット、東京連携クレジット及びその他ガス削減量がクレジット等に当たる。 なお、このうち県内中小クレジット、再エネクレジット、県外クレジット、森林吸収クレジット及び東京連携クレジットを「オフセットクレジット」といい、超過削減量とオフセットクレジットをあわせて「オフセットクレジット等」という。
14	県外クレジット	県外削減量の通称。 一定の条件を満たす県外の事業所等において目標設定ガス排出量が一定の水準以上削減されたときに発行されるもので、排出量取引の対象となる。
15	県外削減量	県外クレジットの正式名称（指針における用語）
16	県内削減量	県内中小クレジットの正式名称（指針における用語）
17	県内中小クレジット	県内削減量の通称。 一定の条件を満たす県内の大規模事業所以外の事業所等において目標設定ガス排出量が削減されたときに発行できるもので、排出量取引の対象となる。
18	口座管理者	指定管理口座の口座名義人の申請により登録され、その管理口座に関する手続を代行する者を指す。
19	口座名義人	管理口座の開設を受ける者を指す。

目標設定型排出量取引制度における排出量取引運用ガイドライン

		指定管理口座においては当該大規模事業所の大規模事業者が、一般管理口座においては開設を受ける取引参加者が各々該当する。
さ行		
20	再エネクレジット	環境価値換算量(一定の条件を満たす再生可能エネルギーに係る発電及び熱利用の環境価値をクレジット化したもの)及びその他削減量(一定の条件を満たすグリーンエネルギー証書又はRPS法新エネルギー等電気相当量をクレジット化したもの)を指す。
21	削減期間	大規模事業者が、削減目標達成に努める期間を指す。 各削減計画期間内において、大規模事業所に該当する年度から当該削減計画期間の終了年度までの期間(大規模事業所でなくなり終了年度が変更された場合は当該変更後の終了年度)までがこれに当たる。
22	削減計画期間	制度全体の区切りであって、削減期間の基となる各期間を指す。 第1削減計画期間は平成23(2011)年度から平成26(2014)年度までの4か年度で、以降5か年度ごとの期間となる。
23	削減不足量	削減目標達成期限までに、排出削減量を排出削減目標量以上にすることができなかった場合に、排出削減目標量から排出削減量を減じた量を指す。
24	削減目標達成	削減目標達成期限までに「事業所の排出総量」から「充当口座の削減量」を差し引いた量を「排出可能上限量」以下とすることを指す。 「事業所の排出総量」が「排出可能上限量」以下であれば、「充当口座の削減量」は必要ない。
25	削減量口座簿	削減量口座簿は、本制度で利用できるクレジット等の量を記録し、管理するシステムである。 削減量口座簿には知事の管理口座、指定管理口座及び一般管理口座が開設され、クレジット等は全てこれらの口座に発行される。 また、排出量取引によるオフセットクレジット等の取得や、クレジット等の充当は、全て削減量口座簿上に記録される。
26	識別番号	シリアル番号の正式名称
27	事業所番号	大規模事業所ごとに付けられた6桁の固有の番号を指す。
28	指定管理口座	大規模事業者が目標設定ガス年度排出量を管理し、またこれに加えて大規模事業者が基準排出量、排出可能上限量、クレジット等を管理する口座を指す。 第2削減計画期間以降、大規模事業所の基準排出量決定時に事業所単位で自動で開設される。

目標設定型排出量取引制度における排出量取引運用ガイドライン

29	充当	<p>指定管理口座に記録されたクレジット等を目標達成に充てるために充当口座に移すことを指す。</p> <p>充当口座に移されたクレジット等は再び指定管理口座に移すことは出来ない。</p>
30	充当口座	<p>指定管理口座に記録されたクレジット等を目標達成に充てるために移す口座を指す。</p> <p>指定管理口座から充当口座に移されたクレジット等は当該大規模事業所の削減量とみなされる。</p>
31	取得	<p>移転の対となる概念。</p> <p>他の管理口座に記録されているオフセットクレジット等を減少させ、自らの管理口座においてそのオフセットクレジット等の増加の記録をすることを、オフセットクレジット等が増加する管理口座の側から表現したものの。</p>
32	条例	<p>埼玉県地球温暖化対策推進条例（平成21年埼玉県条例第9号）を指す。</p>
33	シリアル番号	<p>クレジット等について1 t-CO₂ごとに付けられる番号を指す。</p> <p>シリアル番号により、クレジット等の種類、発行された計画期間等に関連付けることが出来る。</p>
34	総量削減義務と排出量取引制度	<p>東京都が実施している制度。</p> <p>特定地球温暖化対策事業所には、排出量取引を含む方法による二酸化炭素の総量削減義務が課されている。</p>
35	その他ガス	<p>目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）以外の温室効果ガスを指す。</p> <p>具体的には、非エネルギー起源二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化いおう（SF₆）及び三ふっ化窒素（NF₃）を指す。</p>
36	その他ガス削減量	<p>大規模事業所において、その他ガスの排出量が削減されたときに発行できるもの。</p> <p>その大規模事業所の目標達成に充てることはできるが、排出量取引の対象とはならない。</p>
37	その他削減量	<p>条例以外で認められた温室効果ガス排出量の削減量のうち規則で定めるものを指す。</p> <p>具体的には、グリーンエネルギー証書及びRPS法新エネルギー等電気相当量を再エネクレジットにしたもの並びに東京連携クレジットが該当する。</p>

目標設定型排出量取引制度における排出量取引運用ガイドライン

た行		
38	大規模事業者	大規模事業所の所有事業者等を指す。 原則所有事業者が該当するが、所有事業者及び当該事業所の事業活動に伴う温室効果ガスの排出について責任を有する者が地球温暖化対策計画を提出した場合、当該提出者が該当する。
39	大規模事業所	原油換算で 1,500kL 以上のエネルギーを平成 20 年度以降の 3 か年度連続して使用する事業所を指す。
40	知事の管理口座	知事が制度運用のために用いる口座を指す。 充当口座、抹消口座、他制度連携口座及び無効化口座から構成される。
41	超過削減量	大規模事業所において、削減目標量を基に算定される値を超えて目標設定ガス排出量を削減したときに発行できるもので、排出量取引の対象となる。 基準排出量から目標設定ガス年度排出量を減じて得た量(基準排出量の 2 分の 1 を上限とする。)のうち、基準排出量に目標削減率を乗じて得た量から充当を行ったその他ガス削減量を減じて得た量を超過した量を指す。
42	東京連携クレジット	連携自治体削減量の通称。 東京都で創出されるオフセットクレジット等のうち、埼玉県との排出量取引で利用できるものをいい、次の 2 種類がある。 ・ 東京都の超過削減量(基準排出量が 15 万 t-CO ₂ 以下であって、東京都制度における削減義務の履行が確認された事業所における超過削減量) ・ 東京都が認定する都内削減量(東京都制度における都内中小クレジット)
43	特定一般管理口座	指定管理口座との間でオフセットクレジット等の移転ができる一般管理口座を指す。 特定一般管理口座として指定管理口座と関連付けるには一般管理口座開設申請時にその旨を申し出るか、「一般管理口座等に係る関連付け申請書」にて申請を行う必要がある。 指定管理口座から一般管理口座へ超過削減量を移転する場合、また一般管理口座から指定管理口座へオフセットクレジット等を移転する場合は、事前に一般管理口座の口座名義人が届け出た特定一般管理口座(指定管理口座の口座名義人又は口座管理者のいずれかが口座名義人となっているものに限る。)を使用する必要がある。 なお、「一般管理口座等に係る関連付け」は平成 25 年 6 月付け改正前の要綱では、「特定一般管理口座の登録」手続と呼称していた。

目標設定型排出量取引制度における排出量取引運用ガイドライン

44	トップレベル事業所認定基準	トップレベル事業所（ 指針 における用語では、優良 大規模 事業所）として認定するための基準を指す。 トップレベル事業所になると、 目標削減率 が1/2又は3/4に軽減される。
45	取引参加者	大規模 事業者及びそれ以外で取引への参画を希望する事業者を指す。
な行		
は行		
46	排出 可能 上限量	削減期間の間に排出することが許される上限の量を指す。 削減期間の各年度の基準排出量を合計して得た量から 排出削減目標量 を減じて計算される。
47	排出削減目標量	大規模 事業所において、削減期間の間に、基準排出量に対して 目標設定 ガス年度排出量を削減しなければならない合計量を指す。 削減期間の間の一年度ごとに基準排出量に 目標削減率 を乗じて得た量を当該削減期間において合計して計算される。
48	排出削減量	削減期間の各年度の基準排出量を合計して得た量から排出総量を減じて得た量を指す。
49	排出総量	大規模 事業所における 目標設定 ガス年度排出量の削減期間における合計を指す。
50	排出量取引	オフセットクレジット 等の取得及び移転と、それに伴う諸手続を指す。
51	発行	知事が、削減量口座簿において、それまで記録されていなかった クレジット 等の増加の記録をすることを指す。
52	バンキング	当該計画期間に発行された クレジット 等をその期間の 充当 に利用せず、翌計画期間の 充当 に利用するために指定管理口座又は一般管理口座で保有し続けることを指す。
53	振替	取得及び移転を指す。
54	振替可能削減量	超過削減量及び オフセットクレジット を指す。（= オフセットクレジット 等）
ま行		
55	無効化	クレジット を本制度の 充当 に利用できない状態にすることを指す。
56	目標削減率	大規模 事業所において、基準排出量に対して 目標設定 ガス（エネルギー起源CO ₂ ）年度排出量を削減すべき割合を指す。

目標設定型排出量取引制度における排出量取引運用ガイドライン

		第1 削減計画期間においては8%（第一区分事業所のうち地域冷暖房等を多く利用している事業所を除く。）又は6%（第一区分事業所のうち地域冷暖房等を多く利用している事業所及び第二区分事業所）、第2 削減計画期間においては15%又は13%、第3 削減計画期間においては22%又は20%である。
57	目標設定ガス	エネルギー起源二酸化炭素（燃料、熱又は電気の使用に伴って排出されるもの）を指す。
58	目標達成期限	削減計画期間の終了年度の翌々年度の9月末日を指す。ただし次の例外がある。 大規模事業所でなくなり削減目標達成の終了年度が変更された場合は知事が認めた日の翌日から起算して180日目 削減計画期間の削減目標量又は目標設定ガス年度排出量の確定が当該削減計画期間の翌々年度の4月3日以降となった場合は確定の日の翌日から起算して180日目
や行		
ら行		
59	連携自治体削減量	東京連携クレジットの正式名称（指針における用語）
わ行		

第2章 よくある質問と回答

● 削減目標達成と排出量取引制度について

Q1. **大規模事業者**である。計画期間は**4又は5年間**ということだが、**目標達成**はどのように行えばよいか。

自らの事業所の削減対策の実施に加えて、排出量取引により**オフセットクレジット等**を取得して削減目標を達成する事業者は、**地球温暖化対策計画・実施状況報告書**による排出実績の報告とともに、**目標達成期限**（削減計画期間の終了年度の翌々年度の9月末日）までに「**充当口座のクレジット等**」を「**事業所の排出総量**」から「**排出可能上限量**」を差し引いた量に見合う量とする必要がある。（第2部第1章3（2））

自らの事業所の削減対策のみにより削減目標を達成できた事業者は、その実績を**地球温暖化対策計画・実施状況報告書**により報告すればよい。このときは、上記の措置は必要ない。

なお、どちらの場合であっても、削減計画期間の終了年度の排出実績の報告までに**基準排出量・毎年の排出量の検証結果**を提出することが必要である。

Q2. **同一法人で複数の対象事業所を所有している。排出量が増加する事業所と減少する事業所があるが、合計して削減目標を達成していれば、それでよいか。**

削減目標は、法人ごとではなく、一つ一つの対象事業所ごとに達成しているかどうか判断される。質問の場合には、同一法人内の事業所であっても、排出量取引を行うことが必要となる。

具体的には、①：最低一つの一般管理口座の開設を受け、②：削減目標を超えて削減を達成している事業所の超過削減量を、その指定管理口座に発行後、③：①の一般管理口座を経由して、④：削減目標を達成できていない事業所の指定管理口座に移転しておくことが必要である。

なお、この場合の排出量取引において、対価の支払がある必要は特にない。

● 削減量口座簿について

Q3. 指定管理口座と一般管理口座の違いは何か。

最大の違いは、管理口座に記録されたクレジット等の財産権性を認識するか、しないかである。

指定管理口座は、知事が大規模事業者ごとに開設する口座である。

指定管理口座に記録されるクレジット等は、行政上の目標達成に係る記録（数値）であって、口座名義人の財産ということではない。

一般管理口座は、取引参加者からの申請に基づき知事が開設する口座である。

一般管理口座に記録されるオフセットクレジット等は口座名義人の財産として認識できる。（第2部第2章2（3））

Q4. 大規模事業者ではない「法人」が、口座を開設することはできるか。

大規模事業者以外の事業者であっても、法人であれば一般管理口座を開設できる。

ただし、外国法人の場合は、国内に事務所、営業所等があることが条件となる。

（第2部第3章3（1））

Q5. 大規模事業者ではない「個人」だが、口座を開設することはできるか。

オフセットクレジットの発行を受けることができる者である場合は、一般管理口座の開設を受けることができるほか、口座管理者や一般管理口座の口座名義人（個人）について相続があった場合の相続人についても開設を受けることが可能である。

（第2部第3章3（1））

Q6. 一般管理口座は、同一法人の場合1つしか開設を受けることができないのか。

大規模事業者及び口座管理者は、一般管理口座を原則として自らが口座名義人又は口座管理者となっている指定管理口座と同じ数まで開設を受けることができる。

それ以外の取引参加者は、開設できる口座は原則として1口座のみに限られている。

いずれの場合も、特別の事情があると認められる場合は、開設上限数を超過して口座の開設を受けることができる。（第2部第3章3（1））

Q7. 大規模事業所だが、排出量取引は予定していない。一般管理口座の開設を受けなければいけないのか。

一般管理口座の開設は任意であるため、排出量取引やオフセットクレジット等の無効化を予定していなければ開設は不要である。（第2部第3章2（1））

ただし、排出削減目標量に対して削減が不足している場合にあつては、必ず開設を受ける必要がある。

Q8. 大規模事業者の指定管理口座に関する手続を第三者が行うことはできるか。

「口座管理者登録（登録抹消）申請書」を提出し、口座管理者を登録すれば、可能である。

このとき、口座名義人は大規模事業者のままであるが、指定管理口座に関する手続を、大規模事業者に代わって行うことができる。

口座管理者は、大規模事業者の中から選任しても、第三者を選任しても構わない。（第2部第2章2（3）カ）

Q9. 同一の者が、複数の大規模事業所の口座管理者になることはできるか。

同一の者が、複数の大規模事業所の口座管理者を兼ねることについて、制限は特にない。

なお、この例のように同一の者が複数の大規模事業所の口座管理者を兼ねる場合、当該大規模事業所同士の取引を行うことなどにより双方代理に該当する可能性があるため、口座管理者登録（登録抹消）申請書は、口座管理者が双方代理となることについての承諾書を兼ねる書類となっている。したがって、口座管理者の利益相反等が懸念される場合は、口座管理者として登録しようとしている者と事前に調整する必要がある。（第2部第2章2（3）カ）

● 事業者の状況変更と削減量口座簿について

Q10. **大規模事業者（法人）の代表者等の変更があった。口座名義人を変更するにはどうすればよいか。**

大規模事業者の氏名又は住所が変更となった場合、「大規模事業者氏名等変更届出書」を提出する必要がある。

指定管理口座に関する書類を提出する必要はない。

また、大規模事業者が一般管理口座の開設を受けている一般管理口座については「大規模事業者氏名等変更届出書」により当該一般管理口座の口座名義人情報も変更される。（第2部第3章2（2））

Q11. **大規模事業者が変更（承継）となった。口座名義人を変更するにはどうすればよいか。**

大規模事業所の大規模事業者が変更（承継等）となった場合、「大規模事業所承継届出書」を提出する必要がある。

承継に併せて、指定管理口座の振替可能削減量等の管理を行う部署が変更される場合は、「口座名義人等氏名等変更届出書」を提出する必要がある。

一般管理口座は法人ごとに開設されるものであり、大規模事業所を承継する事業者が排出量取引を行う場合は、新たに「一般管理口座開設申請書」を提出する必要がある。

Q12. **大規模事業所を有する企業であるが、他の企業と合併し、消滅することとなった。管理口座に記録されているクレジット等はどのようになるか。**

指定管理口座にあるクレジット等は、企業合併により口座名義人が変更されても、特に移転することなどはない。その管理権は、合併後の存続会社に引き継がれる。

一般管理口座にあるオフセットクレジット等は、合併後の存続会社に承継される。合併後の存続会社が、合併の事実を証する書類を添えて移転申請をすることにより、消滅会社の一般管理口座から存続会社の一般管理口座にオフセットクレジット等を移転することができる。

通常に移転申請では、オフセットクレジット等を移転する口座（オフセットクレジット等が減少する口座）の口座名義人（この場合は、消滅会社）しか申請できないが、この場合は例外的に、オフセットクレジット等を取得する口座（オフセットクレジット等が増加する口座）の口座名義人（この場合は、存続会社）が申請することができる。

Q13. **大規模事業所を有する企業が破産（解散）した場合、管理口座に記録されているクレジット等はどのようになるか。**

指定管理口座及び一般管理口座にあるクレジット等は、その口座名義人が破産（解散）したとしても、特に移転することなどはない。

その管理権は、破産管財人又は清算会社（清算人）に引き継がれる。

Q14. 指定管理口座に超過削減量の発行を受けた後、一般管理口座に移転する前に、大規模事業所の所有者が交代した。超過削減量はどのように扱われるか。

指定管理口座に記録されているクレジット等は、その口座名義人（大規模事業者）が交代しても、特に移転することなどはない。

その管理権は、新たな口座名義人（大規模事業者）に引き継がれる。

したがって、新たな所有者（口座名義人、大規模事業者）は、自らの一般管理口座に超過削減量を移転することができ、旧所有者の一般管理口座と関連付けを行っていた場合は、旧所有者への移転も可能である。

旧所有者がクレジットの保有を希望する場合は、Q15のように所有者が交代する前に自らの一般管理口座に移転しておくことも考えられるが、所有権等の譲渡の際に指定管理口座上のクレジットの帰属についてもあらかじめ合意しておくことが望ましい。

Q15. 指定管理口座に超過削減量の発行を受け、これを一般管理口座に移転した後、大規模事業所の所有者が交代した。超過削減量はどのように扱われるか。

一般管理口座に記録されているオフセットクレジット等は、もはや指定管理口座との関係はなく、その一般管理口座の口座名義人の所有物と考えるので、対象事業所の所有者（大規模事業者）が交代しても、その影響は受けず、特に移転することなどはない。

したがって、新たな所有者（口座名義人、大規模事業者）は、超過削減量が移転された状態で削減目標達成に努めることとなる。

● 削減量口座簿に記録される情報について

Q16. 削減量口座簿において、クレジット等の質権の記録をすることはできるか。

削減量口座簿において、質権の設定を記録することはできない。

また、制度上、質権設定等について、その他の対抗要件の具備方法を設けることも予定していない。

Q17. 削減量口座簿において、クレジット等の信託の記録をすることはできるか。

削減量口座簿において、信託の記録をすることはできない。

また、仮に削減量口座簿に信託の記録ができたとしても、そのことにより信託の対抗要件が具備されるか、[埼玉県](#)の排出量取引制度におけるクレジットが信託法第14条に規定する「登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない財産」にあたるかどうかについて法的な整理はされていない。

Q18. 一つの[大規模](#)事業所における複数の[大規模](#)事業者の間の負担の分担を明確にするため、削減量口座簿において、一部の[大規模](#)事業者の削減不足分をマイナスのクレジットとして記録することはできるか。

本制度においては、「マイナスのクレジット」という概念は存在せず、削減量口座簿において、そのような記録をすることはできない。

Q19. 管理口座ごとに保有されているクレジット等の量は公表されるのか。

口座名義人及び口座管理者が「振替可能削減量等の保有等に係る情報の公表について」により公表を希望する場合のみ、管理口座ごとのクレジット等の保有量を[県ホームページ](#)で公表する。

ただし、公表のタイミングは1回/月程度を予定しており、公表されるクレジット等の量が、閲覧時点において管理口座に保有されていることを証明するものではない。

なお、口座名義人及び口座管理者は、自らの口座で保有しているクレジット等の量について、[埼玉県](#)に対し、証明書の交付を求めることができる。

取引相手に自らの保有量を示す必要がある場合は、この証明書を利用されたい。

● 申請手続について

Q20. 削減目標量を超えて削減できた場合、自動的に超過削減量として指定管理口座に発行されるのか。

削減計画期間を通算して最終的に発行可能な量が確定した段階で、自動的に指定管理口座に発行される。なお、計画期間の途中で超過削減量の取引を行いたい場合等、任意のタイミングで発行を希望するときは、「振替可能削減量等発行等申請書」を提出し、指定管理口座への発行を受けることも可能である。（第2部第3章4（1））

Q21. 指定管理口座に発行した超過削減量を他事業者へ売却する場合に必要な申請はどのようなものか。

まず、指定管理口座の超過削減量を受け取る一般管理口座の関連付け申請を行う必要がある。

一般管理口座の開設を受けていない場合には「一般管理口座開設申請書」を、一般管理口座を開設済みの場合には「一般管理口座等に係る関連付け申請書」を埼玉県へ提出する。

次に、「振替可能削減量振替申請書」に所定の書類を添付したものを埼玉県へ提出して、指定管理口座の超過削減量を自らの一般管理口座へ移転する。

最後に、「振替可能削減量振替申請書」を提出して、売却先の事業者の一般管理口座へ移転する。（第2部第3章3（1）及び（5）並びに第2部第3章5）

Q22. 一般管理口座間や、一般管理口座から指定管理口座へオフセットクレジット等に移転する場合に、必要な申請はどのようなものか。

一般管理口座間や、一般管理口座から指定管理口座へオフセットクレジット等に移転する場合には、オフセットクレジット等の移転元となる口座の名義人が「振替可能削減量振替申請書」を提出する必要がある。

一般管理口座から指定管理口座へオフセットクレジット等に移転する場合、事前に「一般管理口座等に係る関連付け申請書」にて指定管理口座へ超過削減量等を受け渡す一般管理口座を関連付ける手続を行う。なお、一般管理口座の開設申請の際に、一般管理口座開設申請書で一般管理口座等に係る関連付け申請を行うことができる。

（第2部第3章5）

● 排出量取引について

Q23. 他の事業者と排出量取引を行いたい、どのような流れで行えばよいか。

取引先を見つける方法として、民間の取引仲介事業者又はグリーンエネルギー証書を発行している事業者へ問い合わせる方法が考えられる。これらの事業者のうち、埼玉県が開催している「排出量取引セミナー」においてブース出展を行った事業者の情報については、県ホームページ上で公表されている。

また、管理口座にクレジット等を保有している事業者へ問い合わせる方法も考えられる。口座名義人及び口座管理者が「振替可能削減量等の保有等に係る情報の公表について」により公表を希望している場合には、管理口座ごとのクレジット等の保有量とその管理を行う部署の連絡先が県ホームページ上で公表されている。

上記の方法で取引先の候補を挙げたら、見積、契約を個別に行い、契約締結後、決済を行う。

その際、売り手側の事業者は埼玉県に「振替可能削減量振替申請書」を提出する必要がある。(第2部第3章5及び参考資料)

Q24. 排出量取引の価格はどのように決めればよいか。

排出量取引の価格は、一般に取引される商品と同様、取引する当事者同士の交渉・合意により決定されるものである。

それまでに行われた取引の事例を参考とするほか、複数の事業者に見積を取ってみることなどが考えられる。

なお、同一法人内の取引の場合など、無償で取引することも自由である。

Q25. 排出量取引は無償で行ってもよいか。

埼玉県は、取引価格について制約をかけることはなく、無償で取引することも自由である。

同一法人である場合のほか異なる法人間であっても、双方の合意さえあれば、無償取引できる。

Q26. 取引相手に自らの管理口座内にクレジットを保有していることを示す方法はあるか。

口座名義人は、管理口座に記録されている事項について、埼玉県から「削減量口座簿記録事項証明書」の交付を受けることにより、第三者に対する証明を行うことができる。

Q27. 大規模事業者ではないが、指定管理口座の口座管理者である。この場合、グリーンエネルギー証書に基づく再エネクレジットの発行を受けることはできるか。

大規模事業者ではない者は、グリーンエネルギー証書に基づく再エネクレジットの発行を受けることはできない。

したがって、大規模事業者ではない者や口座管理者は、グリーンエネルギー証書に基づく再エネクレジットの発行申請を行うことはできない。

Q28. 埼玉県の排出量取引におけるクレジット等を CSR に利用したいが、そのようなことを削減量口座簿に記録（クレジット等の無効化）することは可能か。

令和2（2020）年度に実施した要綱改正により、クレジットを無効化する（＝充当に利用できない状態にする）手続及び削減量口座簿への記録の方法についての規定が設けられたため、クレジットの環境価値を本制度の目標達成以外に活用し、その旨を削減量口座簿に記録することが可能になった。したがって、無効化の手続を経れば、クレジットを CSR に利用し、削減量口座簿に記録することも可能である。（第2部第3章9）

Q29. 埼玉県の排出量取引における会計及び税の取扱いについて知りたい。

会計の取扱いについては、「[埼玉県目標設定型排出量取引制度](#)の会計処理に関する基本的考え方」に記載する。

税の取扱いについては、[関東甲信越国税局](#)から回答の得られた内容について[埼玉県環境部温暖化対策課](#)ホームページで公開している。税務申告等において不明点があれば、国税局又は各税務署に問い合わせることができる。

● 他の制度との関係について

Q30. J-クレジット制度で認証を受けている。埼玉県でこのクレジットは利用できるか。

原則として、J-クレジット制度等国が実施している制度において認められた削減量を、そのまま本制度で利用することはできない。

ただし、オフセット・クレジット（J-VER）制度、都道府県 J-VER 制度及び J-クレジット制度により認められた削減量のうち、森林経営活動又は植林活動による CO₂ 吸収量の増大の方法論で実施されたプロジェクトにより発行されたものについては、森林吸収クレジットとして利用することができる。

また、埼玉県の制度における県内中小クレジット又は県外クレジットの条件に合えば、J-クレジット等の認証・利用と同時に、埼玉県制度のクレジットの認定・発行を受けることができる。

Q31. 制度の対象事業所であるが、J-クレジット制度で排出削減事業者としてクレジットの認証を受け、他者（大企業等）がこれを自主行動計画の目標達成等に活用している。埼玉県の制度への影響はあるか。

原則として、J-クレジット制度等国が実施している制度は、罰則を伴う削減義務がない制度なので、それらの制度の中で削減量の価値を移転していても、本制度で算定する排出量、削減量の量には影響しないものとする。

したがって、質問の場合も、大規模事業所が自らの排出量を J-クレジットの移転分増加するよう算定するなどの必要はない。

ただし、J-クレジット制度等により認められた削減量のうち、森林経営活動又は植林活動による CO₂ 吸収量の増大の方法論で実施されたプロジェクトにより発行されたものを森林吸収クレジットとして利用する場合は、本制度以外への活用（重複利用）はできない。

また、低炭素電力の排出係数について、J-クレジット制度等により認められた削減量において認証・発行されたクレジットを用いて調整後排出係数の算定を行っている場合であって、かつ当該クレジットが低炭素電力の受入れ事業所から創出されたクレジット（再生可能エネルギーにより発電した電気及び熱の自家消費分の環境価値を移転したものを除く。）である場合は、この受入れ事業所では削減量を算定することができないため、留意すること。

なお、将来、削減義務のある制度が国として導入されたときは、制度全体の調整の中で、改めて取扱いを整理する。

Q32. 埼玉県と東京都とがそれぞれの排出量取引制度について連携すると聞いたが、具体的にはどのようなことか。

埼玉県と東京都とは、平成 22 年 9 月 17 日付で「キャップ&トレード制度の首都圏への波及に向けた東京都と埼玉県との連携に関する協定」を締結した。

目標設定型排出量取引制度における排出量取引運用ガイドライン

この協定において、「両都県における相互のクレジット取引を可能にするなど、制度設計及び運営において連携・協力する」としている。

具体的には、埼玉県及び東京都で創出されるオフセットクレジット等のうち、超過削減量及び県内(都内)中小クレジットを、両都県の排出量取引に利用することができる。
(第2部第1章4(6))

第1号様式（目標設定型排出量取引制度における排出量取引運用ガイドライン）

振替可能削減量等の保有等に係る情報の公表について

令和 年 月 日

住 所
氏 名

〔法人にあつては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地〕

私は、振替可能削減量等の保有等に係る情報の公表について、下記のとおり希望します。

記

口座番号	振替可能削減量 等に係る情報※	公表希望の有無（有・無のどちらかを選択）		
		口座番号及び 口座名義人の名称	振替可能削減量 等の種類	振替可能削減量等 の保有の量
		有り・無し	有り・無し	有り・無し
		有り・無し	有り・無し	有り・無し
		有り・無し	有り・無し	有り・無し
		有り・無し	有り・無し	有り・無し
		有り・無し	有り・無し	有り・無し
		有り・無し	有り・無し	有り・無し
		有り・無し	有り・無し	有り・無し
		有り・無し	有り・無し	有り・無し

※ 振替可能削減量等の発行時においては認定（認証）番号を記入する。（超過削減量及びその他ガス削減量の場合は記入不要）

※ 振替可能削減量等の保有量に係る情報の公表においては、種類及び識別番号を記入する。

第2号様式（目標設定型排出量取引制度における排出量取引運用ガイドライン）

振替可能削減量記録移転（クレジットの無効化）
に係る情報の公表等について

令和 年 月 日

住 所

氏 名

〔法人にあっては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地〕

私は、クレジットの無効化に係る情報の公表等について、下記のとおり申告します。

記

1 無効化の申請を行ったものに関する情報の公表

口座番号の公表	希望する・希望しない
口座名義人の名称の公表	希望する・希望しない

2 用途等に関する情報

	希望する・希望しない
用途についての公表	<p>【用途】</p> <p>1 カーボン・オフセット（イベントのオフセット）</p> <p>2 カーボン・オフセット（製品のオフセット）</p> <p>3 カーボン・オフセット（その他）</p> <p>4 その他（ ）</p>
無効化の目的	

※ 無効化を行ったクレジットの種類ごとの合計量（t-CO₂）、シリアル番号及び有効期限並びに無効化を行った時期については必ず公表されます。

※ 公表希望については、各欄の「希望する・希望しない」いずれか1つに○をつけてください。

※ 用途について、1～4のいずれか1つに○をつけてください。その他の括弧内に記載した内容は公表されません。

※ 無効化の目的については、200文字以内で御記載ください。県からの通知書にそのまま転載されるので御注意ください。

（日本産業規格A列4番）

埼玉県目標設定型排出量取引制度
クレジット記録移転通知書
(無効化証書)

様

埼玉県削減量口座簿取扱要綱第20条第2項の規定により、クレジットを知事の管理口座に移転しました。

これにより、以下のクレジットの無効化が行われたことを証します。

種類	数量	識別番号	有効期限
----	----	------	------

無効化の目的

令和 年 月 日
埼玉県知事

参考資料

1 参考資料の位置付け

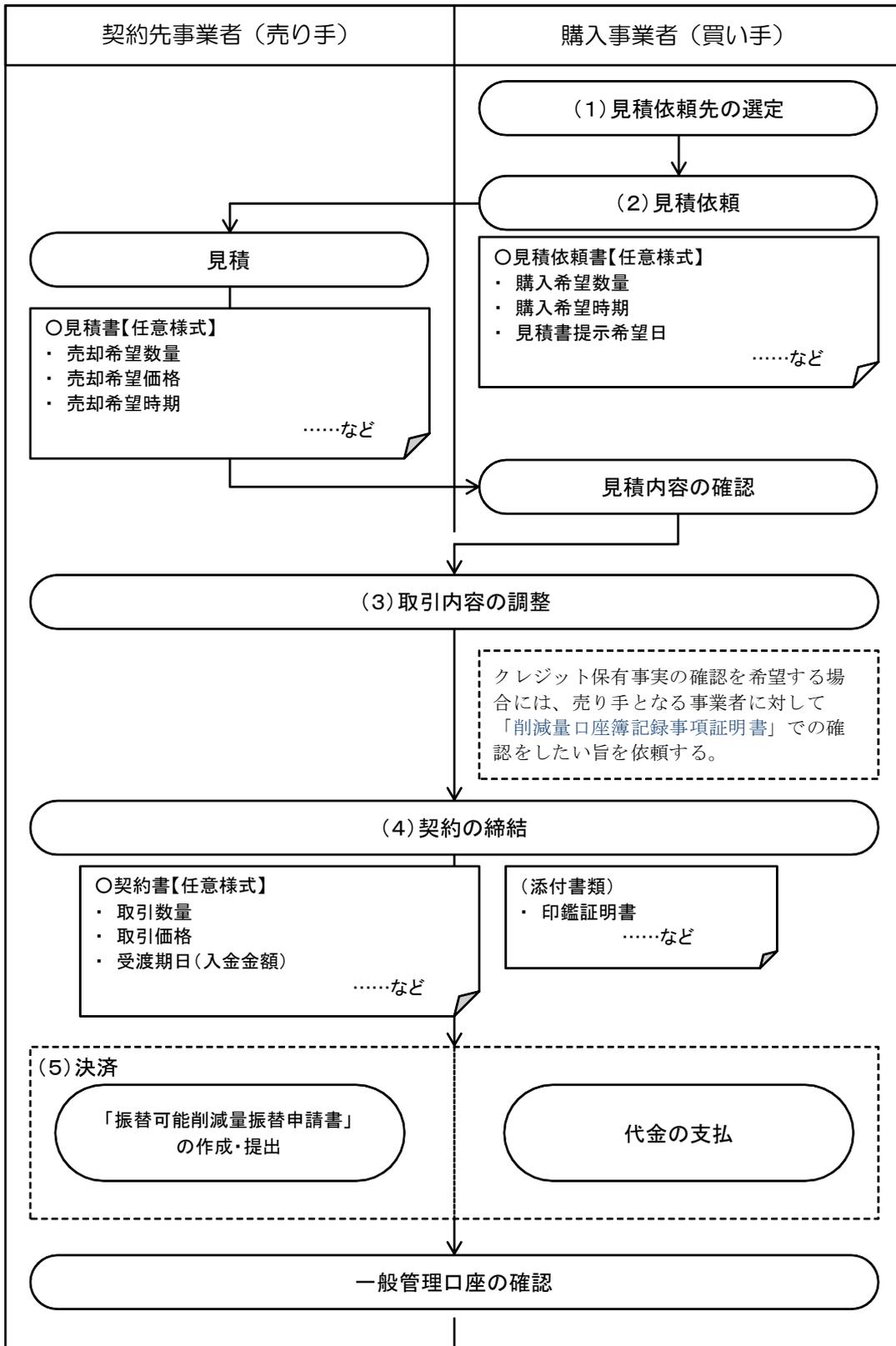
参考資料では、取引参加者が本制度に基づく排出量取引を行うに当たって一般的に必要なとなる手続の流れを記載する。

オフセットクレジット等の購入の流れについては「2 オフセットクレジット等の購入の流れ」に、売却の流れについては「3 オフセットクレジット等の売却の流れ」にそれぞれ記載する。

なお、同一法人グループ内でオフセットクレジット等を融通しあう場合など、ここで記載する手続を必ずしも要しない場面もあると思われるが、実態に即した方法で取引を実施していただきたい。

2 オフセットクレジット等の購入の流れ

オフセットクレジット等を購入するに当たっての流れを「図（参考）－1」に示す。



図（参考）－1 オフセットクレジット等の購入の流れ

(1) 見積依頼先の選定

埼玉県では、「排出量取引セミナー」に出展したクレジットの販売等を希望する事業者（取引仲介事業者やグリーンエネルギー証書の発行事業者を含む。）の名称や連絡先等について県ホームページ上で公表している。

また、口座名義人及び口座管理者が「振替可能削減量等の保有等に係る情報の公表について」により公表を希望している場合には、管理口座ごとのクレジット等の保有量とその管理を行う部署の連絡先が県ホームページ上で公表している。

管理口座・クレジット等の情報の公表

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/torihikikouza.html>

クレジット等の購入を希望する取引参加者は、これらの情報を利用して自らのニーズにあった見積依頼先を選択することができる。

なお、排出量取引セミナーに出展したことがある事業者及び管理口座ごとにクレジット等の保有量等を公表している事業者は、一般管理口座開設の資格要件に該当する者ではあるが、埼玉県から信用性等についての評価を得た事業者ということではなく、削減量口座簿上の公表内容も埼玉県による審査を経たものではない。

(2) 見積依頼

ア 見積依頼時の連絡事項

購入事業者は、見積依頼先として選定した事業者（以下「見積依頼先事業者」という。）にオフセットクレジット等の購入価格の見積を依頼する。

その際には、次のような事項を明示して複数の事業者から見積りをとることが望ましい。

購入希望数量（t-CO ₂ 単位）
購入希望時期
見積書提示希望日
補足事項（購入を希望するオフセットクレジット等の種類など）
連絡先

イ 見積結果受領時の確認事項

見積依頼先事業者から送付されてくる見積書には、通常次のような事項が記載されているため、購入事業者は、その内容を確認する。

売却希望額
売却可能時期
補足事項（見積依頼書に追記した補足事項に対する回答など）
見積書有効期間

(3) 取引内容の調整

購入事業者は、見積書の内容をもとに、どの見積依頼先事業者からオフセットクレジット等を購入するかを決定する。

オフセットクレジット等を購入したい旨を連絡し、事業者間で取引内容（オフセットクレジット等種類、数量、取引価格等）を調整する。

(4) 契約の締結

取引内容が調整できれば、実際に契約を締結する。

契約にあたっては、双方の意思確認のために、次のような事項を記載した契約書の作成及び印鑑登録証明書原本の取り交わし等を行うことになる。

なお、契約先事業者がその一般管理口座にオフセットクレジット等を有していることについては、埼玉県が交付する「削減量口座簿記録事項証明書」により確認することができる。

ただし、この「削減量口座簿記録事項証明書」の交付申請は、その口座の口座名義人でなければできないので、購入事業者は、契約先事業者に依頼する必要がある。

● 契約書への記載事項（例）

取引数量

代金、代金支払総額

オフセットクレジット等の種類、シリアル番号、有効期間

削減計画期間

代金支払期限

受渡期日（入金期限、オフセットクレジット等の移転日）

● 契約書締結時の確認事項（例）

〈オフセットクレジット等の購入事業者情報〉

一般管理口座の口座名義人氏名（法人の場合は名称）、口座番号

金融機関の決済口座名義、決済口座番号

〈契約先事業者情報〉

一般管理口座の口座名義人氏名（法人の場合は名称）、口座番号

金融機関の決済口座名義、決済口座番号

なお、埼玉県が振替可能削減量振替申請書を受理してから移転手続が完了するまでに要する日数を考慮する必要があるため、余裕を持って契約を締結することが望ましい。

(5) 決済

購入事業者は、契約締結の完了後、所定の期日までに、オフセットクレジット等の購入代金を契約先事業者が指定する金融機関の決済口座に払い込む。

支払が完了したらその旨を契約先事業者に連絡する。

また、オフセットクレジット等の移転については、購入事業者ではなく、売り手である契約先事業者が「振替可能削減量振替申請書」に必要事項を記入の上、添付書類とともに埼玉県へ提出することとなる。

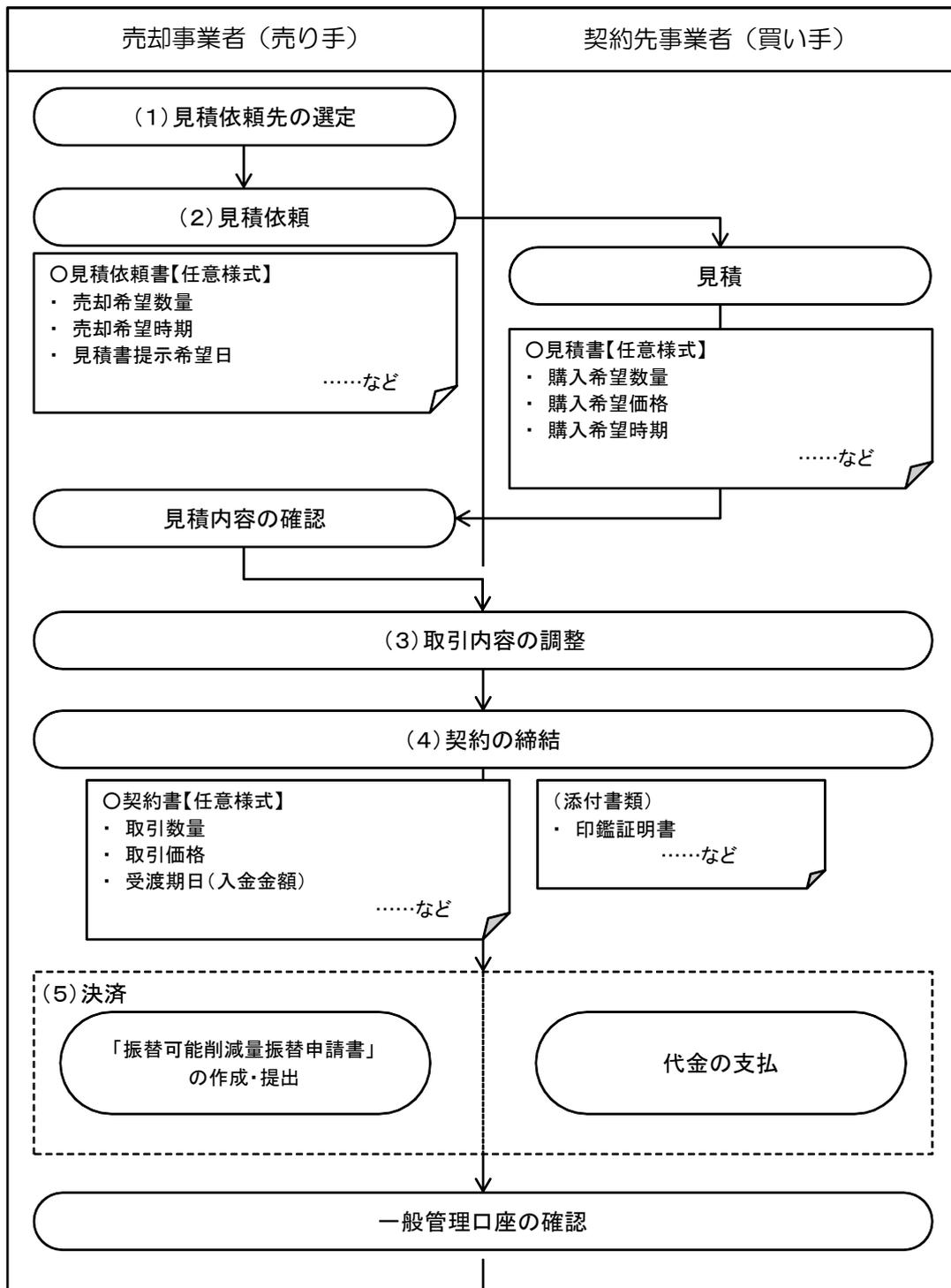
購入事業者は、自らの管理口座に係る「削減量口座簿記録事項証明書」の交付を受けることによりオフセットクレジット等の移転を確認できる。

オフセットクレジット等の移転に関する手続の詳細は、「第3章5(2)オフセットクレジット等の移転申請手続き」を参照すること。

なお、契約条件によっては削減量口座簿上でのオフセットクレジット等の移転が代金の支払が完了した後になる場合があるかもしれないが、決済手順についての制限は特にないため、事業者間で取り決めること。

3 オフセットクレジット等の売却の流れ

オフセットクレジット等を売却するに当たっての流れを「図（参考）－２」に示す。



図（参考）－２ オフセットクレジット等の売却の流れ

(1) 見積依頼先の選定

オフセットクレジット等の売却を希望する取引参加者は、[県ホームページ](#)に記載されている情報を参照のうえ、ニーズにあった事業者を選択する。

管理口座・クレジット等の情報の公表

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/torihikikouza.html>

なお、「2 オフセットクレジット等の購入手続」に記載のとおり、[クレジット発行先・保有先情報](#)の公表に当たっては、管理口座を開設している者であれば、[大規模事業者や大規模事業者以外で取引を希望する者など](#)、全ての取引参加者が公表を選択できる。

したがって、[クレジット発行先・保有先として県ホームページに公表されている者は、一般管理口座の開設要件に該当する者ではあるが、埼玉県から信用性等についての評価を得た事業者ということではない。](#)

また、[排出量取引セミナー出展者一覧](#)が活用できること、[県ホームページ](#)に公表されていない事業者に見積を依頼しても差し支えないことも、[オフセットクレジット等](#)の購入の場合と同様である。

(2) 見積依頼

ア 見積依頼時の連絡事項

売却事業者は、見積依頼先事業者に[オフセットクレジット等](#)の購入価格の見積を依頼する。

その際には、次のような事項を明示して複数の事業者から見積りをとることが望ましい。

売却希望数量（t-CO ₂ 単位）
売却希望時期
見積書提示希望日
補足事項（売却を希望する オフセットクレジット等 の種類など）
連絡先

イ 見積結果受領時の確認事項

見積依頼先事業者から送付されてくる見積書には、通常次のような事項が記載されているため、売却事業者は、その内容を確認する。

購入希望額
購入可能時期
補足事項（ 見積依頼書 に追記した補足事項に対する回答など）
見積書有効期間

(3) 取引内容の調整

売却事業者は、見積書の内容をもとに、どの見積依頼先事業者へオフセットクレジット等を売却するかを決定する。

オフセットクレジット等を売却したい旨を連絡し、事業者間で取引内容（オフセットクレジット等種類、数量、取引価格等）を調整する。

(4) 契約の締結

取引内容が調整できれば、実際に契約を締結する。

契約にあたっては、双方の意思確認のために、次のような事項を記載した契約書の作成及び印鑑登録証明書原本の取り交わし等を行うことになる。

なお、買い手である契約先事業者から、一般管理口座にオフセットクレジット等を有していることについての証明を求められたときは、売却事業者は、埼玉県から削減量口座簿記録事項証明書の交付を受け、契約先事業者に示すことができる。

● 契約書への記載事項（例）

取引数量

代金、代金支払総額

オフセットクレジット等の種類、シリアル番号、有効期間

削減計画期間

代金支払期限

受渡期日（入金期限、オフセットクレジット等の移転日）

● 契約書締結時の確認事項（例）

〈オフセットクレジット等の売却事業者情報〉

一般管理口座の口座名義人氏名（法人の場合は名称）、口座番号

金融機関の決済口座名義、決済口座番号

〈契約先事業者情報〉

一般管理口座の口座名義人氏名（法人の場合は名称）、口座番号

金融機関の決済口座名義、決済口座番号

なお、埼玉県が振替可能削減量振替申請書を受理してから移転手続が完了するまでに要する日数を考慮する必要があるため、余裕を持って契約を締結することが望ましい。

(5) 決済

売却事業者は、契約締結の完了後、所定の期日までに、オフセットクレジット等の売却代金が、契約先事業者から払い込まれたことを確認する。

払い込みを確認したらその旨を契約先事業者に連絡する。

なお、オフセットクレジット等の移転については、売り手である売却事業者が「振替可能削減量振替申請書」に必要事項を記入の上、添付書類とともに埼玉県へ提出する。

オフセットクレジット等の移転に関する手続の詳細は、「第3章3(5) オフセットクレジット等の移転申請」を参照すること。

また、契約条件によっては削減量口座簿上でのオフセットクレジット等の移転が代金の支払が完了した後になる場合があるかもしれないが、決済手順についての制限は特にないため、事業者間で取り決めること。

4 契約書のひな形

オフセットクレジット等の売買を事業者間で行う際に取り交わす契約書のひな形を埼玉県のホームページにて公開されている。

ひな形は参考として掲載するものであり、利用が義務付けられるものではない。ひな形を利用する場合においても、その内容を十分に確認の上、適宜個別の取引の状況に応じて必要な修正を加えられたい。